

下田市子ども計画

夢を育み健やかに成長するまち下田



令和8年3月
下田市

はじめに

こども施策を社会全体で推進していくことを目的に令和4年6月、「こども基本法」が成立し、これに基づき令和5年12月、その基本的な方針をとりまとめた「こども大綱」が策定されました。

こうした流れを受けて、本市においても、すべてのこどもや若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できる地域づくりを目指し、「下田市こども計画」を策定いたしました。この計画では、地域全体で切れ目のない支援に取り組むよう、「夢を育み健やかに成長するまち下田」を基本理念に掲げました。

少子高齢化の進展、エッセンシャルワーカーの減少、地域コミュニティの弱体化、ICTのリスクの顕在化など、こども・若者を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しています。私たちは、こうした現状をしっかりと把握し、その上で社会の仕組みを適応すべき時を迎えています。

子育て世代の方からは、医療体制への不安、交通の脆弱性、日常生活の選択肢の少なさ等さまざまな課題を感じている一方、下田市の豊かな自然や歴史・文化への愛着を持ち、市民同士がつながってその温かさに触れながらのびのびと過ごせるといった所に地域的な魅力を感じるとの声も聞かれます。

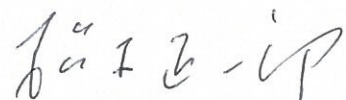
第5次下田市総合計画では、まちの将来像として「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」を掲げています。こどもの健やかな成長を応援するまちづくりを推進するためには、様々な課題に対し、多くの人や主体がつながることが重要です。

この計画の推進に向けて、保健、教育はもとより、医療、防災等関係各所の皆さま及びすべての市民の皆様にご参画いただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なお時間を頂戴し丁寧にご審議を賜りました「下田市こども計画策定推進協議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言をくださいました市民、事業者並びに各団体の皆様に心からの感謝を申し上げます。

令和8年3月

下田市長



目 次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の背景.....	1
第2節	本計画の法的根拠、位置づけ.....	2
第1	本計画の法的根拠.....	2
第2	本計画の位置づけ.....	2
第3節	計画の期間.....	3
第4節	計画の対象.....	3
第2章	本市の現状	4
第1節	こども・子育て世帯等の現状.....	4
第1	総人口・世帯数等の現状.....	4
第2	人口動態の現状.....	7
第3	教育・保育施設の状況.....	8
第4	生活支援と教育機会の現状.....	9
第5	福祉・教育・精神的支援におけるこども・若者の現状.....	12
第2節	アンケート調査、関係者へのヒアリング調査結果の概要.....	15
第1	こども計画アンケート調査の結果概要.....	15
第2	関係者へのヒアリング調査の結果概要.....	32
第3章	計画の基本方針	34
第1節	こどもの人口推計.....	34
第1	未就学児（0～5歳）の推計.....	34
第2	小学生（6～11歳）の推計.....	34
第3	中学生、高校生該当年齢（12～17歳）の推計.....	35
第4	青年期（18～29歳）の推計.....	35
第2節	本市のこども関連施策の課題.....	36
第1	少子化の進行に関する課題.....	36
第2	こども・子育て家庭に関する課題.....	36
第3	こども・若者の成長、健全育成に関する課題.....	36
第4	こども一人一人の状況に合わせた支援に関する課題.....	37
第3節	本計画の基本理念.....	38
第4節	基本目標.....	39
第1	ライフステージを通じた施策.....	39
第2	ライフステージ別の施策.....	40
第3	子育て当事者への支援に関する施策.....	41
第5節	施策体系.....	42
第6節	重点施策.....	43
第4章	こども施策の展開	44
第1節	ライフステージを通じた施策.....	44

第1	主体性を育てる環境、活躍できる環境づくり	44
第2	心身が健康的に育つ環境づくり	50
第3	家庭の状況に応じた支援体制づくり	56
第4	命や安全を守る仕組みづくり	61
第2節	ライフステージ別の施策	67
第1	こどもの誕生前から幼児期まで	67
第2	学童期・思春期	70
第3	青年期	76
第3節	子育て当事者への支援に関する施策	79
第1	子育ての課題解消を支援できる仕組みづくり	79
第2	仕事と家庭の両立を支援できる意識づくり	82
第3	家庭の個別的状況に応じて支援できる効果的な制度運用	83
第5章	こども施策を推進するために必要な事項	85
第1節	こども・若者の社会参画・意見反映	85
第1	多様な意見の聴取、施策への反映方法の充実	85
第2	こども・若者が社会に参画しやすい環境の整備	85
第2節	こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制	85
第1	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	85
第2	地域における包括的な支援体制の構築・強化	86
第3節	評価指標及び数値目標の設定と進捗管理、計画の周知	86
第1	評価指標及び数値目標の設定	86
第2	計画の進捗管理	88
第3	計画の周知	88
第4節	県、関係機関等との連携	88
資 料 編		
1	下田市こども計画策定推進協議会規則	89
2	策定経過	90
3	委員名簿	91
4	用語解説	92

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

平成6年12月、当時の文部省、厚生省、労働省、建設省の4大臣の合意による少子化対策計画「エンゼルプラン」が策定されて30年が経過しました。平成15年には「少子化社会対策基本法」の成立とともに、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、全国の地方自治体による「次世代育成支援行動計画」の策定や、一定規模以上の事業所による「一般事業主行動計画」の策定が位置づけられ、法的根拠を持つ子育て支援がスタートし、その後も子どもや若者に該当する年齢層を対象とした多くの法制度、計画が策定され、福祉や教育を中心に幅広い施策が進められてきました。

令和4年6月22日に「こども基本法」及び「こども家庭庁設置法」が成立し、令和5年4月1日に施行し、こども施策を総合的に推進するための「こども家庭庁」が設置されました。

なお、こども基本法では、以下の6つの基本理念が掲げられています。

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

令和5年12月22日には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、関連施策の総合的な推進を目指すものとして位置づけられています。また、「こども基本法」において、市町村は「こども大綱」（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して「こども計画」を策定することが努力義務として位置づけられています。

本市では、法に基づく「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」として「下田市第3期子ども・子育て支援事業計画」を令和7年3月に策定しています。また、関連する計画として令和6年3月に「第2次下田市いのち支える自殺対策行動計画」を策定し、その中で子どもや若者の自殺予防に向けた取組を掲載しています。

このたび、「こども大綱」を基礎として、これまで計画書として明文化されてこなかった「子ども・若者支援」や「こどもの貧困対策」等を包含する計画として、新たに「下田市こども計画」を策定しました。

第2節 本計画の法的根拠、位置づけ

第1 本計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づき策定するものです。

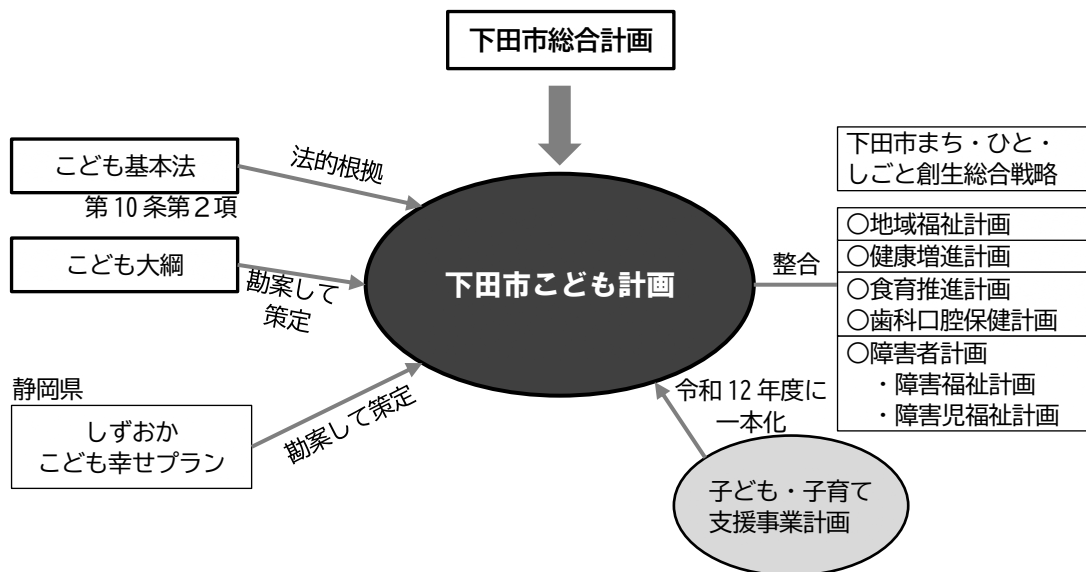
また、「こども基本法」第9条に規定する「こども大綱」及び「しずおかこども幸せプラン」を勘案して策定しました。

第2 本計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第5次下田市総合計画」(令和3年度～令和12年度)におけるまちの将来像『時代の流れを力に つながる下田 新しい未来』における子育て・教育分野を中心に、地域の将来を担うこども・若者の育成・支援を目指す計画として位置づけるものです。

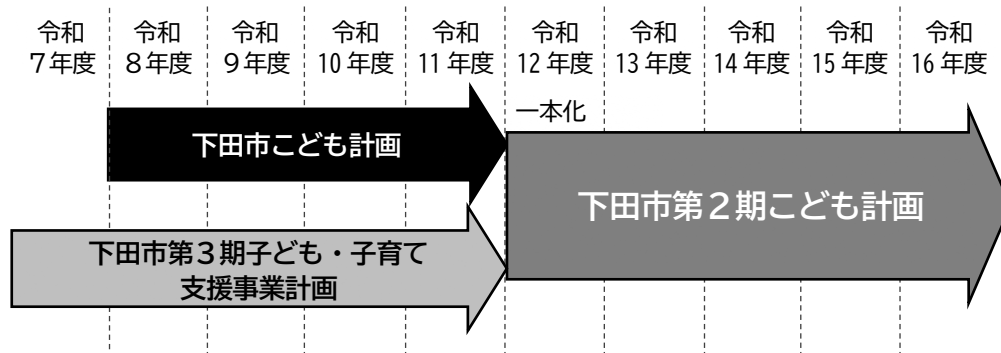
また、関連する分野として、地方創生分野では「下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、福祉分野では「地域福祉計画」や「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」(賀茂地区として策定)等があり、各計画との整合を図り策定しました。

なお、「下田市第3期子ども・子育て支援事業計画」については、次期計画の開始時期となる令和12年度より、本計画と一本化することを予定しています。



第3節 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、令和12年度からは子ども・子育て支援事業計画と一本化を予定しています。



第4節 計画の対象

こども大綱の注釈に

『乳幼児期』(義務教育年齢に達するまで)、『学童期』(小学生年代)、『思春期』(中学生年代から概ね18歳まで)、『青年期』(概ね18歳以降から概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)

と記述があることから、計画の対象は、基本的には「概ね29歳以下の市民及びその家族」とし、施策によっては39歳以下の市民を対象とします。

第2章 本市の現状

第1節 こども・子育て世帯等の現状

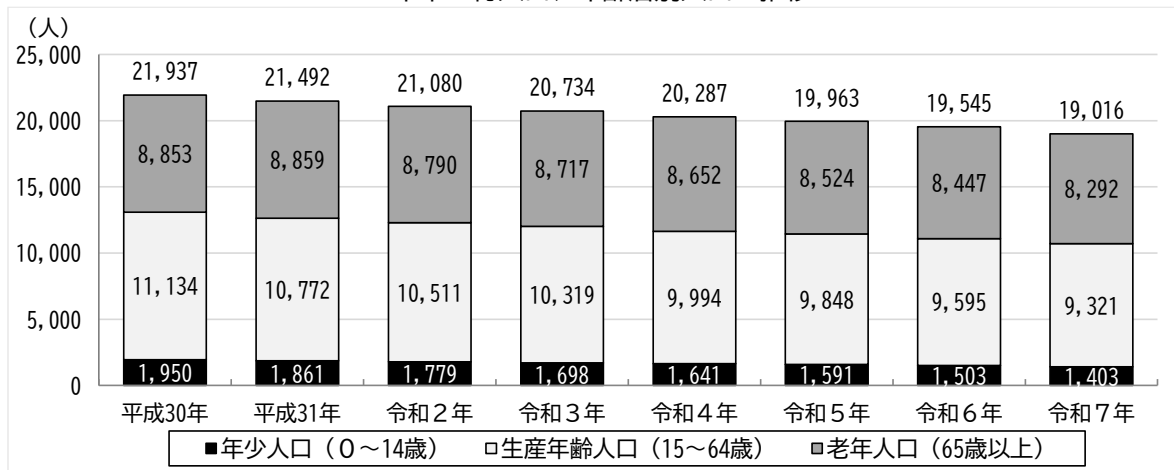
第1 総人口・世帯数等の現状

1 総人口、年齢層別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向が続いており、令和5年には20,000人を下回り、令和7年には19,016人となっています。なお、平成30年から令和7年までの8年間で2,921人(13.3%)減少しています。

また、年齢層別の推移をみると、全ての年齢層で概ね減少傾向が続いており、年少人口(0～14歳)では547人(28.1%)、生産年齢人口(15～64歳)では1,813人(16.3%)、老年人口(65歳以上)では561人(6.3%)の減少となっています。

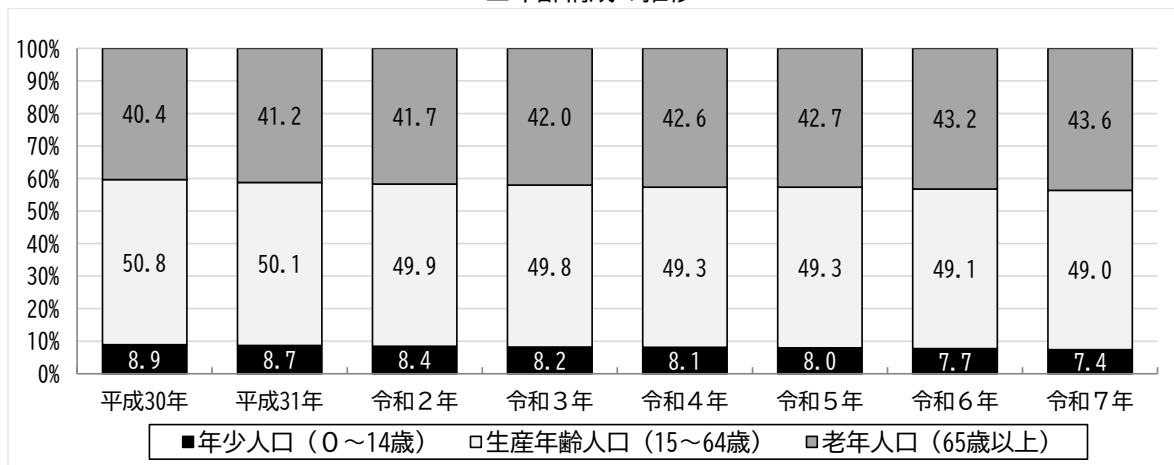
■本市の総人口、年齢層別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

年齢構成をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の割合は低下しており、令和7年にはそれぞれ7.4%、49.0%となっています。なお、老年人口(65歳以上)の割合は上昇が続いており、令和7年には43.6%となっています。

■年齢構成の推移

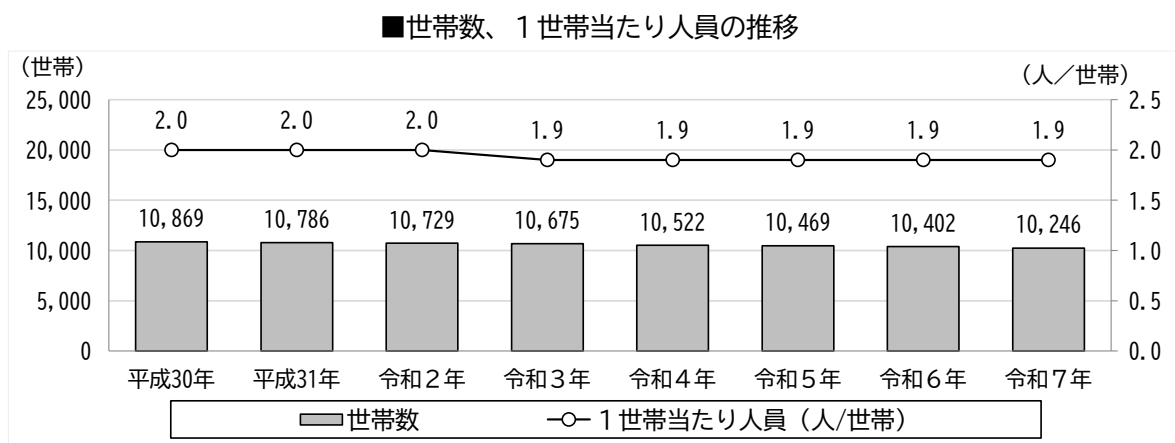


出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2 世帯数の推移

世帯数は、平成30年以降緩やかな減少傾向が続いており、平成30年から令和7年までの8年間で623世帯（5.7%）減少しています。

また、1世帯当たり人員は、平成30年から令和2年までは2.0人／世帯、令和3年以降は1.9人／世帯で推移しています。

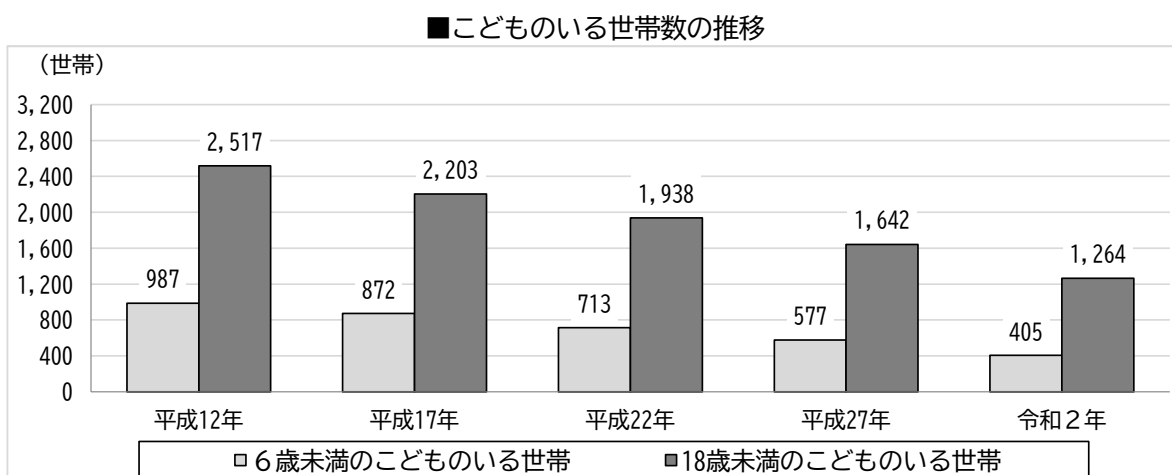


出典：住民基本台帳（各年4月1日時点）

3 こどものいる世帯数の推移

こどものいる世帯のうち、6歳未満のこどものいる世帯数でみると、平成12年以降減少傾向が続いており、平成12年から令和2年までの21年間で582世帯（59.0%）減少しています。

さらに18歳未満のこどものいる世帯数は、平成12年以降減少傾向が続いており、平成12年から令和2年までの21年間で1,253世帯（49.8%）減少しています。

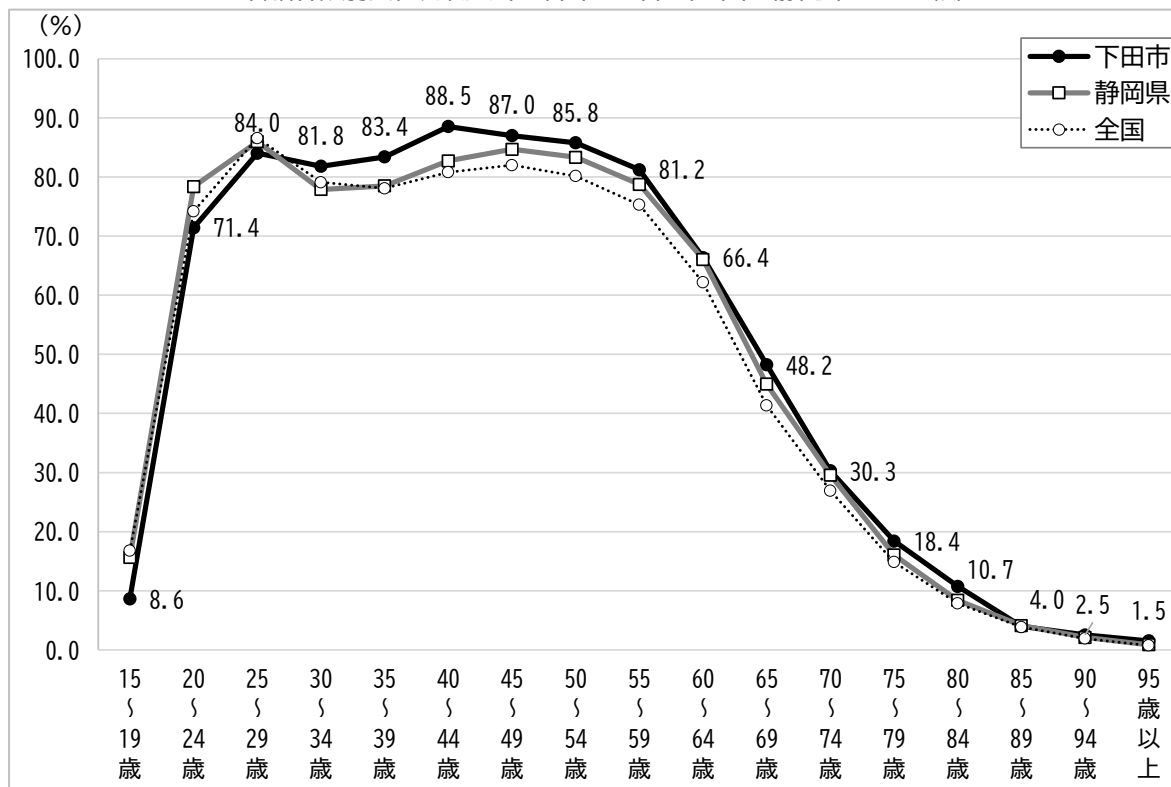


出典：国勢調査（各年10月1日時点）

4 女性労働力率

本市の女性労働力率（令和2年）は、30代で低下しており、いわゆる「M字カーブ」を描いています。これは子育ての世代に当てはまりますが、40代や50代を含めて、全国や静岡県と比較して就労している女性の割合は高くなっています。

■年齢階級別女性労働力率（令和2年）（全国、静岡県との比較）



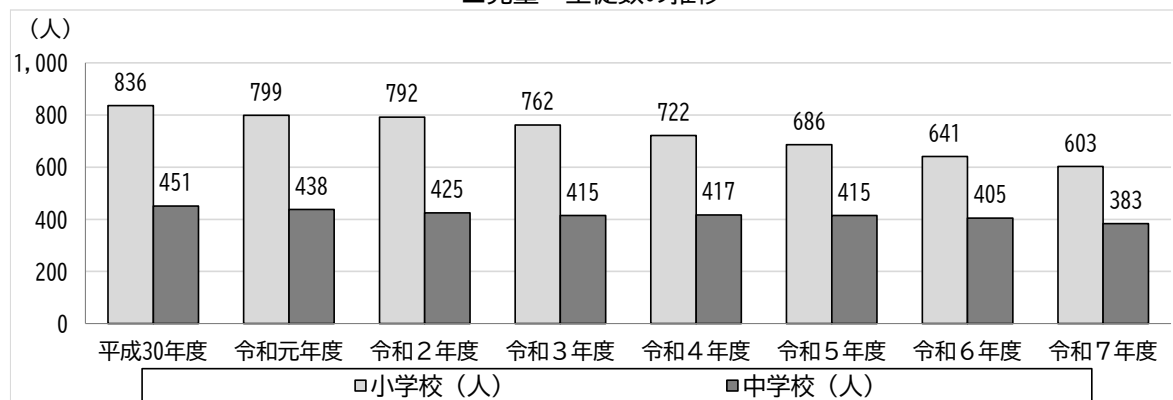
出典：国勢調査（令和2年10月1日時点）

5 児童・生徒数の推移

小学校の児童数は、減少傾向が続いており、平成30年度から令和7年度までの8年間で233人（27.9%）減少しています。

また、中学校の生徒数も、減少傾向が続いており、令和7年度には400人を下回り、383人となっています。なお、平成30年度から令和7年度までの8年間で68人（15.1%）減少しています。

■児童・生徒数の推移



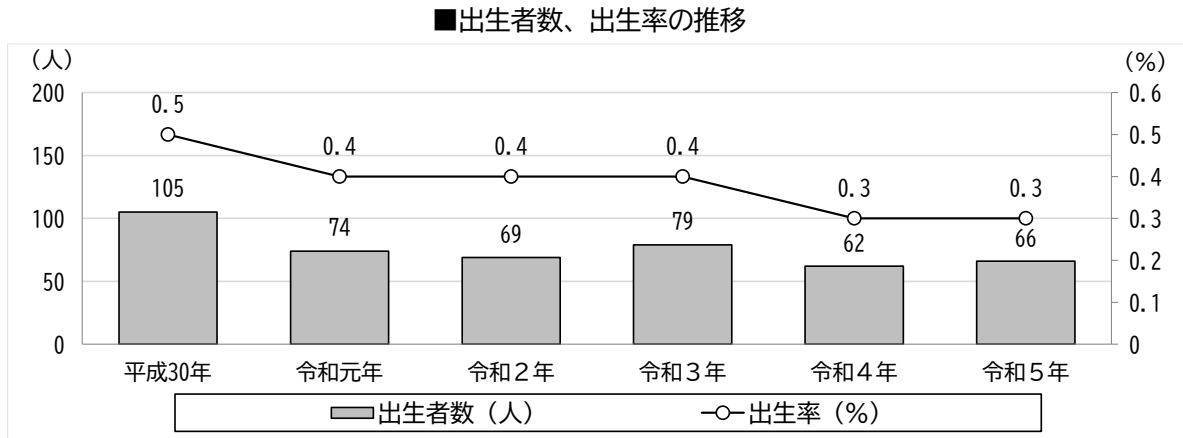
出典：学校基本調査

第2 人口動態の現状

1 出生者数、出生率の推移

出生者数は、平成30年以降増減を繰り返して推移しており、令和元年に100人を下回り、令和5年に66人となっています。

出生率は、平成30年は0.5%、令和元年から令和3年までは0.4%、令和4年以降は0.3%で推移しています。

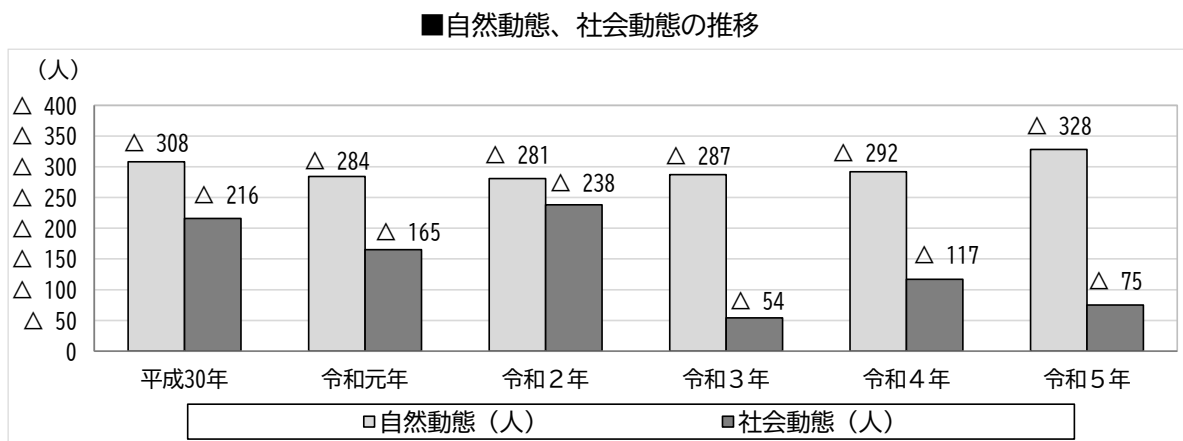


出典：人口動態統計（各年12月31日時点）

2 自然動態、社会動態の推移

自然動態（出生－死亡）は、毎年200人以上の自然減が続いていますが、令和2年以降減少傾向が進み、令和5年には328人の減少となっています。

社会動態（転入－転出）は、毎年100人から200人以上の人口流出が続いてきました。令和3年に54人の減少にとどまりましたが、その後人口流出は増え、令和5年には75人の減少となっています。

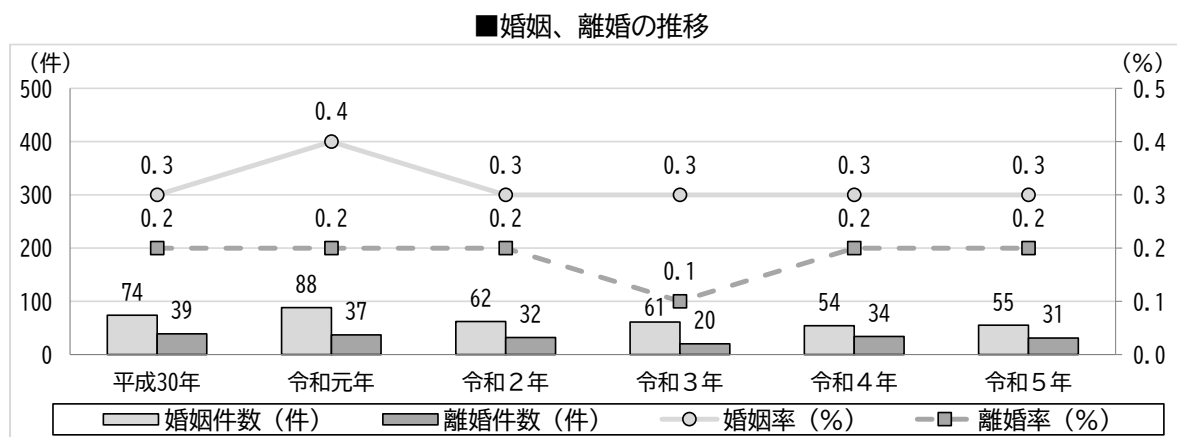


出典：住民基本台帳（各年12月31日時点）

3 婚姻、離婚の推移

婚姻件数は、平成30年以降増減を繰り返して推移しており、令和5年には55件、婚姻率は0.3%となっています。

離婚件数は、平成30年から令和3年まで減少が続き、その後増加したものの、令和5年には31件、離婚率は0.2%となっています。



出典：人口動態統計（各年12月31日時点）

第3 教育・保育施設の状況

1 認定こども園、認可保育所、認可外保育施設

令和7年4月時点で、市内には認定こども園が下田認定こども園、稲生沢こども園の2か所、認可保育所が下田保育所（令和8年度から下田認定こども園に統合）、ひかり保育園の2か所運営されています。いずれも、子ども・子育て支援事業の給付対象となる「特定教育・保育施設」の指定を受けています。

認定こども園及び保育所については、教育及び保育の両方を実施しており、各園とも定員以内の利用者数となっています。

また、企業主導型保育事業としてみくら保育園（定員19人）が運営されていますが、0歳から2歳児を対象とした家庭的保育事業等の地域型保育の運営は行われていません。

2 放課後児童クラブ

市内では、平成31年4月以降、各小学校区で放課後児童クラブの新規開設を進めており、令和4年度で7つの小学校区全てにおいて放課後児童クラブを開設しています。（朝日地区放課後児童クラブは大賀茂小学校、朝日小学校が合同で利用）

なお、全クラブにおいて、通年利用の児童数は、定員の範囲内となっています。

■放課後児童クラブ開設状況

名称	開設年度	定員
下田小学校放課後児童クラブ	平成14年度開設	80人
稲生沢小学校放課後児童クラブ	平成20年度開設	40人
朝日地区放課後児童クラブ	平成31年度開設	35人
浜崎小学校放課後児童クラブ	令和2年度開設	40人
稲梓小学校放課後児童クラブ	令和3年度開設	40人
白浜小学校放課後児童クラブ	令和4年度開設	15人

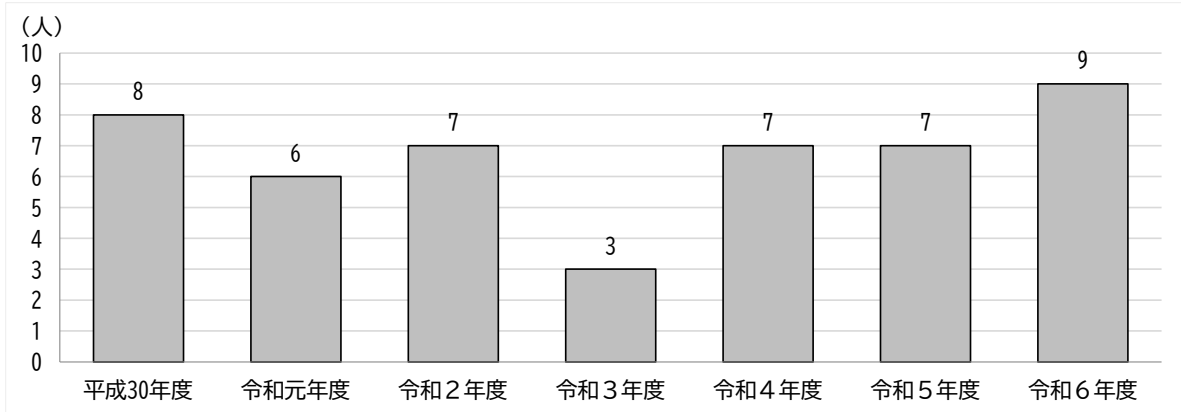
出典：学校教育課

第4 生活支援と教育機会の現状

1 奨学金受給者の推移

奨学金受給者数（高等学校）は、令和3年度の3人を除き、6～9人で推移しています。

■奨学金受給者数（高等学校）の推移



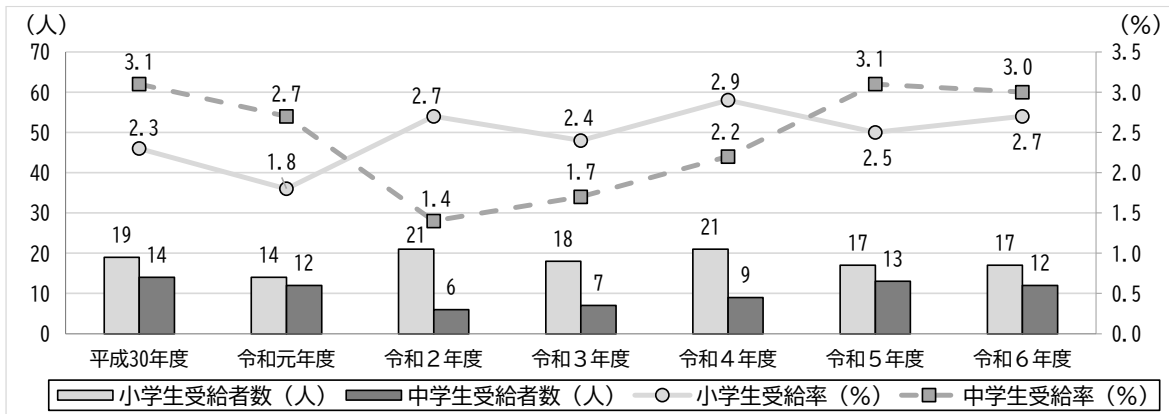
出典：学校教育課

2 就学援助実施数、受給率の推移

小学生の就学援助受給者数は、14～21人の中で推移しており、令和6年度には受給者数が17人、受給率が2.7%となっています。

中学生の就学援助受給者数は、平成30年度から令和2年度にかけて減少したものの、その後は増加に転じ、令和6年度には受給者数が12人、受給率が3.0%となっています。

■就学援助実施数の推移

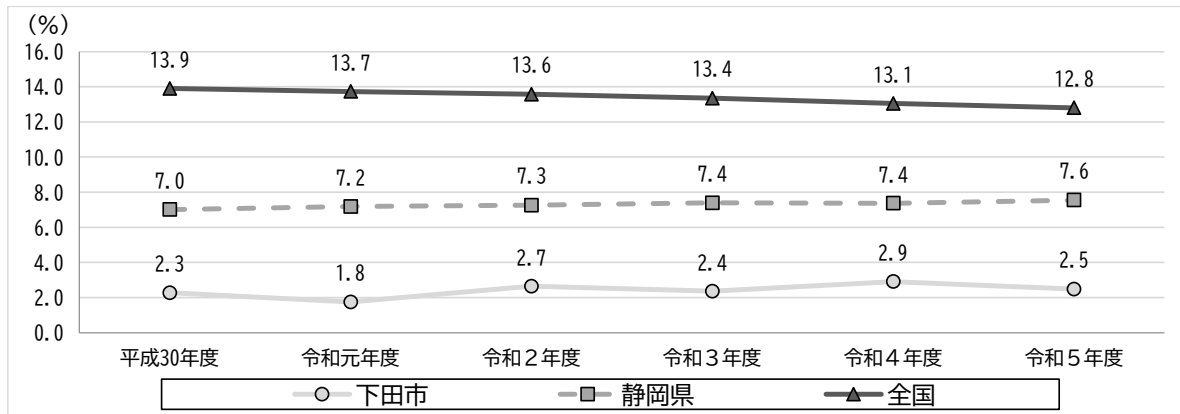


出典：学校教育課

小学生の就学援助受給率は、各年度とも全国、静岡県を下回っており、令和5年度では全国と10.3ポイント、静岡県と5.1ポイントの差がみられます。

なお、全国では低下傾向が続いていますが、本市では令和2年度以降、横ばいの傾向となっています。

■小学生の就学援助受給率の推移（全国、静岡県との比較）

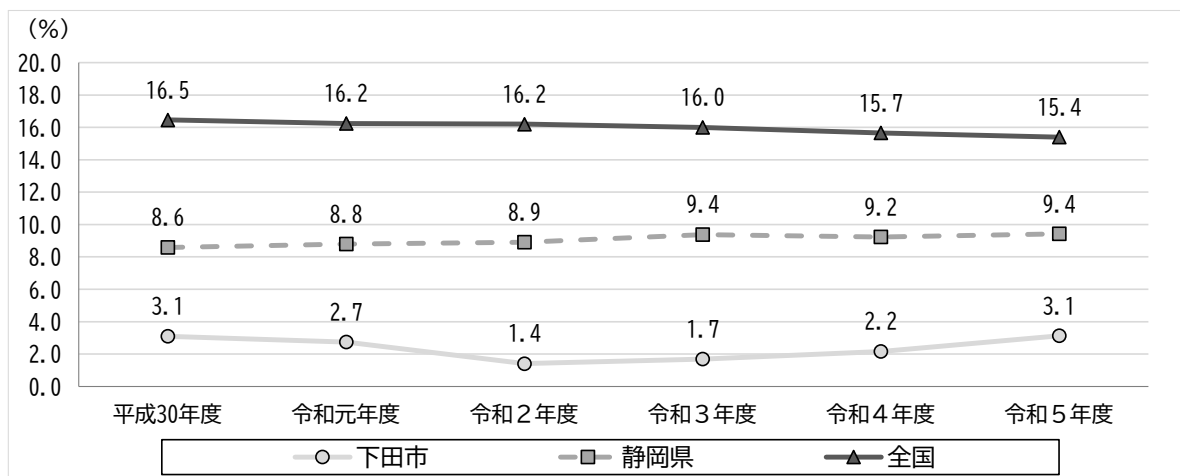


出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

中学生の就学援助受給率は、各年度とも全国、静岡県を下回っており、令和5年度では全国と12.3ポイント、静岡県と6.3ポイントの差がみられます。

なお、全国では低下傾向が続いていますが、本市では令和2年度から令和5年度にかけて上昇傾向がみられます。

■中学生の就学援助受給率の推移（全国、静岡県との比較）



出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

3 月別平均扶助別生活保護世帯（子育て世帯を含む扶助）の推移

月別平均扶助別生活保護世帯のうち、子育て世帯を含む扶助の合計は、平成30年度以降減少傾向が続いており、令和6年度には477件となっています。

また、扶助別で見ると、生活扶助と住宅扶助がともに減少しており、教育扶助が平成30年度と令和元年度に7件、令和2年度以降に5件で推移しています。なお、出産扶助はありませんでした。

■月別平均扶助別生活保護世帯（子育て世帯を含む扶助）の推移

単位：世帯、件

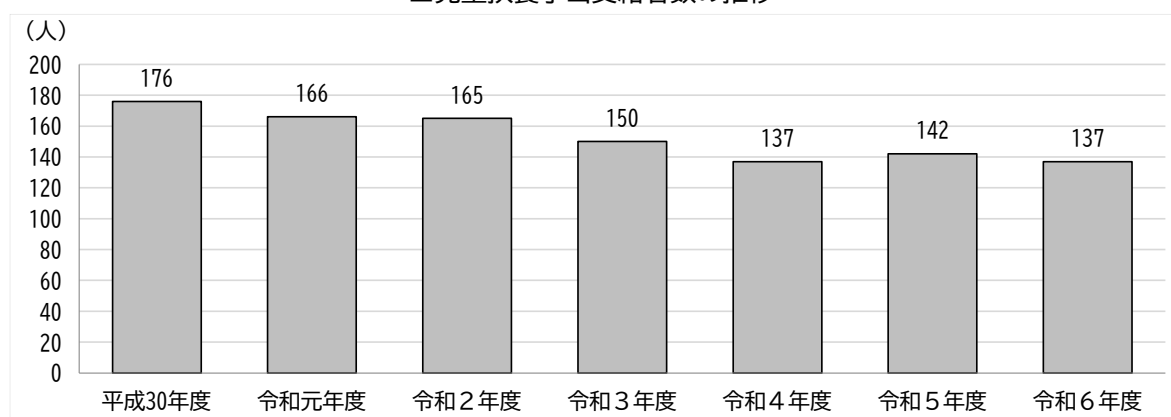
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護世帯数	315	315	297	292	281	270	267
扶助件数 計	573	571	529	499	491	487	477
生活扶助	300	299	277	260	254	249	243
住宅扶助	266	265	247	234	232	233	229
教育扶助	7	7	5	5	5	5	5
出産扶助	0	0	0	0	0	0	0

出典：福祉事務所

4 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、平成30年度から令和4年度まで減少しており、その後増加したものの、令和6年度には再び減少して137人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移



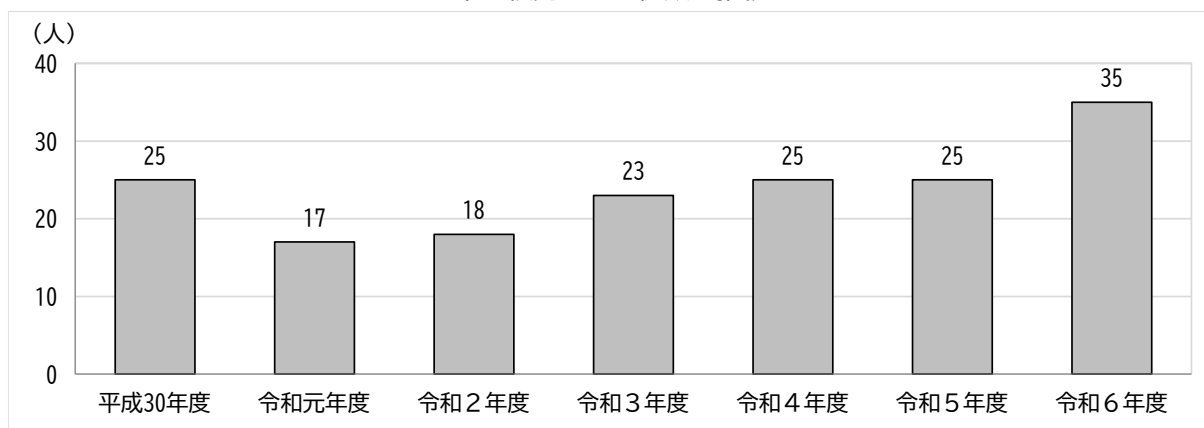
出典：福祉事務所

第5 福祉・教育・精神的支援におけるこども・若者の現状

1 不登校児童・生徒数の推移

小・中学校の不登校児童・生徒数は、平成30年度から令和元年度にかけて減少していたものの、その後は増加傾向となり、令和6年度には35人となっています。

■不登校児童・生徒数の推移

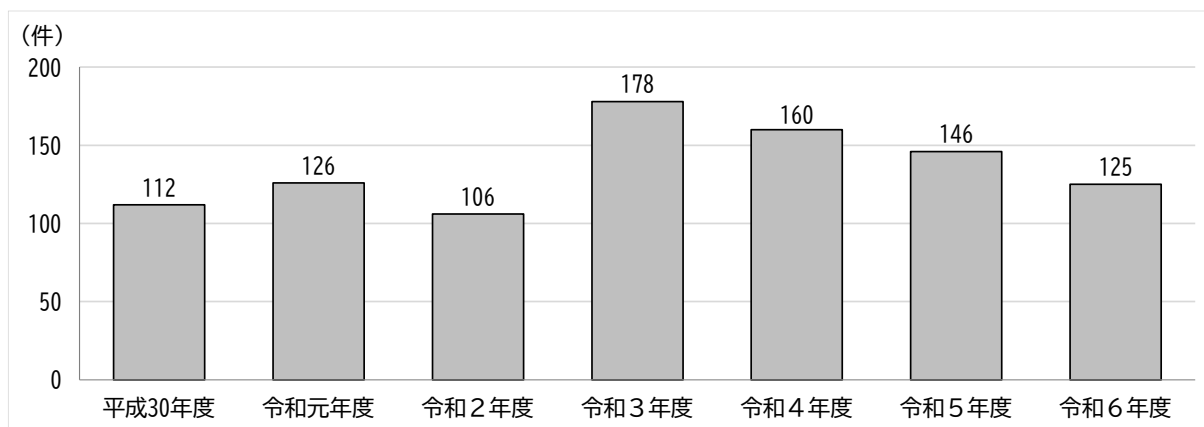


出典：学校教育課

2 いじめ認知件数の推移

小・中学校のいじめ認知件数は、令和3年度の178件をピークに減少傾向が続き、令和6年度には125件となっています。

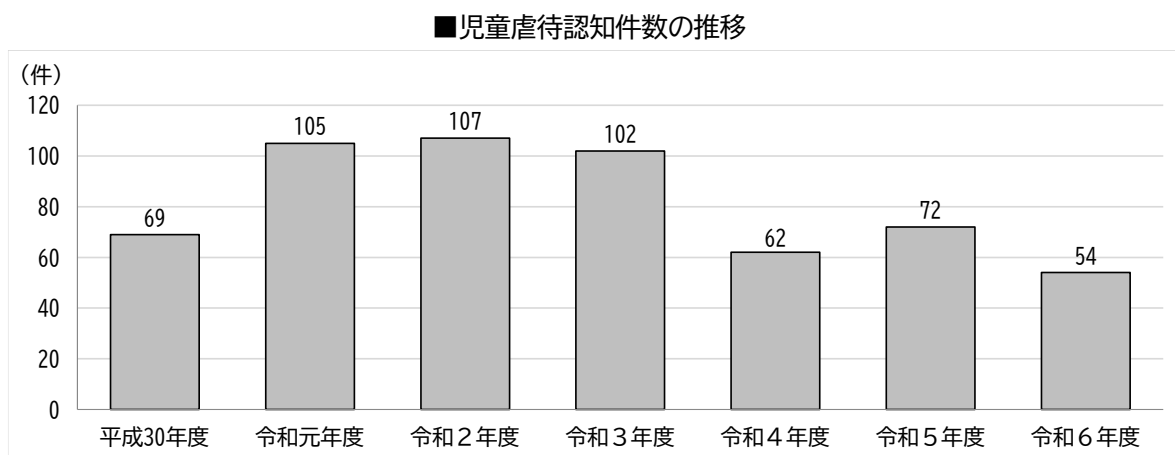
■いじめ認知件数の推移



出典：学校教育課

3 児童虐待認知件数の推移

児童虐待認知件数は、令和元年度から令和3年度まで100件台が続いており、令和4年度に62件に減少し、令和6年度には54件となっています。



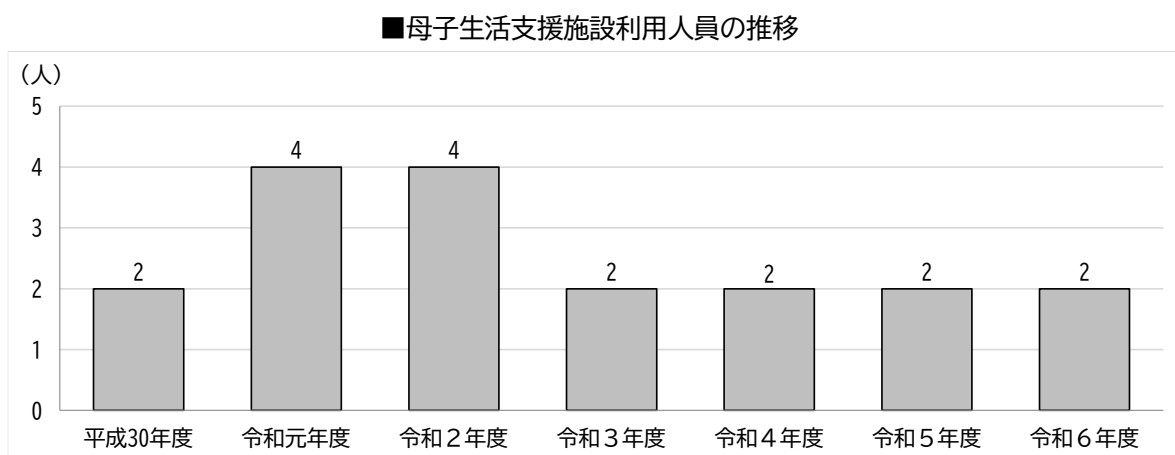
出典：福祉事務所

4 20代以下の自殺者数

「地域自殺実態プロファイル」における本市の自殺者数について、平成30年度から令和6年度までの7年間で、20代の自殺者は0人、20歳未満の自殺者は1人が報告されています。

5 母子生活支援施設の利用人員の推移

母子生活支援施設の利用人員は、平成30年度と令和3年度以降は2人、令和元年度と令和2年度は4人となっています。



出典：福祉事務所

6 犯罪少年検挙人員の推移

犯罪少年検挙人員は、1～5人で推移しており、粗暴犯・窃盗犯の検挙数が比較的多く見受けられます。

触法少年補導人員は、平成30年度・令和3年度・令和5年度に4人となっており、粗暴犯・窃盗犯の補導数が比較的多く見受けられます。

■犯罪少年検挙人員・触法少年補導人員の推移

(単位：人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
【犯罪少年検挙人員】							
総数	3	1	3	1	2	5	2
凶悪犯	0	0	0	0	0	0	0
粗暴犯	1	1	1	0	1	2	0
窃盗犯	1	0	2	0	0	1	1
知能犯	0	0	0	1	0	1	0
風俗犯	0	0	0	0	1	0	0
その他	1	0	0	0	0	1	1
【触法少年補導人員】							
総数	4	0	0	4	0	4	0
凶悪犯	0	0	0	0	0	0	0
粗暴犯	1	0	0	2	0	2	0
窃盗犯	3	0	0	1	0	2	0
知能犯	0	0	0	0	0	0	0
風俗犯	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	0	0

出典：静岡県の犯罪（静岡県警）

第2節 アンケート調査、関係者へのヒアリング調査結果の概要

第1 こども計画アンケート調査の結果概要

1 ニーズ調査の概要

○調査対象：下田市在住の小学5年生・中学2年生・17歳年代とその保護者、17～39歳

○調査期間：①小5・中2・17歳年代とその保護者 令和6年12月4日～16日

②17～39歳 令和6年12月4日～26日

③下田高校2年生とその保護者 令和7年9月3日～5日

※17歳年代調査の回収数が少なかったため、再調査を実施

○配布・回収：

回答種別		調査方法	配布数	回収数	回収率	こども本人・保護者統合票数
小学5年生	こども本人	学校経由で調査票の配布・回収	133票	127票	95.5%	123票
	保護者		133票	125票	94.0%	
中学2年生	こども本人		130票	128票	98.5%	
	保護者		130票	123票	94.6%	
17歳年代	こども本人	郵送による調査票の配布・回収	133票	24票	18.0%	15票
	保護者		133票	23票	17.3%	
17～39歳		WEB調査	2,000票	404票	20.2%	
下田高校2年生	こども本人	WEB調査	134票	95票	70.9%	66票
	保護者		134票	88票	65.7%	

2 「貧困線」の基準について

同居家族の人数と年収を組み合わせることで、本調査における貧困世帯（貧困線以下）の設定を行いました。算出の基準は下表のとおりです。（小中学生のみ実施）

小学5年生、中学2年生では貧困線による回答者の区分を行いました。17歳年代では回答数が24票と少なかったため、貧困線による区分は行っていません。

世帯人員数（人）	1	2	3	4	5人以上
国の貧困線の基準（万円）	127	180	220	254	284

参考：2022年国民生活基礎調査の概況より

3 グラフ、集計表の見方について

クロス集計表は、「全体」の回答を表の左側の列の項目別に分割して集計しています。無回答は集計から除外するため、行ごとの合計は一致しますが、列ごとの合計が一致しないことがあります。

当初実施した調査において、「17歳年代」の回収数が少なかったため、設問を限定して下田高校2年生を対象に再調査を実施していることから、設問によって回答数に差があります。

4 結果分析

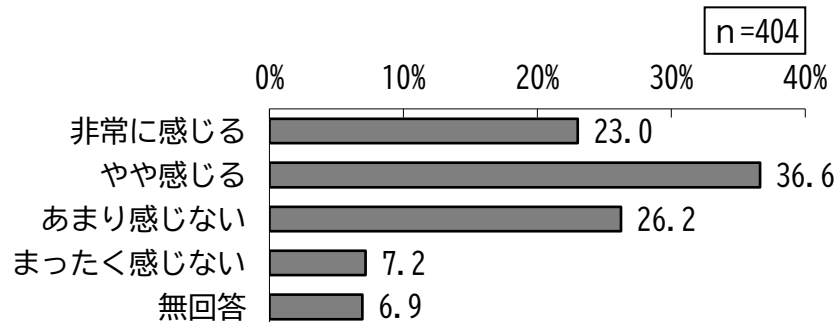
(1) こども施策に関する重要事項「ライフステージを通じた重要事項」

① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

【17～39歳 WEB 調査（問 15④）】

「こどもは権利の主体である」との感じ方について、「やや感じる」が36.6%と最も割合が高くなっています。

一方、「あまり感じない」及び「まったく感じない」と回答した方の合計が33.4%となっており、全体の3割がこどもを権利の主体として認識していないことが見受けられます。

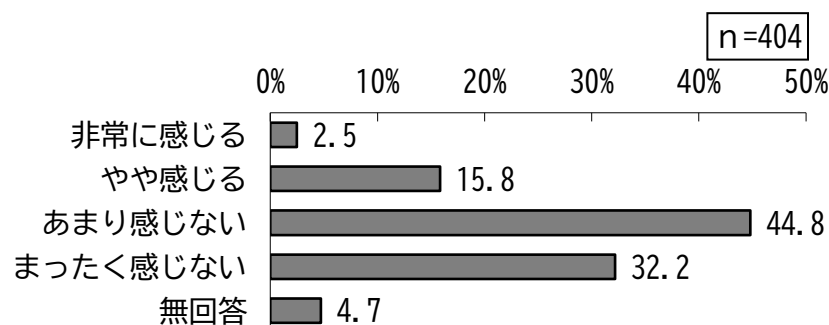


② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【17～39歳 WEB 調査（問 15⑤）】

「こどもや若者の遊びや体験の機会が十分にある」の感じ方について、「あまり感じない」が44.8%と最も割合が高くなっています。

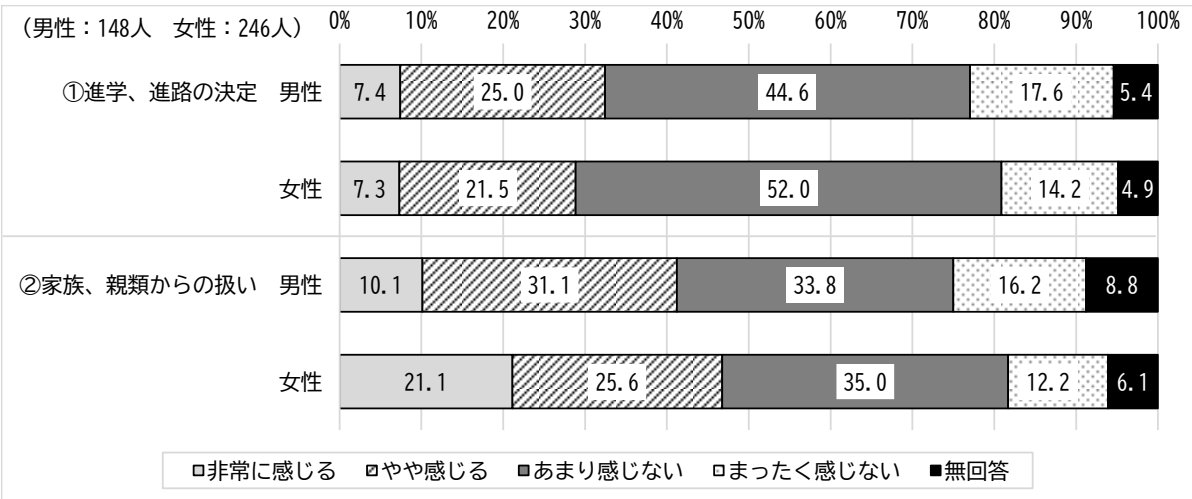
なお、「あまり感じない」及び「まったく感じない」と回答した方の合計が77.0%となっており、全体の7割がこどもや若者の遊びや体験の機会が十分に確保されていないと感じていることが見受けられます。



【17～39歳 WEB 調査（問 13①・④）】

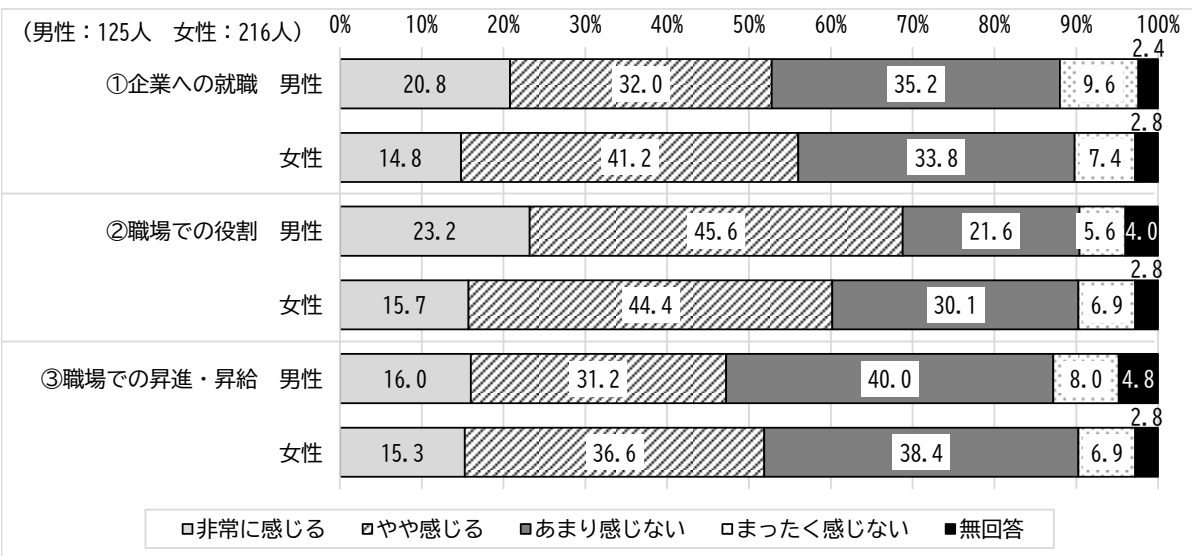
①進学、進路の決定に対する男女の格差について、「あまり感じない」が男女ともに最も割合が高くなっています。

一方、②家族、親類からの扱いに対する男女の格差について、「非常に感じる」及び「やや感じる」の合計が男性で41.2%、女性で46.7%となっており、男女ともに4割の方が格差を感じていることが見受けられます。



【17～39歳 WEB 調査（就業経験がある方のみ）（問 13⑤・⑥・⑦）】

①企業への就職、②職場での役割、③職場での昇進・昇給に対する男女の格差について、全ての項目で「非常に感じる」及び「やや感じる」の合計がおおよそ5割、あるいはそれ以上となっており、労働環境において男女の格差を感じている方が一定数見受けられます。



【自由意見一部抜粋】

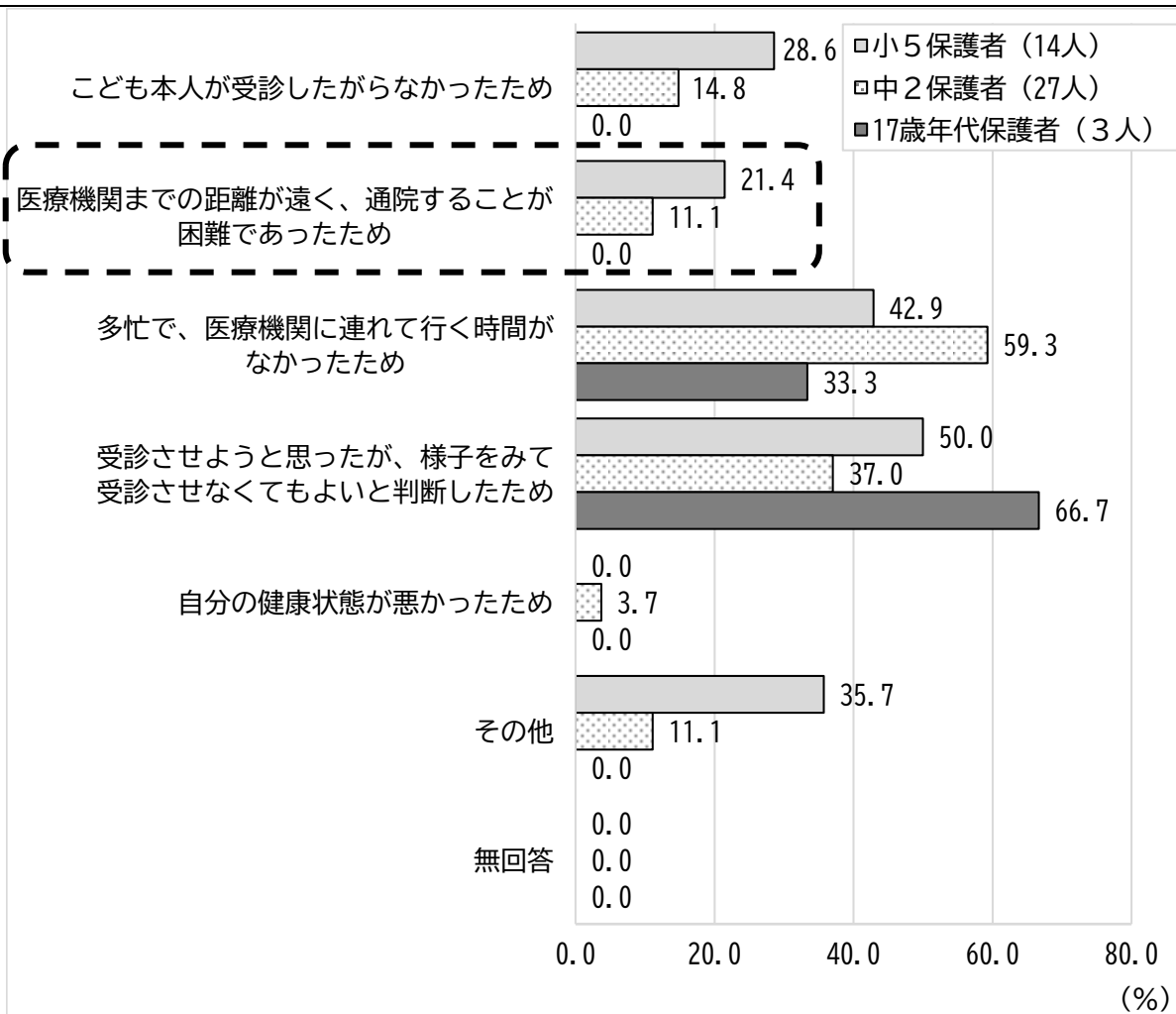
- 子どもたちに下田市ならではの体験をたくさんしてもらうことが必要だと思う。
- 遊びの場が少ない（中学生だと公園だけでは不十分だと思う）。
- 体育館を設営する等、こどもの遊び場となるところを作ってほしい。
- 中高生を中心にした、大人と交流できるイベントをさらに多く開催してほしいです。
- 女性が子育てをするもの、ではなく平等に働ける体制を整えてほしいです。

③ 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【小5・中2・17歳年代保護者調査（小5保・中2保・17歳保 問14）】

過去1年間に子どもを医療機関で受診させることができなかった理由について、小学5年生保護者と17歳年代保護者では「受診させようと思ったが、様子を見て受診させなくてもよいと判断したため」、中学2年生保護者では「多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため」が最も割合が高くなっています。

なお、「医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であったため」と回答した方が、小学5年生保護者で21.4%（3人）、中学2年生保護者で11.1%（3人）と少数ながら見受けられます。



【自由意見一部抜粋】

- 小児科の充実。診察日が限られているので受診ができないことがありました。救急のとき等に不安がある。
- 医療機関等の救急対応について、対応できる病院をさらに増やしてほしい。
- 出産・入院等の施設が整っていない。夜間の救急搬送する病院も周囲と連携が取れていないのか内科・外科が被っており、結局遠くに搬送しなければいけないケースがあった。
- 医療機関の充実。休日でも小児を診てくれる整形、眼科、耳鼻科等の専門医を充実してほしい。

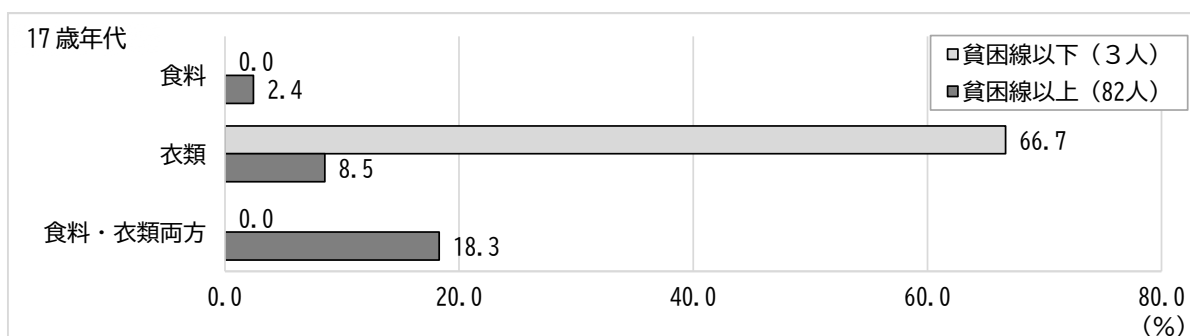
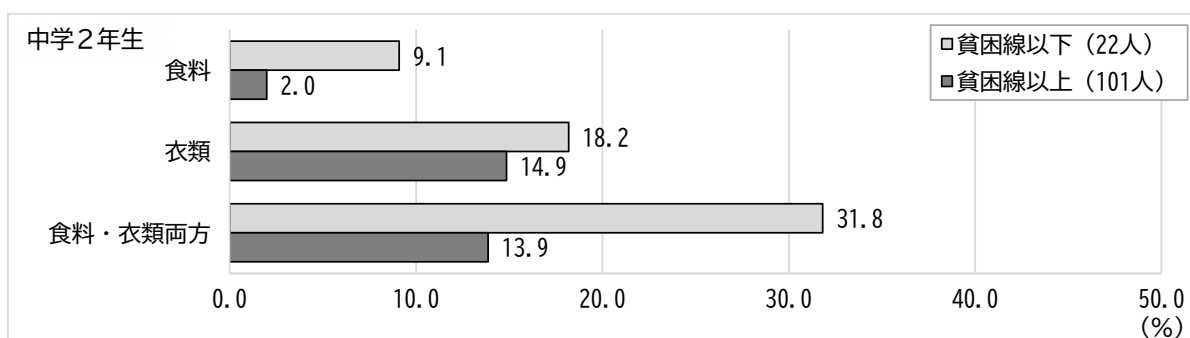
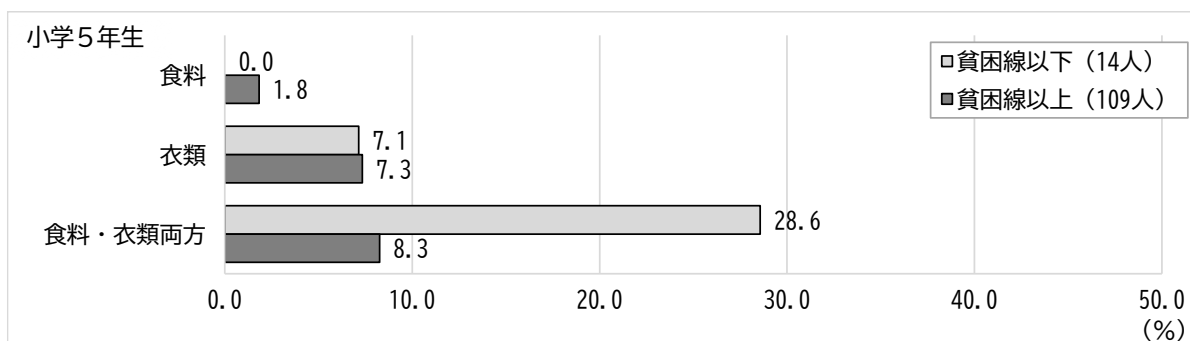
④ こどもの貧困対策

【小5・中2・17歳年代子ども本人・保護者統合調査（貧困線×小5保・中2保 問15・17歳 問15）】

過去1年間に経済的な理由で購入できなかったものについて、貧困線以下の世帯では「食料・衣類両方」と回答した方が、小学5年生で28.6%、中学2年生で31.8%となっています。一方、17歳年代では該当の世帯はみられませんでした。

なお、貧困線以上の世帯でも食料や衣類、あるいはその両方の購入が困難であった世帯が一定数見受けられます。

※17歳年代は追加アンケートの集計結果含む

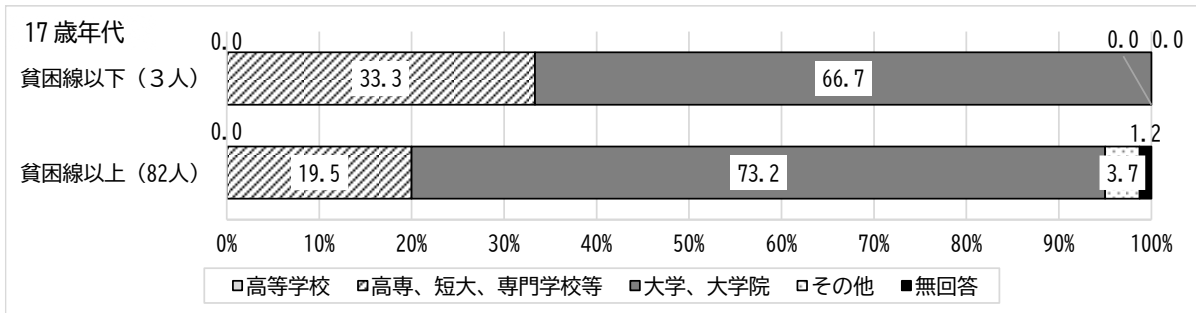
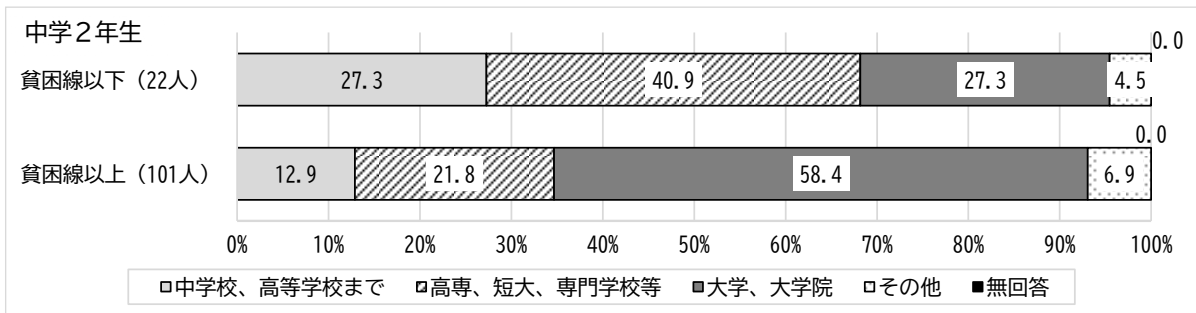
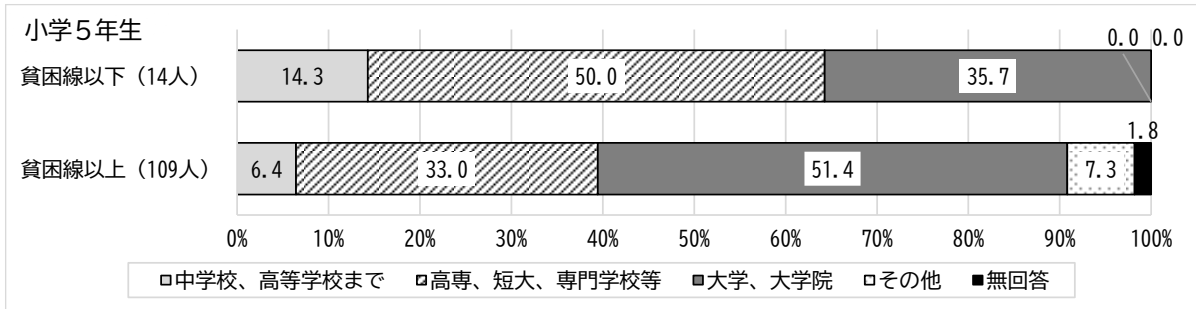


【小5・中2・17歳年代子ども本人・保護者統合調査（貧困線×小5保・中2保 問27・17歳 問22）】

将来子どもに進学してほしい学校について、小学5年生・中学2年生ともに貧困線以下の世帯では「高専、短大、専門学校等」、貧困線以上の世帯では「大学、大学院」が最も割合が高くなっています。なお、「中学校、高等学校まで」とする割合は、貧困線以下の世帯は貧困線以上の世帯の2倍以上となっています。

一方、17歳年代では、貧困線以下、貧困線以上ともに「大学、大学院」が最も割合が高くなっています。

※17歳年代は追加アンケートの集計結果含む



⑤ 障害児支援・医療的ケア児等への支援

【自由意見一部抜粋】

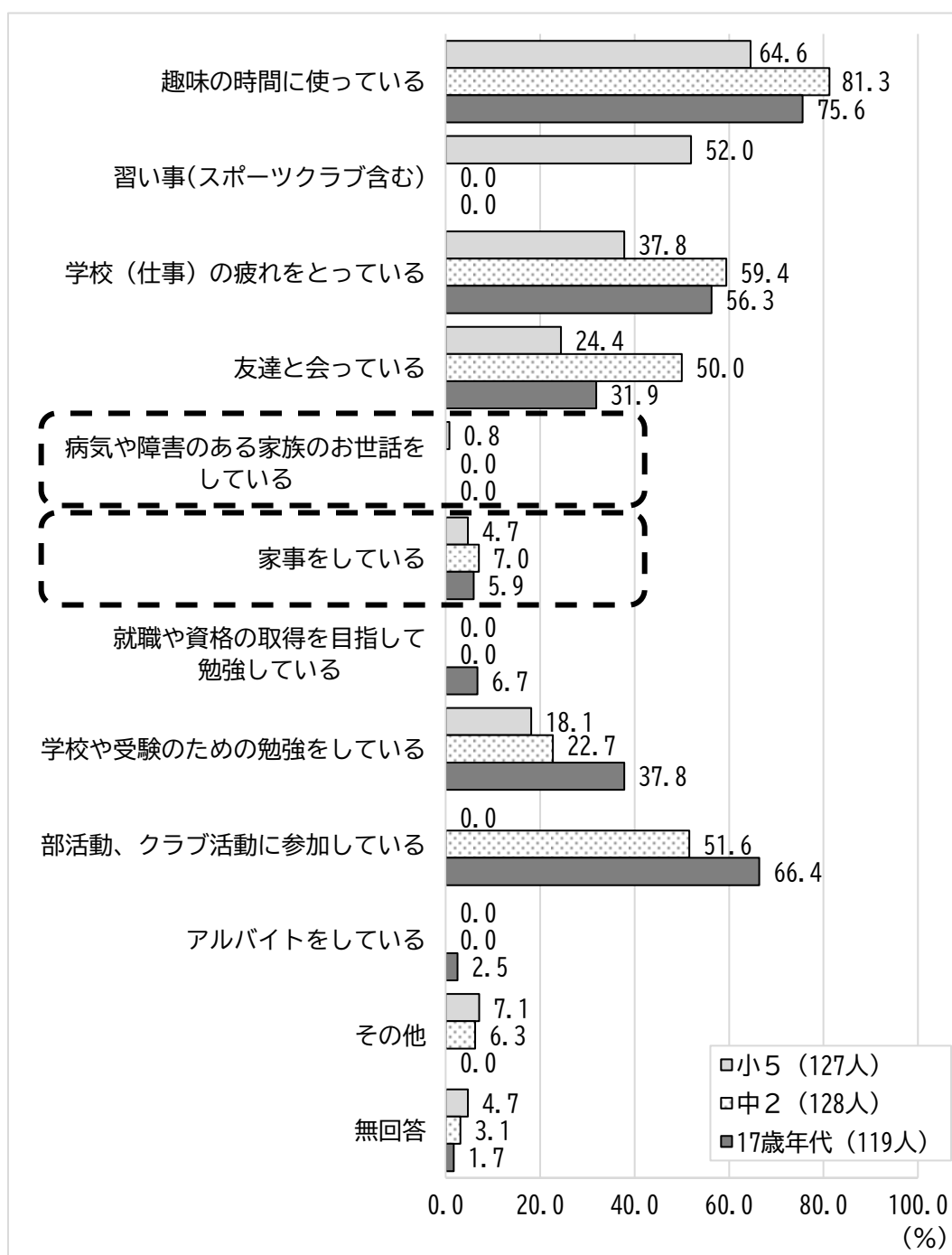
- 障害のある子が、将来この町で働けるように企業に協力をしてほしい。
- 障害者、年配者、小さいこどもの施設を下田市内に設備してほしい。
- アンケート調査の質問が大人向けの内容で、子ども向けの質問ではないと感じた。大人も子どもも平等であるべきなのに、そう思われていない。市役所が先頭きって障害者雇用をしてほしい。

⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【小5・中2・17歳年代子ども本人調査（小5・中2 問17、17歳 問23）】

休日の過ごし方について、「病気や障害のある家族のお世話をしている」と回答した方が、小学5年生で0.8%（1人）、「家事をしている」と回答した方が、小学5年生で4.7%（6人）、中学2年生で7.0%（9人）、17歳年代で5.9%（7人）となっており、ヤングケアラーに該当する可能性がある子どもが見受けられます。

※17歳年代は追加アンケートの集計結果含む



(2) こども施策に関する重要事項「ライフステージ別の重要事項」

① こどもの誕生前から幼児期まで

【17～39歳WEB調査（問15③）】

結婚、出産、こども・子育てに温かい支援施策の実施状況の感じ方について、「あまり感じない」が46.5%と最も割合が高くなっています。

また、「あまり感じない」及び「まったく感じない」と回答した方の合計が77.4%となっており、全体の7割が下田市では結婚や出産、こども・子育てに温かい支援が実施されていると認識していないことが見受けられます。



【自由意見一部抜粋】

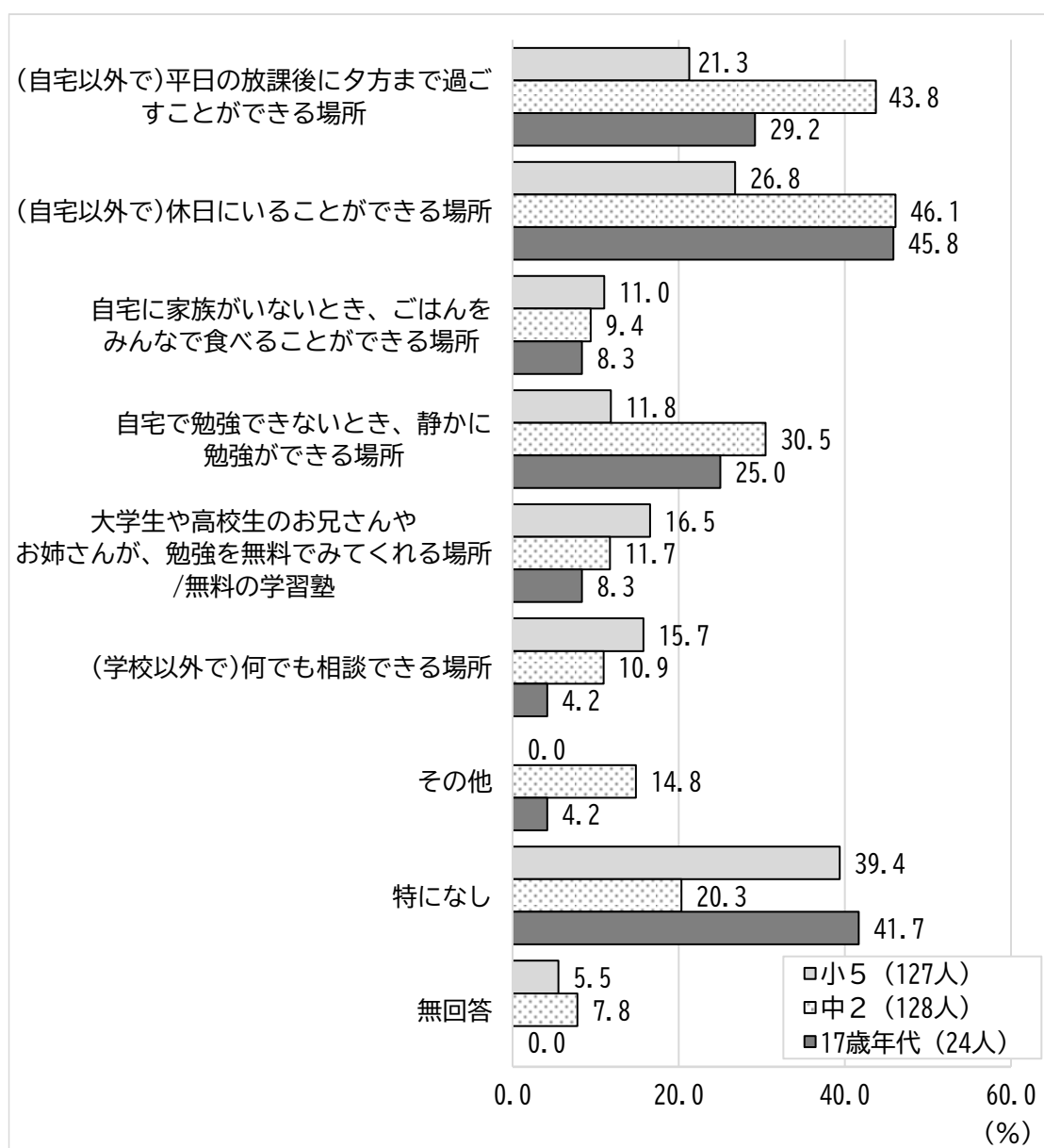
- 産婦人科がなく、小児科も少ないのは、これから子育てを希望する世代としては、子育てできるか心配です。
- 産婦人科が地域にないことは大きな問題かと存じます。市や住民で安心してこどもを産んで育てられる環境をつくることを切に願います。
- 小児科の少なさが非常に心配。行政として小児科医を下田市に呼んでほしい。
- 下田市は周りの市町に比べて子育て支援が充実していない。
- 子育て世代への経済的な支援の充実や、産後に受けられるサービス（買物代行やショートステイ、授乳指導等）があるといいと思います。
- 育児休暇は原則1年で、預けなければならないのに保育料が高いと感じる。パートでは、働いた分が保育料になってしまう。他の町のように、下田市も無償化を検討してほしい。
- 小さいこどもが遊べる施設や外遊びできる遊具が少ないので増やしてほしいです。こどもと2人でのいる時間が多いので気分転換できるようなイベントやこども用品等のフリーマーケットが開催されたらうれしい。

② 学童期・思春期

【小5・中2・17歳年代子ども本人調査（小5・中2 問24、17歳 問18）】

使ってみたいと思う場所について、「特になし」を除き、いずれの年代においても「(自宅以外で) 休日にいることができる場所」が最も割合が高くなっています。

また、「(自宅以外で) 平日の放課後に夕方まで過ごすことができる場所」や「自宅で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」も比較的高い割合であることが見受けられます。

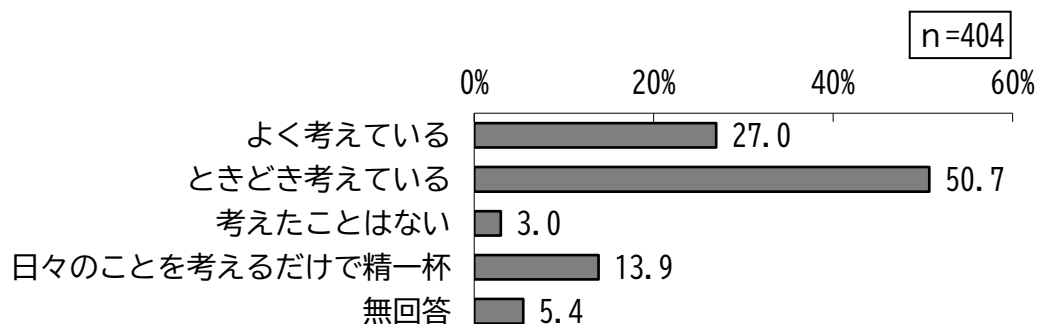


③ 青年期

【17～39歳 WEB 調査 (問16)】

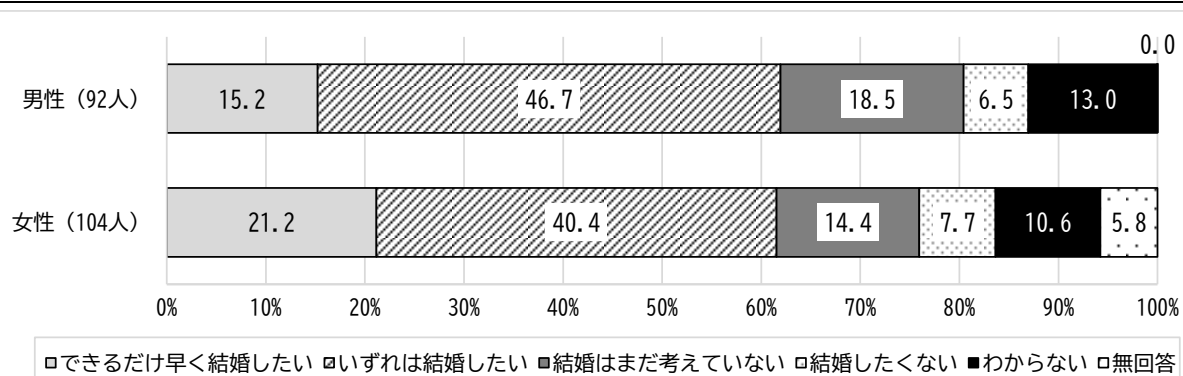
自分の将来のライフプランに関する意識について、「ときどき考えている」が50.7%と最も割合が高くなっています。また、「よく考えている」及び「ときどき考えている」と回答した方の合計が77.7%となっており、全体の7割がライフプランを考えたことがあることがみられます。

一方、「考えたことはない」が3.0%、「日々のことを考えるだけで精一杯」が13.9%となっており、将来設計に対する意識が低い、又は考える余裕がない方も一定数見受けられます。



【17～39歳 WEB 調査 (問9)】

現在独身の方の「結婚」に対する考え方について、「できるだけ早く結婚したい」及び「いずれは結婚したい」と回答した方の合計が、男性で61.9%、女性で61.6%となっており、結婚に対する前向きな意向を示す回答は男女で同程度であることがみられます。



(3) こども施策に関する重要事項「子育て当事者への支援に関する重要事項」

① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【小5・中2・17歳年代保護者調査／17～39歳WEB調査】

理想と実際のこどもの人数をクロス集計すると、いずれの年代も実際のこどもの人数が理想を下回っている方がみられ、特に理想のこどもの人数を「3人」としている回答者では小中学生・17歳年代で4割以上、17歳年代で6割以上、17～39歳で8割以上が理想を下回っています。

※17歳年代は追加アンケートの集計結果含む

以下のクロス集計表では、上段に「回答数」、下段に「割合(%)」を表示しています。
また、表の左側の分類ごとに回答が最も多い項目に網掛けをしています。

小学5年生 保護者		合計	問3 こどもの人数					無回答	理想の人数 を下回るこ どもの人数
			1人	2人	3人	4人	5人 以上		
全体		125 100.0	20 16.0	57 45.6	37 29.6	8 6.4	3 2.4	0 0.0	
問4 理想のこ どもの人 数	1人	10 100.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	2人	41 100.0	8 19.5	32 78.0	1 2.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 19.5
	3人	57 100.0	3 5.3	24 42.1	30 52.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	27 47.4
	4人	12 100.0	0 0.0	1 8.3	3 25.0	7 58.3	1 8.3	0 0.0	4 33.3
	5人以上	4 100.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	2 50.0

中学2年生 保護者		合計	問3 こどもの人数					無回答	理想の人数 を下回るこ どもの人数
			1人	2人	3人	4人	5人 以上		
全体		123 100.0	20 16.3	44 35.8	46 37.4	10 8.1	1 0.8	2 1.6	
問4 理想のこ どもの人 数	1人	9 100.0	8 88.9	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	
	2人	29 100.0	6 20.7	21 72.4	0 0.0	2 6.9	0 0.0	0 0.0	6 20.7
	3人	63 100.0	6 9.5	20 31.7	36 57.1	0 0.0	0 0.0	1 1.6	26 41.3
	4人	10 100.0	0 0.0	1 10.0	4 40.0	4 40.0	1 10.0	0 0.0	5 50.0
	5人以上	9 100.0	0 0.0	1 11.1	5 55.6	3 33.3	0 0.0	0 0.0	9 100.0

17歳年代 保護者		合計	問3 こどもの人数						理想の人数 を下回るこ どもの人数
			1人	2人	3人	4人	5人 以上	無回答	
全体		111 100.0	24 21.6	55 49.5	31 27.9	1 0.9	0 0.0	0 0.0	
問4 理想のこ どもの人 数	1人	8 100.0	8 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	2人	46 100.0	12 26.1	34 73.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	12 26.1
	3人	51 100.0	4 7.8	19 37.3	28 54.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	23 45.1
	4人	2 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
	5人以上	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0

17～39歳 WEB調査		合計	問8① 実際のこどもの人数							理想の 人数を 下回る こども の人数
			こども はいな い	1人	2人	3人	4人	5人 以上	無回答	
全体		404 100.0	216 53.5	71 17.6	65 16.1	26 6.4	7 1.7	2 0.5	17 4.2	
問8② 理想のこ どもの人 数	1人	30 100.0	19 63.3	10 33.3	0 0.0	1 3.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	19 63.3
	2人	187 100.0	110 58.8	38 20.3	35 18.7	2 1.1	1 0.5	0 0.0	1 0.5	148 79.1
	3人	98 100.0	35 35.7	20 20.4	27 27.6	14 14.3	1 1.0	0 0.0	1 1.0	82 83.7
	4人	13 100.0	2 15.4	2 15.4	2 15.4	5 38.5	2 15.4	0 0.0	0 0.0	11 84.6
	5人 以上	14 100.0	4 28.6	1 7.1	1 7.1	4 28.6	2 14.3	2 14.3	0 0.0	12 85.7
	0人	42 100.0	41 97.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.4	0 0.0	0 0.0	

【自由意見一部抜粋】

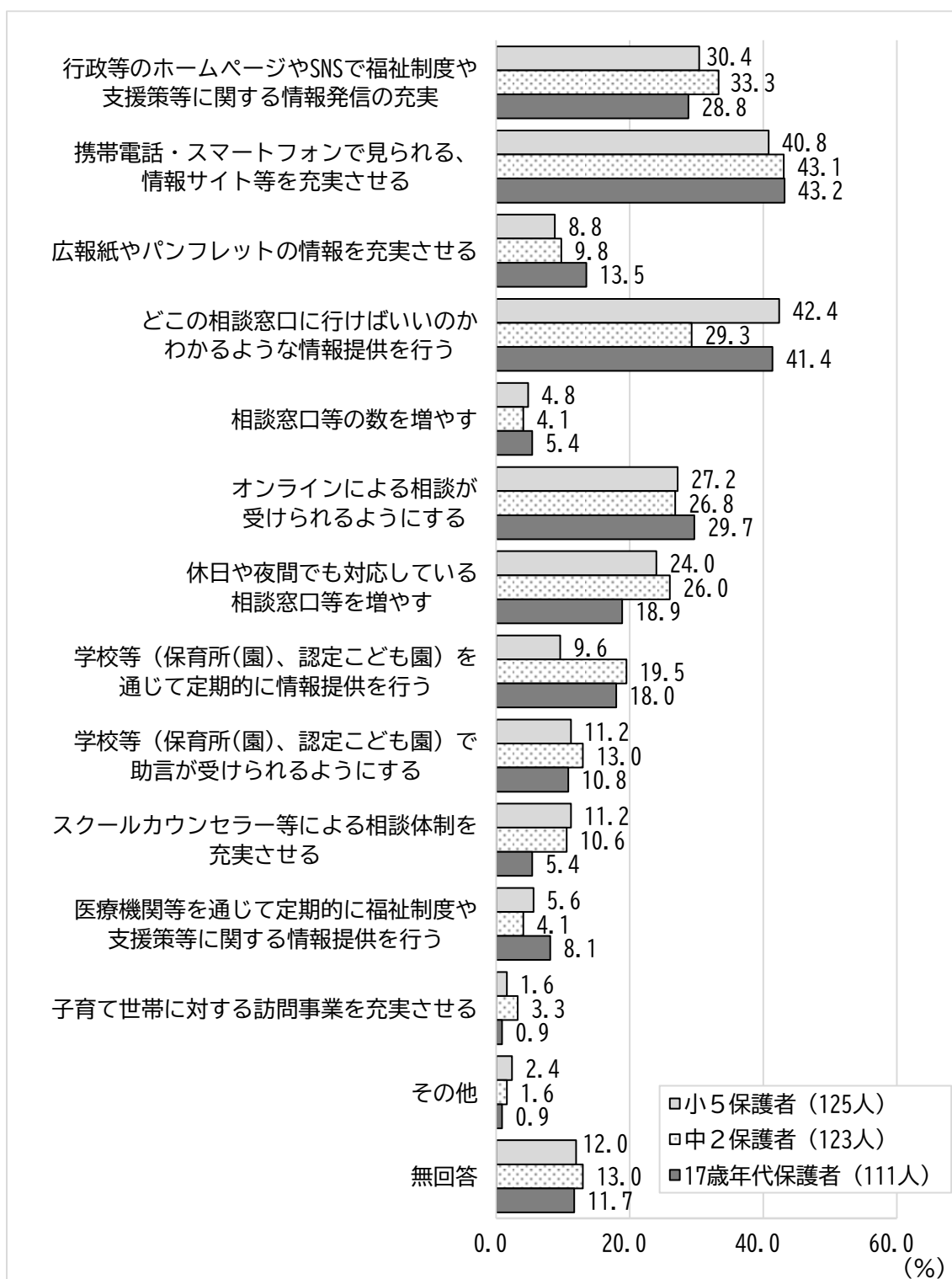
- 子育て世帯の税金負担を減らしてほしい！！
- 物価高騰しているのに、こどもの学校入学にかかる金銭負担が厳しいです。
- 男性の育休取得推進や保育料・給食費・通学費等子育てに伴う経済的負担の軽減、市内に若者が楽しめる場を作る、白井医院が分娩取扱いを辞めるに当たって新たな妊娠・出産・子育てが安心してできるような支援の検討等、子育てにやさしい街としての政策をぜひ考えていただきたいし、それを市民みんなで検討する機会がほしい。

② 地域子育て支援、家庭教育支援

【小5・中2・17歳年代保護者調査（小5保・中2保・17歳保 問29）】

悩みごとや困難な状況にある際に支援を受けやすくするために必要な取組について、いずれの年代も「行政等のホームページやSNSで福祉制度や支援策等に関する情報発信の充実」や「携帯電話・スマートフォンで見られる、情報サイト等を充実させる」、「どこの相談窓口に行けばいいのかわかるような情報提供を行う」が比較的高い割合となっています。

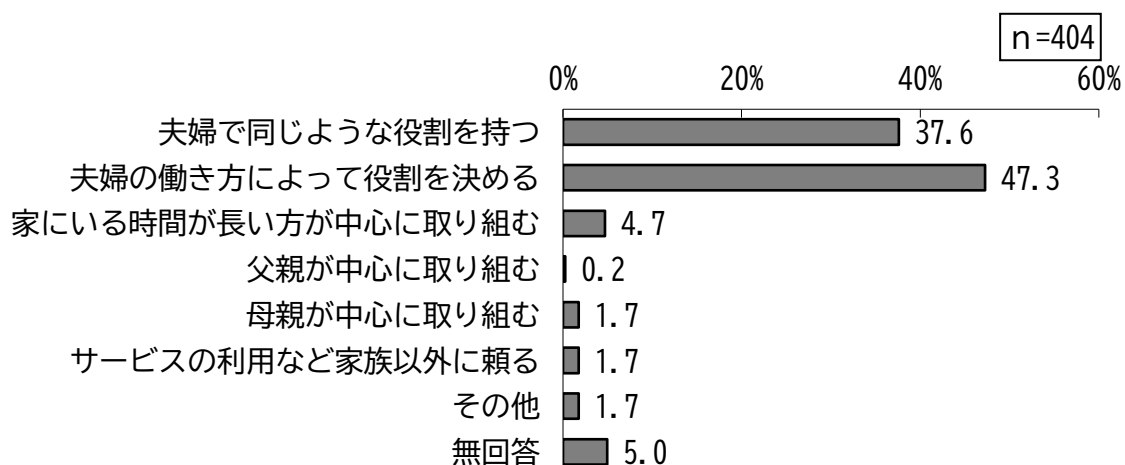
※17歳年代は追加アンケートの集計結果含む



③ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【17～39歳 WEB 調査（問 12）】

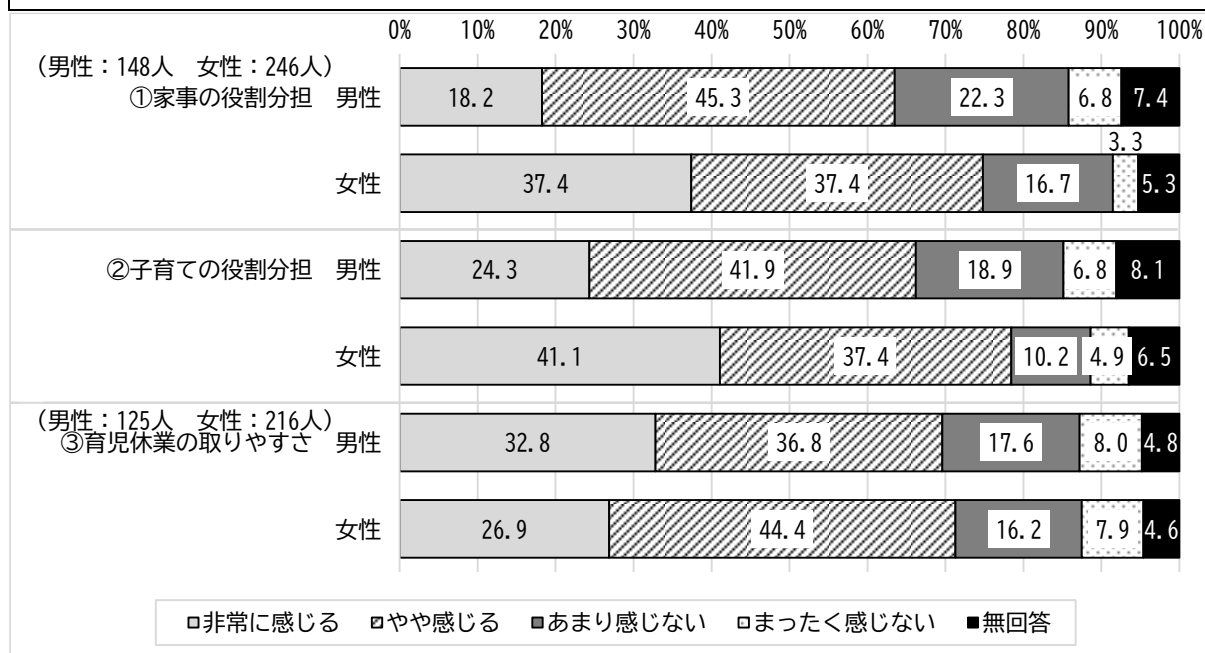
子育てをする場合の夫婦の役割について、「夫婦の働き方によって役割を決める」が47.3%と最も割合が高く、次いで「夫婦で同じような役割を持つ」が37.6%、「家にいる時間が長い方が中心に取り組む」が4.7%となっています。



【17～39歳 WEB 調査（問 13②・③・⑧）】

①家事の役割分担に対する男女の格差と②子育ての役割分担に対する男女の格差について、「非常に感じる」及び「やや感じる」の合計がどちらも男性6割、女性7割の割合となっています。

また、③育児休業の取りやすさに対する男女の格差について、「非常に感じる」及び「やや感じる」の合計が男性で69.6%、女性で71.3%と大きな差はみられませんでした。



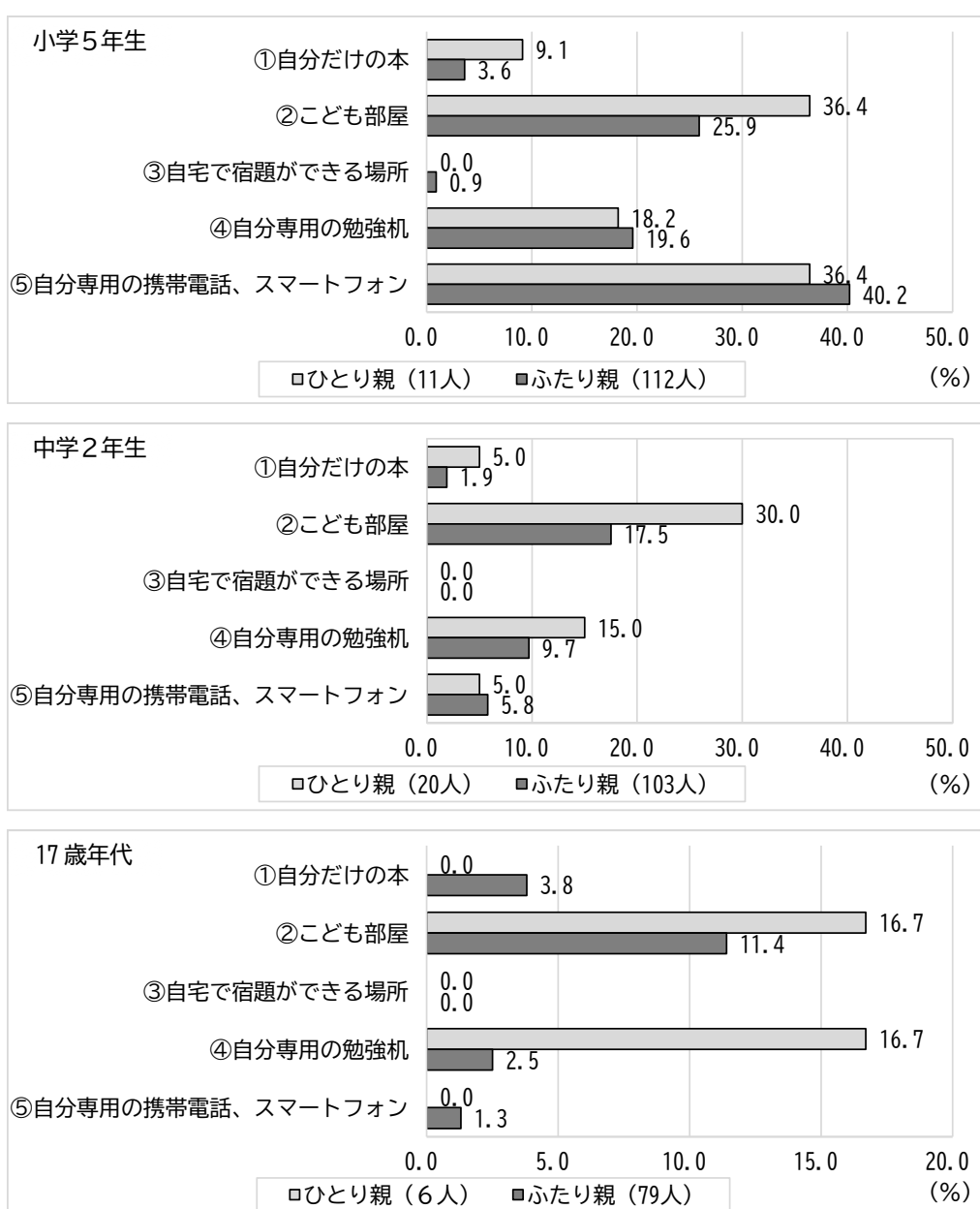
④ ひとり親家庭への支援

【小5・中2・17歳年代子ども本人・保護者統合調査（小5保・中2保 問8×小5・中2 問5・17歳保 問27×17歳 問6）】

現在所有しておらず、今後所有を希望しているものについて、小学5年生調査ではひとり親、ふたり親ともに「⑤自分専用の携帯電話、スマートフォン」、中学2年生調査ではひとり親、ふたり親ともに「②子ども部屋」17歳年代調査ではひとり親、ふたり親ともに「②子ども部屋」の割合が最も高くなっています。

なお、ひとり親とふたり親を比較すると、小学5年生調査では①自分だけの本、②子ども部屋、中学2年生調査では①自分だけの本、②子ども部屋、④自分専用の勉強机、17歳年代調査では②子ども部屋、④自分専用の勉強机の回答について、ひとり親世帯の割合が上回っています。

※17歳年代は追加アンケートの集計結果含む

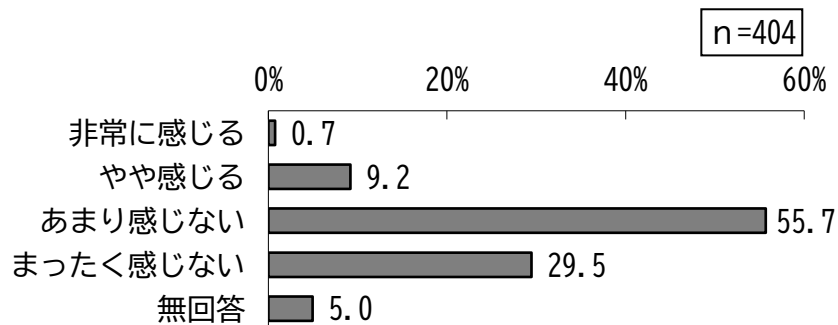


(4) こども施策を推進するために必要な事項「こども・若者の社会参画・意見反映」

【17～39歳 WEB 調査 (問 15②)】

若い世代の意見の市政への反映状況の感じ方について、「あまり感じない」が55.7%と最も割合が高くなっています。

なお、「あまり感じない」及び「まったく感じない」と回答した方の合計が85.2%となっており、全体の8割が若い世代の意見が市政に活かされていないと感じていることが見受けられます。



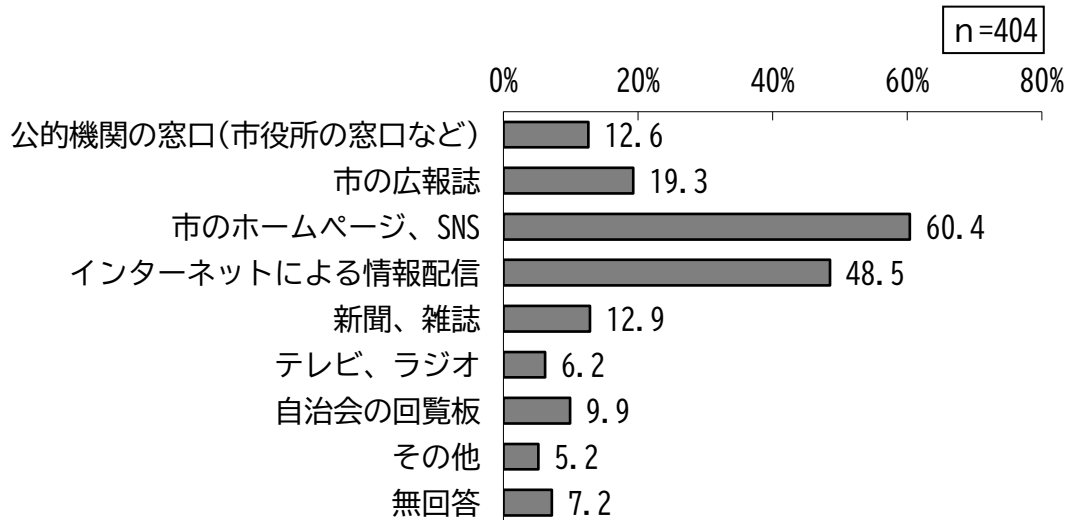
【自由意見一部抜粋】

- もっと市民の意見を聞いてほしい。
- もっと若者に対する対策を反映してほしい。子育て世代、若い世代にフォーカスしてほしい。
- 若者が集うコミュニティやイベント等交流の場をもっと作っていただければと思います。
- アンケート等の結果を市政に反映させる意欲を持ってほしい。
- 環境整備（学ぶ場所の提供、人と接するイベントの開催等）⇒自主性に頼ることは今の時代に合っていると思うが、学校等を巻き込み、半強制的に参画させて環境を構築していく。

(5) こども施策を推進するために必要な事項「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」

【17～39歳 WEB 調査 (問 18)】

市の施策や地域の情報の集め方について、「市のホームページ、SNS」が 60.4%と最も割合が高く、次いで「インターネットによる情報配信」が 48.5%、「市の広報誌」が 19.3%となっています。



【自由意見一部抜粋】

- 「相談窓口等の数を増やす」⇒こどもが集まれる場所を学校以外にも作り、そこに設置する。
- 相談したくても相談窓口は夜間や休日はやっておらず、どこにも相談することもできません。
- スマートフォンや LINE や SNS に慣れている層に向けて例えば 40 代以下等「あ、確認し忘れていた！土曜は何時からだったかな？何が必要だったかな？」を気軽に検索、確認できるようにしていただけると嬉しいです。

第2 関係者へのヒアリング調査の結果概要

1 ヒアリング調査の概要

(1) 調査対象

わたもこ Kids、社会福祉協議会、育児サークル、地域食堂、伊豆つくし会

(2) 調査期間

令和7年2月～3月

(3) 調査方法

ヒアリング（一部 E-mail での配布・回収）

2 ワークショップの概要

(1) 参加者

市内在住の未就学児を持つ保護者 16組

(2) 開催日

令和7年1月27日

3 結果概要

団体調査では、問題点や困っていることについて、「経済的負担・資金面の課題」「地域とのつながりの希薄化」「制度の対象制限・支援の線引きによる問題」「認知度不足・情報発信の課題」「人員不足・配置基準の課題」といった内容が挙げられました。

また、市への期待としては、「空き施設・市有施設の有効活用」「金銭的・物理的な支援の拡充」「情報発信の支援」「障害者や不登校児童への包括的支援」といった意見が多く、関係団体が持続可能かつ効果的に活動を展開できるようにするため、行政がこれらの課題を把握し、支援施策に反映させることが求められています。

子育て世代が参加したワークショップでは、自然や文化への愛着を持ちながらも、実生活での利便性や支援体制の不十分さに課題を感じていることがみられました。行政としては、ハード・ソフト両面からの支援策を講じ、安定的な子育て環境の実現を図ることが求められています。

4 ワークショップの結果

■下田市で生活している感じる「良い所・直してほしい所」

【良い所】

- ・自然環境が豊か、海がきれい
- ・のびのびと暮らせる
- ・食べ物がおいしい
- ・人がやさしい、地域の温かさ
- ・こども向けイベントが充実している
- ・公園が広い

◎豊かな自然環境に加え、地域住民の温かさに触れながらこどもたちがのびのびと過ごせる点に良さを感じているという意見が多くみられました。

【直してほしい所】

- ・屋内の遊び場が不足している
- ・医療体制への不安
- ・施設のバリアフリー化、授乳室やおむつ交換台等の整備
- ・図書館を更新・移転してほしい
- ・公園の安全対策が不十分
- ・交通、移動の不便さ
- ・買物や習い事の選択肢が少ない
- ・駐車料金の市民割引の導入

▲屋内遊び場の不足や公園の安全面、医療・交通の利便性、育児設備の整備、日常生活の選択肢の少なさ等、多方面での改善を求める声が多くみられました。

■こどもたちに受け継いでほしい！ほしくない！「もの・こと・文化」

【受け継いでほしいもの・こと・文化】

- ・伝統的なお祭りや行事
- ・自然や地域の文化、街の雰囲気
- ・地域の人々の温かさにつながり

◎下田太鼓祭り等の伝統的なお祭りや地域行事、人々の温かい人柄や近所づきあい、自然を生かした遊びや文化等、下田市ならではの魅力を大切にしたいという声が多くみられました。

【受け継いでほしくないもの・こと・文化】

- ・空き家や土地の放置

▲空き家や土地の放置といった管理不足への懸念が挙げられています。

■子育て世代から下田市に伝えたいこと

- ・こどもの遊び場や居場所の充実
- ・金銭的支援・物的補助の充実
- ・交通、移動手段、駐車場の利便性向上
- ・子育て世帯の移住、定住促進
- ・こども、子育て世帯向けの習い事、イベント
- ・買物の利便性の向上
- ・出産・医療体制の強化
- ・休日保育の実施
- ・近隣市町村との支援の格差の是正
- ・父親の育休、特休の取得促進
- ・少子化・人口減少対策の強化

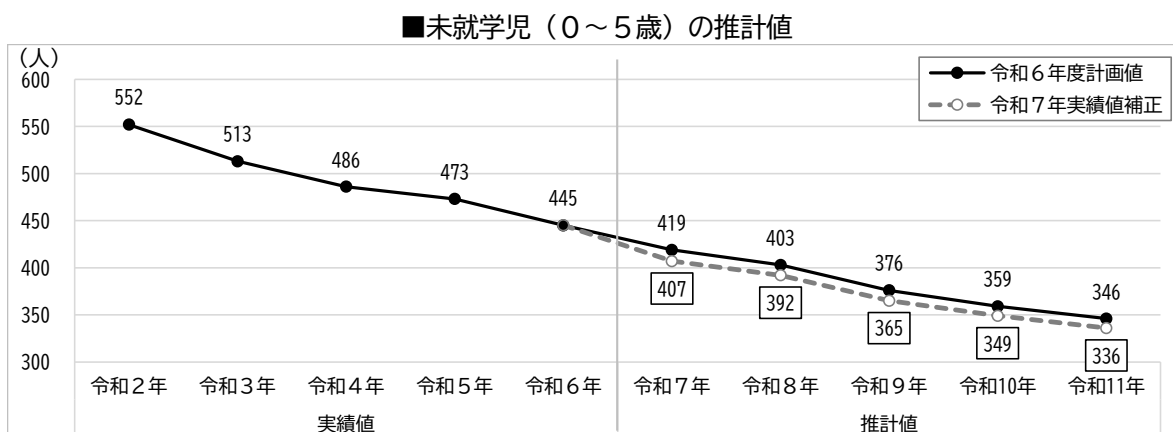
第3章 計画の基本方針

第1節 こどもの人口推計

本計画の人口推計は、令和6年度に策定した「下田市第3期子ども・子育て支援事業計画」の人口推計を基に、令和7年4月1日の住民基本台帳人口の実績値で補正¹した計算値を使用します。なお、若者層（18～29歳）は本計画において初掲載のため、令和7年度の補正值のみ掲載します。

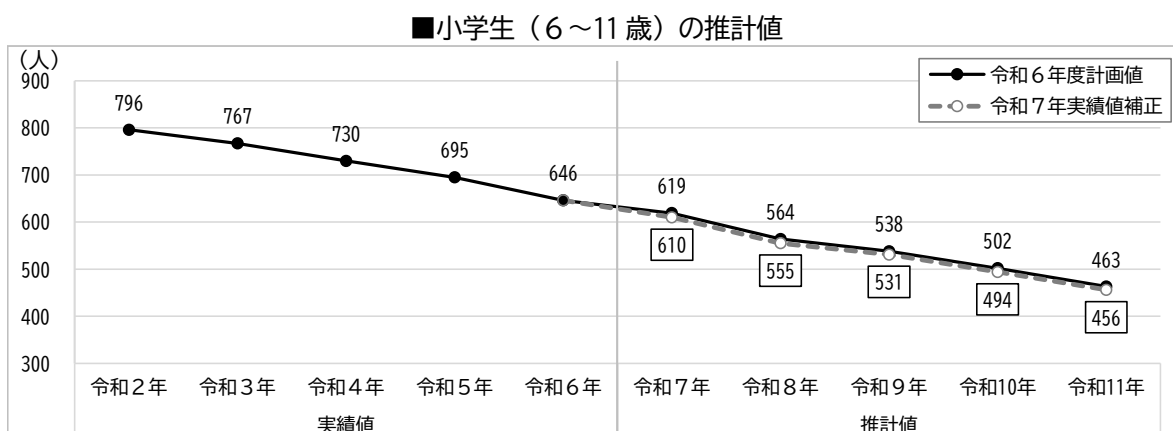
第1 未就学児（0～5歳）の推計

未就学児（0～5歳）の人口は、これまでの減少傾向が今後も続くものと推測されます。なお、令和7年度の補正值では、令和6年度推計値よりさらに減少することが見込まれており、令和11年度には336人となる見込みです。



第2 小学生（6～11歳）の推計

小学生（6～11歳）の人口は、これまでの減少傾向が今後も続くものと推測されます。なお、令和7年度の補正值では、令和6年度推計値よりさらに減少することが見込まれており、令和11年度には456人となる見込みです。



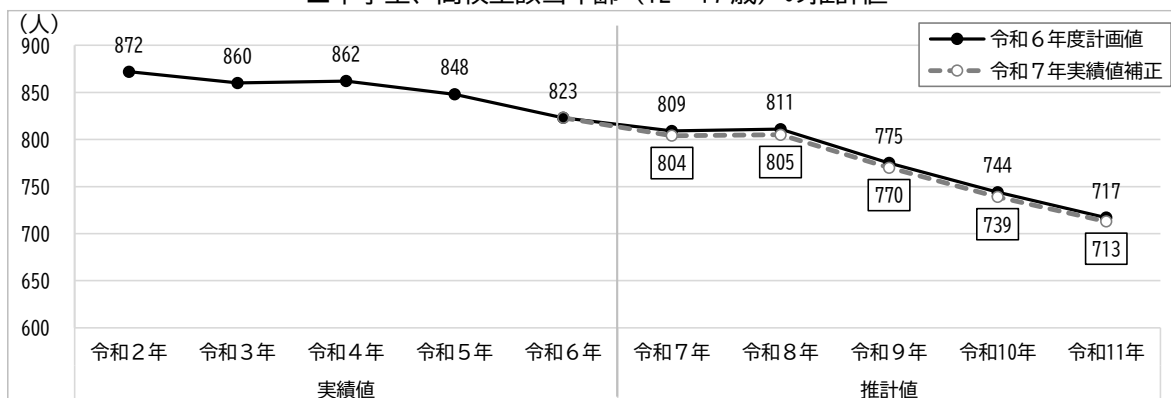
¹ 推計値の補正は、令和7年4月1日の推計値、住民基本台帳の実績人口を1歳階級別で比較し、その比率を令和11年までの各年の推計値に乗じて算出しました。

第3 中学生、高校生該当年齢（12～17歳）の推計

中学生、高校生該当年齢（12～17歳）の人口は、令和8年に一時的に増加するものの、その後は減少するものと推測されます。

なお、令和7年度の補正值では、令和7年から令和8年にかけて1人増加するものの、その後は減少が続き、令和11年には713人となる見込みです。

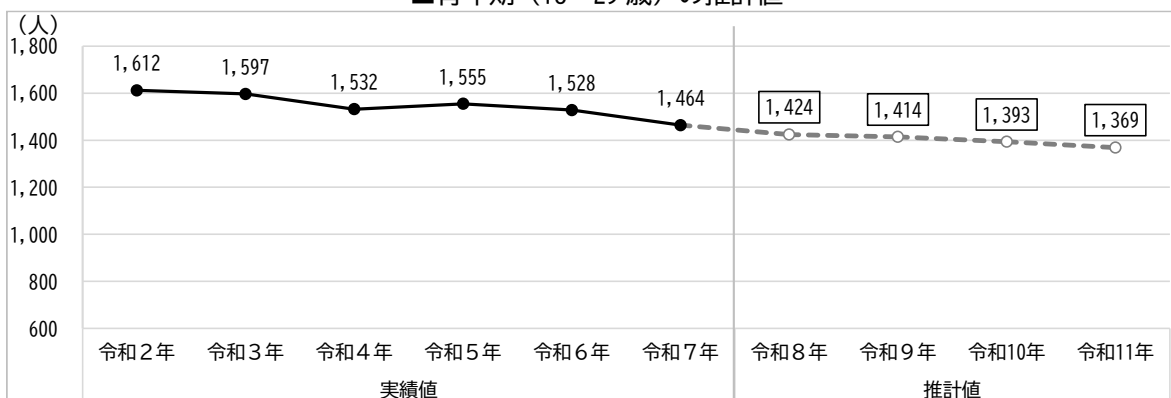
■中学生、高校生該当年齢（12～17歳）の推計値



第4 青年期（18～29歳）の推計

青年期（18～29歳）の人口は、令和5年以降の減少傾向が続くものとみられ、令和11年には1,369人となる見込みです。

■青年期（18～29歳）の推計値



第2節 本市のこども関連施策の課題

本市の統計等の各種データ、アンケート調査や団体調査・ヒアリング調査とともに、関連する各計画の課題を基に、以下のとおり課題を整理しました。

第1 少子化の進行に関する課題

こどもの人口減少が続いています。また、生産年齢人口の減少、それに伴う「親になり得る世代」が減少していることから、少子化が長期的に続く可能性があります。(住民基本台帳人口より)

これに伴い、出生数が令和元年以降100人を下回る状態が続いており、直近の令和5年では66人とどまっています。なお、3人以上のこどもを希望する小学生、中学生の保護者の4割以上が、実際には2人以下であることから、「あと1人こどもがほしい」家庭の背中を押せる支援策の検討が必要です。(人口動態統計、保護者アンケート調査より)

婚姻数の減少傾向も続く一方で、独身の若者の6割が早期の結婚を希望しており、希望に沿った結婚や新しい家庭を築くための支援が必要です。(17～39歳WEB調査より)

第2 こども・子育て家庭に関する課題

こどものいる世帯が20年間でおよそ半数に減少しており、身近にこどものいない世帯が増えています。こどもがいる家庭同士のつながりが少なくなり、子育ての共感を得られる機会が減少し、子育てに対する理解を得にくい状況につながります。(国勢調査より)

子育て世代に当てはまる30代の就労は減少しているが、30代から50代の女性の就労の割合は高いことから、女性がそれぞれのライフスタイルに合わせた働きやすさの整備・充実に向けた関係者との協力体制の充実を進めることが必要です。(国勢調査より)

本市は、共働き世帯が多いことから、未就学児の保育や小学生の放課後児童クラブ等のニーズが高く、特に観光シーズンに重なる長期休暇の受け入れ体制の整備や、通年の保育を実施するための人材の確保が必要です。(下田市第3期子ども・子育て支援事業計画より)

また、産科及び小児医療体制の充実が課題となっており、安心してこどもを産み育てるための環境づくりが求められています。(保護者アンケート調査、下田市子ども・子育て支援事業計画より)

第3 こども・若者の成長、健全育成に関する課題

本市において、こども・若者の遊びや体験の機会があると感じていない若者が7割以上を占めており、体験の場や機会の確保に向けた取組が必要です。(17～39歳WEB調査より)

企業への就職や職場での役割分担においては、男女の格差を感じるという意見が多くみられることから、多くの市民や事業者に格差の解消に向けた意識啓発を促すことが必要です。(17～39歳WEB調査より)

近年、20歳未満の若者の自殺者があったことから、こども・若者の尊厳や命を守るための意識啓発、取組の継続が必要です。(第2次下田市いのち支える自殺対策行動計画より)

また、コロナ禍の令和2年度以降不登校の児童・生徒数の増加傾向が続いていることから、それぞれの状況に応じた対応、受け皿の確保等の支援が必要です。(学校教育課資料より)

いじめ認知件数は令和3年度以降、児童虐待認知件数は令和2年度以降、減少傾向が見受けられますが、いずれも毎年度一定数が報告されていることから、いじめや虐待の減少に向けて継続的な取組が必要です。(福祉事務所、学校教育課資料より)

犯罪少年検挙数は毎年度数名見受けられたことから、非行防止・犯罪防止に向けた教育の推進とともに、こども・若者と地域住民との信頼関係の充実にに向けた取組が必要です。(警察統計より)

子育てや障害者支援の現場から、経済的な支援や地域とのつながりの充実、人材の不足等多くの課題が挙げられており、行政機関や地域社会等と連携しながら活動できる環境の整備が必要です。(団体ヒアリング調査より)

地域の自然や伝統・文化、住民同士のつながり等、これまで培ってきた特徴を生かし、地域の一員としての子育てや若者の育成に取り組む、基本的な姿勢を示していくことが期待されています。(ワークショップより)

懸念されている南海トラフ巨大地震や大規模な風水害等に備えた教育・保育施設の在り方の検討、児童・生徒や教職員に向けた防災教育の充実が必要です。(第5次地域福祉計画より)

第4 こども一人一人の状況に合わせた支援に関する課題

生活保護のうち教育扶助の受給件数は、令和2年度以降同数で推移しています。また、就学援助の受給者数は横ばい、児童扶養手当の受給者数は減少しています。しかし、毎年度一定数の受給者がみられることから、今後も経済的な支援を必要とする全てのこども・家庭に対して支援を継続することが必要です。(福祉事務所、学校教育課資料より)

病気や障害のある家族の世話をしている、又は家事を担っているこども・若者がみられます。この中には、「ヤングケアラー」の該当者が含まれる可能性があることから、こども・若者の日常的な生活や学習状況を把握し、本人や家庭の状況に適した支援につなげていくことが必要です。(こども本人へのアンケート調査、WEB調査より)

市内に放課後等デイサービス等の障害児支援の体制・事業者は整備されつつありますが、成長後の居場所や就労先の確保が必要です。(保護者アンケート調査、第5次賀茂地区障害者計画より)

第3節 本計画の基本理念

近年の本市の人口の推移をみると、これから産まれてくる子どもから地域で成長し活動するまでのあらゆる年齢層が縮小し、コンパクトな地域社会に向かっています。

今後、そうした地域社会において、一人一人の命や人生を大切に豊かに育て、成長した子ども・若者が自身の個性や特徴に応じて夢を育み、それぞれの幸せな未来に向かって進むまちづくりを目指します。

また、下田市は令和4年に「下田市グローバルCITYプロジェクト宣言」を行い、国際性と地域性という本市が持つ2つの特性を生かし、様々なチャレンジを進めていくことを宣言しました。幕末から外国の文化に触れ、異なる価値観と交流してきた広い視野を持つ地域性を踏まえ、地域への誇りと愛着を持ち、持続可能な未来の下田を目指すとともに、そこに暮らす子ども・若者の夢を全力で応援するまちづくりを推進します。

こうしたまちづくりに向けて、地域の子ども・若者が一人の人間として尊重され市政や地域に意見を発信できるよう、保健、医療、福祉、教育、都市基盤、防犯・防災等、多面的な分野から子ども・若者、その家族等を全力でサポートします。

基本理念

夢を育み健やかに成長するまち下田

～開国の歴史と豊かな自然の郷土下田で、すべての子ども・若者が夢を抱きそれに向かって幸せに暮らせるよう、地域をあげて応援するまちをめざします～



第4節 基本目標

基本理念の実現に向けて、こども・若者が健やかに育つ環境、安心して子育てができる環境を整備し、地域社会全体で子育てを支援していくため、各分野において基本的な目標を以下のとおり定めます。

第1 ライフステージを通じた施策

1 主体性を育てる環境、活躍できる環境づくり

「こども大綱」において「こども施策に関する基本的な方針」として掲げる6つの柱の中で、第一に「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことが掲げられています。

本市においても、こども・若者の一人一人が人権、権利を有する存在であることの認識を高めるとともに、こども・若者や子育て世帯が安心して暮らし、外出・活動できる環境の整備・向上を目指します。また、地域や社会での活動経験、社会教育の機会を充実させるとともに、社会的な男女の格差の解消を目指します。

2 心身が健康的に育つ環境づくり

出生数の減少が進み、少子化の傾向が続いている本市にとって、生まれてくる一人一人の命はかけがえのない存在です。

これから親になる若者世代が、命を生み育てることを意識して自身の健康づくりをはじめ、妊娠、出産、子育てに至るまで、親子とも心と身体が健康的に育つことが期待されます。医療、健康診査、食育等環境づくりとともに、健康状態や成長に合わせて必要な情報を安心して入手できる仕組みの充実を目指します。

3 家庭の状況に応じた支援体制づくり

こども・若者が生活する家庭環境は、それぞれ状況が異なりますが、家庭環境による人の成長や目標、進路の格差を最小限に抑える必要があります。

どのような家庭で生まれ育っても、こども・若者本人が目標を持って学び、自立できるよう、家庭の状況に応じた支援を目指します。また、病気や障害があっても、本人の可能性を最大限に生かせる支援の充実を目指します。

4 命や安全を守る仕組みづくり

本市で学び、生活しているこども・若者について、誰一人自殺に追い込まれることがないように、こども・若者の命を守り、自殺予防に向けた教育・啓発、相談支援等の仕組みづくりを推進します。

また、近年被害が大規模となっている自然災害や、複雑化・多様化している犯罪、交通事故から命を守る仕組み、こども・若者の健全育成の仕組みの充実を目指します。

第2 ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

親になることを希望する市民が、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく相談・支援を受けられる支援体制や専門職を含めたネットワークづくり、体制の強化を目指します。

また、就学前児童の多くは教育・保育サービスや一時的な保育サービスを利用していますが、地域の特性や保護者のニーズに対応した休日や祝日の保育、病児保育、低年齢児保育等支援の充実、拡大について検討します。さらに、教育・保育施設の更新等を行い、保育環境の改善を進めます。

2 学童期・思春期

学童期は、心も身体も大きく成長する時期であり、学問はもちろん、自己肯定感や道徳性、社会性等を育てる時期です。

また、思春期は、成人となる手前の時期であり、自分の存在や将来の在り方、他者や社会との関わりを考え、悩み、自己のアイデンティティを形成する時期です。

そのため、各学年・年齢に応じた心身の健全な成長に向けて、学校教育や地域社会と連携した教育、心身の健康づくり、児童・生徒の居場所づくりとともに、いじめの防止や教職員による不適切指導の防止に努め、安心して学べる環境づくりを目指します。

3 青年期

青年期は、義務教育が終わり、進学や就職等、進路が分かれる時期です。進学や就職を選択する際に、家庭の経済状況等に関わらず、全ての子ども・若者が自分の目標に向かって進めるよう、経済的な支援体制の充実とともに、さらなる支援の可能性を検討します。

また、新しい仕事、新しい家庭を築き、地域の一員として暮らし続けられるよう、住宅や就職等、希望に応じた相談・支援が可能な体制づくりを目指します。

第3 子育て当事者への支援に関する施策

1 子育ての課題解消を支援できる仕組みづくり

子育て中の保護者が、出産後から子育て、幼児教育・保育、学校教育、家庭環境等、様々な悩みを抱えやすいことから、課題を抱え込むことなく必要な支援を受けられるよう、相談・支援体制の充実を目指すとともに、利用できるサービスの拡大、必要な情報を的確に収集できる仕組みづくりを目指します。

2 仕事と家庭の両立を支援できる意識づくり

子育て中の保護者が、仕事と家庭を両立し、自身の希望に即した生活を実現し、継続できるよう、市民や企業にワーク・ライフ・バランスの意識の向上・定着、父親の育児参加の促進に向けて、情報発信や意識啓発を推進します。

3 家庭の個別的状況に応じて支援できる効果的な制度運用

経済的支援が必要な家庭やひとり親世帯等の支援について、それぞれの家庭の状況を把握し、必要な支援の適切な利用を促進します。

また、保護者の転職や安定した職業への就職につなげられるよう、関係機関と連携し、経済的な自立、安定に向けた支援を目指します。

第5節 施策体系

基本理念		
夢を育み健やかに成長するまち下田		
基本 施策	施策の柱	施策・事業
第1節 ライフステージを通じた施策	第1 主体性を育てる環境、活躍できる環境づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権教育、啓発活動の推進 2 子育てしやすい生活空間、遊び場・居場所等の整備・充実 3 体験の機会、自主的な活動の機会の充実 4 ジェンダーギャップの解消の推進
	第2 心身が健康的に育つ環境づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 産前産後の健康支援、健康意識の向上 2 周産期（妊娠22週から出生後7日未満）医療・小児医療・歯科保健体制の整備・充実 3 食育等を通じた健康意識の向上の推進 4 支援・情報提供体制の整備・充実
	第3 家庭の状況に応じた支援体制づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 2 障害児支援・医療的ケア児等への支援の充実 3 児童虐待防止対策の推進 4 ヤングケアラーの把握・支援の推進
	第4 命や安全を守る仕組みづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども・若者の自殺対策の推進 2 こども・若者の防犯対策の推進 3 交通安全対策の推進 4 防災対策の推進 5 非行防止と自立支援の推進
第2節 ライフステージ別の施策	第1 こどもの誕生前から幼児期まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 2 幼児教育・保育環境の充実
	第2 学童期・思春期	<ol style="list-style-type: none"> 1 質の高い学校教育、安心して通える学校環境づくりの推進 2 高等学校等の修学支援 3 こども・若者が安心して集える居場所づくりの推進 4 こども・若者の健全な成長、課題解消の支援
	第3 青年期	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域への就労、安定した生活基盤づくりの支援 2 結婚、結婚に伴う新生活への支援 3 若者やその家族に対する相談体制の充実
第3節 子育てに関する施策 支援に当事者への	第1 子育ての課題解消を支援できる仕組みづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援、情報提供体制の充実 2 子育て支援実施体制の充実 3 地域子育て支援体制の充実
	第2 仕事と家庭の両立を支援できる意識づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事と家庭の両立に向けた支援の推進
	第3 家庭の個別的状況に応じて支援できる効果的な制度運用	<ol style="list-style-type: none"> 1 経済的支援の推進 2 ひとり親家庭の生活自立の支援

第6節 重点施策

本計画では、施策が広範囲にわたるため、特に重点的に進める施策を以下のとおり設定します。

重点1 こどもの権利に関する広報・啓発活動の推進

「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」、いじめ防止対策推進法の趣旨の広報を行うとともに、様々な機会や場を利用して、こどもの人権に対する意識啓発を推進します。

重点2 地域の行事・イベントの開催、参加促進

定期的に行事・イベントを開催し、子育て世帯を中心に、地域住民との交流、体験の機会を提供します。

行事・イベントに参加するだけでなく、地域の一員としての参加を促進します。

重点3 子育て支援拠点の整備、充実

現在運営している子育て支援拠点を中心に支援、相談等をさらに充実します。
必要な職員の確保、職員の資質向上を図ります。

重点4 防災対策の推進

災害発生時に児童・生徒の安全確保を図るとともに、あらかじめ、教職員を含めて防災教育を実施します。

教育・保育施設、学校の防災対策、大規模被害が想定される保育施設の被災回避対策の検討を進めます。

重点5 地域の児童・生徒、課題を抱える児童・生徒が集える場・機会の検討

市内各所に子どもや子育て世帯が気軽に集える場の確保、活動の支援を検討します。
課題を抱える児童・生徒が学び・集える場・機会の確保を検討します。

重点6 多様な手段による情報発信体制の充実、相談支援の充実

市のホームページや公式 SNS を活用して、子育てに関する最新の情報提供に努めます。
市役所や各相談窓口、教育・保育施設で相談を受け付けていることを周知するとともに、職員の対応能力、専門性の向上を図ります。

重点7 子育てを支援する人材の確保・育成

定期的、一時的な保育サービスを担う人材の確保に向けて、地域の特色等の情報発信を図ります。

地域でのボランティアやサークルの活動の設立や活動を支援します。

第4章 こども施策の展開

第1節 ライフステージを通じた施策

第1 主体性を育てる環境、活躍できる環境づくり

1 人権教育、啓発活動の推進

現状と課題

17～39歳を対象に実施したアンケート調査によると、回答者の3割がこどもを権利の主体として認識していないことから、当事者としての意識の向上が必要です。

国が示した「こども大綱」において、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること」を目指し、多くの市民に理解を広げていくことが必要です。

施策の方向性

こども基本法第3条（基本理念）第1項第1号「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障される」を踏まえ、こども一人一人が有する人権に関する教育、意識啓発等、市民全体の意識向上を図ります。

こども・若者が人権を侵害されたり、差別を受けたりしたときに、自分の安全や権利を守るための手段を学ぶとともに、お互いの人権や権利を尊重し合えるよう、理解促進を図ります。

施策・事業	概要
こどもの権利に関する広報・啓発活動の推進 重点1	「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」、いじめ防止対策推進法の趣旨の広報を行うとともに、人権週間や児童福祉週間、福祉イベント等、様々な機会や場を活用して、こどもの人権に対する意識啓発を推進します。
人権教育の推進 重点1	小・中学校において人権学習の機会を設け、定期的を実施します。また、企業に対して人権意識向上に向けた教育・研修の実施を働きかけます。 生命の尊さを実感し、豊かな心を育てることを目指し、市内小学校、認定こども園、保育所での啓発グッズの配布を実施します。
人権相談の推進	定期的に入権相談の窓口を設置し、人権相談員が家庭内や学校での虐待やいじめ、差別等の相談を受け付け、課題解消を支援します。

2 子育てしやすい生活空間、遊び場・居場所等の整備・充実

現状と課題

市内で子育てをしている保護者より、本市の課題として「こどもの遊び場や居場所の充実」、「交通、移動手段、駐車場の利便性向上」、「子育て世帯の移住、定住促進」が挙げられています。

本市では、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に道路や公共施設の改修、バリアフリー化、交通安全施設の設置等を進めています。

その一方で、今後は、子育て世代が暮らしやすい環境整備に向けて道路や公共施設の整備はもちろん、新しい子育て世帯や市外からの移住者の受け皿として、暮らしやすい住宅の確保が必要です。また、公園が特定地域に集中したり、駐車場や遊具等の改善が進んでいなかったりする状況が続いているため、市全体を俯瞰した計画的な整備が必要です。

施策の方向性

これから市内で子育てを始める世帯が安心して生活できるよう、住宅、道路、公園等、計画的に生活環境の整備を進めていきます。

子育て世帯が安心して外出できるよう、公園や公共施設の整備、配置を進めるとともに、気軽に過ごせる「居場所」づくりを進めていきます。

(1) 子育てしやすい生活空間の整備・充実

施策・事業	概要
「下田市空き家バンク制度」の登録及び利用促進	市が運営している「下田市空き家バンク制度」を市民及び空き家所有者に周知し、空き家所有者に空き家バンクへの登録を促します。 また、子育て世帯や移住希望者が空き家情報を入手しやすくなるよう、市のホームページに情報を掲載し、最新情報を随時更新します。

(2) 公共施設、遊び場・居場所等の整備・充実

施策・事業	概要
子育て世帯にやさしい公共施設の整備	乳幼児期の子どもを持つ世帯が安心して外出できるよう、計画的に道路のバリアフリー化、公共施設での授乳室やおむつ替えスペースの設置等を検討します。 また、民間の商業施設や観光施設等に対して、子育て世帯が安心して利用できる授乳室・おむつ替えスペースの設置に向けて協力要請に努めます。 さらに、公共施設の建て替えや新設の際には、幅広い年齢層の市民や、障害の有無に関わらず多くの市民に利用していただくことを想定した施設整備に努めます。

施策・事業	概要
生涯学習の拠点となる公民館や図書館等の在り方の検討	<p>中央公民館や図書館等の生涯学習施設について、各施設の役割や方向性等の在り方を検討します。</p> <p>各施設の検討結果に基づき、持続可能な施設運営に向けて、施設の改修・統廃合集約・建て替え等の方針を示していきます。</p>
公共施設における多世代交流の場の確保、交流の促進	<p>公共施設において、こどもが安心して自由に遊ぶ場、多世代で交流する場を確保し、地域住民のニーズに合った多世代間の交流を促します。</p>
身近で遊べる公園の整備、充実 重点5	<p>市内各地の公園において、親子が安心して過ごせるよう、遊具の維持・修繕、更新や増設を行うとともに、駐車場の整備を進めます。</p> <p>公園の設置箇所が下田・稲生沢地域に集中していることから、市内各地域（下田、稲生沢、朝日、浜崎、白浜、稲梓）のバランスに配慮した整備を基本とし、その地域の特性に応じた公園整備を検討します。</p>
こども、子育て世帯の居場所づくりの推進 重点5	<p>こどもや子育て世帯が集い、過ごせる居場所づくりを進めます。</p> <p>このうち、非常設型の居場所として、下田わくわくパーク「これば！」を開催し、多様なイベントを提供します。</p> <p>また、公共施設の活用状況や配置を見据え、地域住民等と連携し、子育て世帯にとって居心地の良い生活環境の醸成を推進します。</p>

3 体験の機会、自主的な活動の機会の充実

現状と課題

市内の若者の7割以上が、こども・若者の遊びや体験の機会があると感じていないことから、新たな機会の創出、現在設けられている機会の周知、拡大等の取組が必要です。

本市では、体験の機会として、市や民間の団体により地域の自然や文化を体験できる講座・教室を企画・実施し、地域の環境保全と意識醸成を図っています。また、スポーツや芸術文化等、様々な活動や事業についても民間団体やボランティアを中心に、実施されています。

今後、少子化が進み、各地域の人口が減少していく中で、地域社会の様々な体験を通して地域を知り、様々な年齢層の住民同士が交流を深める機会が必要です。

施策の方向性

こども・若者が参加できる講座や体験の機会を増やし、若い世代が様々な経験をできるように、仕組みの改善を進めます。また、世代を超えて地域住民が交流し、歴史や文化、自然の中で様々な体験ができる機会を設けるとともに、若者の主体的な活動支援を進めます。

施策・事業	概要
各種講座や体験事業に係る参加機会の拡大の検討	市内で開催される各種講座や体験事業の参加対象年齢を拡大し、こども・若者世代が体験できる機会の拡大を検討します。
多様な世代が集まることが できるイベントの開催 重点2	下田子育て支援ネットワークが主催する下田わくわくパーク「これば！」を開催し、子育て世帯を中心に、多様な世代の地域住民との交流、体験の機会を提供します。
地域で開催される行事やイベントへの参加促進 重点2	児童・生徒に対して、祭り等の行事に地域の一員として参加するよう呼びかけます。また、参加するだけでなく、企画から運営に参加し、地域行事への参加意識の醸成を図ります。 さらに、ホームページや広報誌等の各種媒体を活用し、行事やイベント、遊びの情報を提供し、こどもの参加機会の拡大を図ります。
地域の歴史や自然等を生かした、体験機会の充実	郷土の歴史や自然、文化等の理解を深め、郷土愛の育成につながるよう、小中学校グローバルCITYプロジェクト事業により、各地域の特性を生かした体験事業を推進します。その一環として海を中心とした自然環境に触れ合える、親子漁船釣り教室及び磯遊び教室等を開催します。 また、「未来の下田創造プロジェクト」では、未来の下田を担う人材を育成する学校づくりをテーマとして新たな教育プログラムの構築を検討します。
地域のこども・若者の主体的な活動の支援 新規 重点5	こども・若者が、地域の中で新たな行事やイベント、活動等をはじめ際に、活動の支援やノウハウを持つ団体の紹介、会場確保の支援等、各種支援を行います。 なお、社会教育に資する自主的な活動に当たっては、市の施設利用料の減免制度を周知し、活動機会の確保、充実を支援します。

施策・事業	概要
本に親しむ機会の創出、充実	<p>図書館が中心となり、心の健全な成長を支援するため、幼少期から本に親しむ機会を設けます。</p> <p>まず、5か月児のこどもを持つ保護者を対象にファーストブック事業を実施し、月齢が低い時期からの読み聞かせの重要性を伝えるとともに、保護者に読み聞かせに対して興味・関心を持っていただく機会を提供します。</p> <p>また、幼少期のこどもを対象にした市内公共施設におけるおはなし会や地域子育て支援センター等における読み聞かせ、小学校における学校訪問おはなし会等の機会を活用し、本に親しむ機会を充実します。</p> <p>さらに、図書館や移動図書館の情報発信により図書館の活用を呼びかけるほか、市内の店舗や公共施設等身近な場所で本に触れられる「まちじゅう図書館」を充実させ、幅広い年齢の市民を対象にした、年齢を問わず本に親しむ機会の創出を進めます。</p>
家庭教育学級の充実	<p>市内各小・中学校のPTAが中心となり、家庭教育学級を実施します。家庭教育学級では、保護者が子育てに関する知識や技術を身につけるとともに、保護者同士の交流や情報交換等、社会情勢の変化や保護者の学習ニーズに柔軟に対応した運営に努めます。</p>
姉妹都市間の人材交流の推進	<p>姉妹都市を締結している国内外の都市とともに、相互の若者世代の交流を行い、視野の広い活動的な若者の育成に努めます。</p>

4 ジェンダーギャップの解消の推進

現状と課題

若者へのアンケート調査において、男女間の格差の感じ方として、「家族、親類からの扱い」に男女ともに4割が格差を感じています。また、仕事に関連する「企業への就職」、「職場での役割」、「職場での昇進・昇給」には、女性の5割以上が格差を感じており、地域や企業等への男女格差の解消に向けた意識の啓発、組織改善の促進が必要です。

施策の方向性

こども・若者が、男女の性別に関係なく将来の可能性や夢に進んでいけるよう、学校から企業、地域社会まで、幅広い対象に向けて、男女平等の理念、男女共同参画の意識向上に向けた教育、意識啓発を進めます。

その一方で、男性、女性だけではなく、一人一人が持つジェンダーアイデンティティの多様性について、理解を進め、寛容性を高められるよう、知識の着実な普及を進めます。

施策・事業	概要
家庭、地域、学校等における男女共同参画に関する学習の推進	学校教育や保育の場等において、児童・生徒の成長過程や発達段階に応じた、個人の尊厳と男女平等の視点を持った教育を推進します。 教職員を対象に、男女共同参画の観点から、児童・生徒への対応方法や進路指導等を適切に行えるよう、研修・啓発に努めます。 市民を対象に、家庭や地域における男女共同参画に関する意識向上に向けて、講座の開催や情報発信に努めます。
「多様な性」についての理解促進 新規	学校教育や保育の場において、性別について「男性」や「女性」だけではなく、多様な性があることを理解し、認め合えるよう、意識啓発に努めます。

第2 心身が健康的に育つ環境づくり

1 産前産後の健康支援、健康意識の向上

現状と課題

本市では、妊婦届出書提出時に、妊婦や胎児の状態から出産後の乳幼児健診、予防接種を記録する母子健康手帳を交付しています。また、産前産後の妊産婦、新生児の家族の健康状態、生活状態の相談に対応するため、各種訪問事業や支援事業を実施しています。

今後も、全ての妊婦や子育て世帯が安心して、子育てできるよう継続して相談支援できる体制の充実が必要です。また、妊婦や乳幼児等、各段階における健康診査体制を整備していきます。

さらに、妊娠・出産について、中高生の段階から男女ともに正しい知識を持てるよう、教育の機会の検討が必要です。

施策の方向性

妊娠期、産褥期（出産後）、育児期それぞれの段階に応じた健康診査、相談体制の充実を進めます。また、母子の健康状態や各家庭の状況に応じた訪問事業の充実を図るとともに、妊娠・出産について、若い世代を対象とした正しい知識の啓発に努め、男女分け隔てない知識の浸透を図ります。

(1) 出産前の健康状態の把握、健康意識の向上

施策・事業	概要
母子健康手帳の交付	妊婦届出時に手渡す母子健康手帳の意義、利用方法等を説明し、母子健康手帳の交付をしています。 また、面談時に、妊娠、出産、出産後の育児等についてきめ細かく情報提供を行い、一人一人の妊婦に寄り添った相談にも対応していきます。
妊婦健康診査費用の助成	妊婦の安全な出産に向けて、定期的な妊婦健康診査の受診を促すとともに、医療機関との連携を強化し、健康診査後のフォローを図ります。 また、妊婦が受診費用の心配をせずに健康診査を受けられるよう、公費による助成を行います。
妊婦訪問支援事業	妊娠8か月頃を目安に助産師等が訪問し、出産に備えるための支援を行います。
親になる意識の啓発	新しく親になる夫婦を対象に、プレパパママセミナーを開催し、妊娠・出産・育児に関する知識や情報、妊娠中の健康維持・増進の意識向上を図ります。 また、親同士の交流の機会として仲間づくりを促します。
プレコンセプションケアの推進 新規 重点6	中学生以上を主な対象に、健康的な妊娠・出産に向けた正しい知識の提供、日々の生活習慣や健康管理の意識啓発に努めます。 なお、実施に当たっては、男女の区別なく公平な啓発、情報提供等を行います。

(2) 出産後の母子の健康状態の把握、健康意識の向上

施策・事業	概要
退院後の母子のケアの充実	退院後の母子の産後ケアとして、宿泊又は日帰りで、母子ケアや授乳指導、育児相談等を行います。
乳児家庭全戸訪問事業の充実	生後4か月以内の乳児のいる世帯を対象に、専門職が訪問し相談に対応するとともに、乳児や家庭の状況に応じた指導や支援を行い、育児の不安解消を図ります。
養育支援訪問事業の充実	支援を要する乳幼児を抱える家庭を訪問し、関係機関と連携しながら、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
乳幼児健康診査の充実	<p>身体発達及び知的発達の状況、及び健康状態を把握するとともに、病気や発達状況等を早期に把握し、支援を必要とする乳幼児が適切な支援につながるよう、月齢・年齢ごとに健康診査を行います。</p> <p>健康診査の際には、保護者への相談対応、指導等を行うことで、育児不安の解消や児童虐待、うつ等の発生予防等を図ります。</p> <p>受診率100%となるよう、各月齢・年齢の健康診査受診の効果を周知し、受診の促進を図ります。</p> <p>乳幼児健康診査の実施に当たって、小児科医や歯科医、臨床心理士、保育士による連携強化に努めます。</p>

2 周産期（妊娠 22 週から出生後 7 日未満）医療・小児医療・歯科保健体制の整備・充実

現状と課題

周産期医療については市内では分娩取扱施設がなく、最寄りの分娩を取扱う産科医療機関まで 1 時間以上を要する状況にあり、妊婦健診時の交通費負担、出産時の移動の心理的、身体的負担が課題となっています。

市内では 6 か所の医療機関が小児の診療を行っていますが休日・夜間に市内で安心して小児医療を受診できる体制の拡充が必要です。

令和 6 年度から 365 日いつでも医師に相談できる健康相談アプリを導入し、効果的な活用の促進に向けて広報を続けていますが、休日・夜間に市内で安心して小児医療を受診できる体制の拡充が必要です。

小児の予防接種については、特に 1 歳未満児の予防接種のスケジュールが過密であることから、市内医療機関の接種体制が確保されているか確認していく必要があります。

こどものむし歯は減少傾向にはありますが、令和 5 年の歯科健診結果から、永久歯 5 本以上の多発児の割合（小学校 6 年生：2.3%、中学校 3 年生：3.0%）が課題となっています。

施策の方向性

周産期医療については妊婦健診を確実に受けていただくために、妊娠後期からの妊婦健診については移動に要する交通費について助成を継続していきます。また、出産時の移動についても交通費の助成を継続していきます。

出産前の妊婦の不安については前述の妊婦訪問支援事業にて対応していきます。

出産時の移動における安全を確保するため、下田消防と連携をしていきます。

また、出産予定日の数日前から、分娩取扱施設の近くのホテル、旅館等に宿泊できるよう、宿泊費の助成を行い、前泊について宿泊施設との連携も図っていきます。

小児医療については体制の維持・確保とともに、夜間・休日を含めた小児救急医療の充実を目指します。また、小児救急を補完するものとしてオンラインによる小児の健康相談を継続していきます。

歯科保健においては、歯と口腔の健康づくりやむし歯予防等の一次予防の強化と、むし歯の早期発見、早期治療の体制整備を進めます。

こどものむし歯予防のため、1 歳 6 か月健診や 3 歳児健診等の際に歯科健診やフッ素塗布を実施しているほか、認定子ども園や保育所の就園児を対象にしたフッ素洗口を実施するとともに、児童・生徒を対象に啓発事業を実施しています。

また、小児の定期予防接種については適切な期間に接種できる体制にあるか確認していきます。

施策・事業	概要
周産期医療にかかる支援	<p>安心して出産できるように、妊娠後期からの妊婦健診や出産時の移動にかかる交通費を助成します。</p> <p>陣痛時の救急要請をスムーズに行えるよう、下田消防と連携して妊婦サポート 119 への登録を推進します。</p> <p>また、出産予定日の数日前から、分娩取扱施設の近くのホテル、旅館等に宿泊できるよう、宿泊費を助成します。</p>
小児医療体制の整備	<p>夜間・休日を中心とした小児救急医療体制の継続・充実、小児科医の確保に努めます。</p> <p>小児救急を補完するものとして、オンラインによる小児の健康相談を継続していきます。</p>
感染症予防・抑制体制の充実	<p>乳幼児期の感染症は重症化しやすいことから、予防接種の接種率向上を図るため、予防接種の正しい知識の普及、様々な機会を利用した接種勧奨や個別通知を進めていきます。</p> <p>医療機関とも連携し、接種体制を確保します。</p> <p>感染症の児童・生徒への感染・流行を最小限に抑制するため、教育・保育施設や学校、関係機関と連携し、感染・流行の状況に応じた対策を取れるよう、情報共有体制の強化に努めます。</p>
歯の健康への意識の向上	<p>歯の健康への意識向上に向けて、妊婦歯科検診、乳幼児健康診査や健康相談、健康教室、大人の歯周疾患検診等において、歯科保健指導の充実を図ります。</p> <p>むし歯予防に向けて、フッ化物に対する正しい知識の普及を図るとともに、フッ素洗口を実施するなど、科学的根拠に基づく効果的な取組を推進します。</p> <p>これらの知識の普及啓発に当たっては、賀茂歯科医師会、市内歯科医院、歯科衛生士と連携しながら広報誌等を活用します。</p> <p>また、むし歯が多く特に指導を必要とする乳幼児については、歯科衛生士による個別指導を行います。</p>

3 食育等を通じた健康意識の向上の推進

現状と課題

「第4次下田市食育推進計画」において、食育を「健康的な食習慣の定着」と「地域の食文化に親しむ機会の充実」に分けて施策を整理しています。このうち「健康的な食生活の定着」では、幼少期からの食習慣について、家庭生活におけるバランスのとれた食の定着・促進が必要とされています。

認定こども園、保育所、学校等、食育連絡会において、関係機関と連携しながら食育を推進し、食を通じた児童・生徒の健康的な成長を支援しています。

市内小学生、中学生を対象としたアンケート調査で、朝食を食べている児童、生徒が9割程度で100%ではないことが課題となっています。

施策の方向性

こどもが成人した後でも健康的な生活を送ることができるよう、食を通して心身ともに健康なこどもの育成や家族との良好な関係づくりを推進し、家庭や教育・保育施設、学校等において、こどもだけではなく、地域全体で食育に取り組めるよう、情報発信等を進めます。

施策・事業	概要
生活習慣病予防の充実	幼少期から生活習慣病予防に取り組めるよう、保健関係機関、認定こども園、保育所、学校、家庭の連携のもとに、継続的・一貫的な健康教育を推進します。
幼少期からの食育の推進	乳幼児を対象にした乳幼児健康診査や育児教室等において、保護者を対象に、食や栄養への関心が向上するよう専門的な観点から情報提供、意識啓発を図ります。 教育・保育施設において、食事・行事・日常の保育を通じて、こどもの成長段階に適した食習慣の形成、栄養への関心、指導・教育を行います。 教育・保育施設における給食について、地産地消を継続し、地域の食材や農業・漁業への意識向上を図ります。 小・中学校の授業に農作物の栽培・収穫・調理の体験を取り入れ、地域の農産物への関心の向上を図ります。

4 支援・情報提供体制の整備・充実

現状と課題

保護者へのアンケート調査において、必要な支援を受けるための取組として、「行政等のホームページや SNS で福祉制度や支援策等に関する情報発信の充実」や「携帯電話・スマートフォンで閲覧できる情報サイト等の充実」が期待されています。また、若者が施策・地域情報を収集する手段として「市のホームページ、SNS」の回答が6割を超えており、時代の変化に適した情報発信手段の活用が期待されています。

本市では基幹的な相談窓口として市役所や地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点で相談を受け付けているほか、認定こども園や保育所においても相談機能を有しており、今後は、これらの各機能を効果的に活用した包括的な相談体制の充実が必要です。

施策の方向性

子育て支援拠点の人材、体制を充実し、子育て中の保護者の悩みごとに対応するとともに、市が有する相談、支援機能を周知し、悩みごとを抱え込むことなく相談するよう促進します。また、市や各支援拠点の窓口では、各世帯の負担軽減や課題解消に向けた対応を行えるよう、担当職員の資質向上に努めます。

子ども・若者から保護者の各世代に向けて、市民が必要な情報を必要なときに入手できるよう、市のホームページや SNS を中心に、多様な媒体を活用して効果的な情報提供の充実を進めます。

施策・事業	概要
子育て支援拠点の整備、充実 重点3	子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援センター、及び子育て支援拠点を中心に支援、相談等の体制をさらに充実させていきます。 令和8年度より、子育て支援の拠点として、「子ども家庭センター」を運営し、妊娠前から出産、育児に至るまで、切れ目のない支援を行います。支援拠点としての機能向上に向けて、必要な職員を確保するとともに、職員の資質向上を図ります。
相談体制の充実	妊娠期から、母子の心身の健康の維持・向上に向けて、相談体制の充実を図るとともに、専門職を確保し、個々の状況に応じた支援につなげる体制の整備に努めます。 また、専用のアプリにより医師による乳幼児健康相談を行います。
各種媒体を活用した、情報発信の検討、充実 重点6	子育て世帯を対象に、必要な情報を的確に入手できるよう広報誌や「しもだ子育てガイドブック」のほか、市のホームページ、SNS等を活用した広報手段を検討し、情報発信を迅速に行います。

第3 家庭の状況に応じた支援体制づくり

1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

現状と課題

保護者へのアンケート調査によると、所得が貧困線以下の世帯では、衣類・食料ともに経済的な理由で購入できなかった経験を持っています。また、こどもの進学については、貧困線以上の所得の世帯と比較して高等教育に進まない世帯がみられ、経済的理由による現在の生活、こどもの将来への制約を感じている状況がうかがえます。

経済的に困窮している世帯（貧困世帯）に対して、その理由や状況を把握し、関係機関等と連携した支援が必要です。

施策の方向性

貧困世帯の生活の安定及びその自立のための支援に努めるとともに、経済的支援や学習支援、相談の充実を進めます。

支援を必要とする世帯に必要な情報が届くよう、的確な情報提供を行います。

施策・事業	概要
経済的支援を必要とする世帯の把握	児童・生徒の生活状況や給食費・備品の支払い状況、学校、地域からの情報を把握し、経済的支援を必要とするこども、世帯の把握に努めます。 把握した情報を基に、困難を抱えた家庭を訪問するなど、本人、家族に配慮しながら広範囲で実態を把握します。
経済的支援の適正な実施	高校生までの世帯を対象に、対象要件に応じ児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給を行うとともに、制度改正が行われたときは、改正後の内容の普及・啓発に努め、対象となる家庭を取りこぼすことなく、支援が行きわたるよう努めます。 子育てに要する保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校入学予定者の保護者を対象に、中学校就学準備給付金を支給します。
生活困窮世帯のこどもの生活支援、学習支援の充実	生活が困窮している世帯の児童・生徒を対象に、生活困窮者自立支援制度を活用した、こども学習支援や仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、こどもと保護者の双方に必要な支援を行います。 特に、ひとり親家庭は経済的に困難となるケースが多いことから、ひとり親家庭の現状を把握し、国の支援策と合わせて市として実施可能な支援策を検討します。
奨学金制度の普及	経済的理由により高等学校等への進学が困難な生徒を対象に、就学奨励金を支給するとともに、必要な世帯に支援を行えるよう、制度の普及・啓発に努めます。
保護者の経済的な自立に向けた支援の充実	保護者が経済的な自立を図れるよう、関係機関と連携して一人一人の状況に応じた就労相談や職業能力開発への支援を図ります。 また、保護者が安心して就労できるよう、生活面や子育ての継続的な支援に努めます。

2 障害児支援・医療的ケア児等への支援の充実

現状と課題

障害や病気等により特別な支援を必要とするこども・若者が、身近な地域で安心して学び、暮らし続けられるよう、障害等の状況に応じた支援を実施しています。また、利用できる手当や補助金等の各種制度の情報提供をもれなく実施するよう努めています。

令和4年度に実施した障害者アンケート調査において、市内に放課後等デイサービスの障害児支援の体制・事業者は整備されつつありますが、成長後の居場所や就労の場の確保が期待されています。

今後も、障害の特性に応じて、こどもの可能性や社会に参加する力を最大限に伸ばしていくことが課題となります。また、学校を卒業した障害児等の就職や居場所の整備等、年齢を問わず暮らし続けられる体制の整備が必要です。

さらに、市民に対して、障害への理解を高めるための啓発、情報発信が必要です。

施策の方向性

本市だけではなく、賀茂地区の障害児施策を推進するため、「賀茂地区障害者計画」及び「賀茂地区障害児計画」に基づいた施策を展開するとともに、障害の早期発見と適切な療育の提供ができるよう、関係部署、関係機関等との連携を図り、相談・支援体制の充実を図ります。

今後、医療的ケア児の保育・教育が必要となることを想定し、本人の状況に合わせた支援体制の構築について、検討を進めます。

年齢や進学・就職により、利用できるサービス・支援が異なることから、各段階における課題に直面したときに、生活の負担・変化を最小限に抑えられるよう、関係機関と検討を進めます。

(1) 経済的支援の充実

施策・事業	概要
障害児福祉手当	重度の障害により、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方を対象に、経済的な支援を行います。(所得制限あり) 制度改正が行われたときは、改正後の内容の普及・啓発に努め、対象となる家庭を取りこぼすことなく、支援が行きわたるよう努めます。
重度障害者(児)へのタクシー利用券交付等による外出の支援	在宅の重度心身障害者(児)を対象に、市内のタクシー事業者で利用できるタクシー利用券を交付します。(ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方及び社会福祉施設に入所されている方は除きます。)
補装具及び日常生活用具の給付	身体障害者手帳の交付を受けている方又は難病疾患のある方を対象に、補装具(装具、車椅子、補聴器等)の購入費や修理費の助成を行います。 また、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方又は難病疾患のある方を対象に、在宅での日常生活を継続するために必要な日常生

施策・事業	概要
	活用具（特殊寝台、吸引器、入浴補助用具等）の購入費の助成を行います。
各種医療費の助成及び給付	障害の種類や利用している医療費の内容に応じて、医療費の一部を助成します。制度の種類は、重度障害者（児）医療費、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）、療養介護費、精神障害者入院医療費の各制度が整備されています。

（２）サービス提供・支援体制の充実、適切な利用促進

施策・事業	概要
専門職による特別な支援を要する児童・生徒への対応の充実	<p>言語発達遅滞、コミュニケーション能力不足及び知的障害等のある、又は可能性のある乳幼児を対象に、乳幼児発達訓練指導事業「すくすくサークル」を実施しています。本事業において、集団遊びや感覚統合遊び等の場を提供するとともに、保護者への相談・指導を実施します。</p> <p>乳幼児健康診査後には、こども一人一人の個別相談事業として「すくすくこども相談会」を開催しています。本相談会において、こどもの特性に応じた指導及び助言を実施します。</p> <p>教育・保育施設、学校においても、発達に課題を持つ幼児・児童・生徒への支援に取り組むとともに、発達検査（WISC）を実施し、こどもの特性に合わせた就学相談を実施します。</p>
療育相談・支援の充実	療育相談・支援を必要とするこどもが適切な支援を受けられるよう、賀茂健康福祉センターや障害福祉サービス事業所と連携・協力し、相談・支援事業の周知・充実に努めます。
障害児福祉サービスの充実	<p>障害児の日常生活の利便性向上を図るため、「障害児福祉計画」に基づく障害児福祉サービスの充実に努め、障害児が本人に適した障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用できるよう、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始から一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。</p> <p>賀茂地区に設置されていない医療型児童発達支援について、近隣市町や関係機関と連携して体制整備に努めます。</p> <p>発達障害のこどもを養育する保護者を対象に、ペアレントメンターやピアサポート等による支援の充実に努めます。</p>
障害児の自立に向けた連携の充実	<p>障害児の将来的な社会参加、就労の促進に向けて、学校、賀茂障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、ハローワーク等の関係機関と連携充実に図ります。</p> <p>地域で生活する障害者を地域全体で支える拠点機能として、地域生活支援拠点の充実に図り、機能強化を目指します。</p>

施策・事業	概要
医療的ケア児への支援体制の検討 新設	医療的ケア児の教育・保育サービスの利用、及び小・中学校の就学に当たり、必要となる支援を把握し、対象となる児童・生徒に必要な支援体制を検討します。
障害児発達支援センター機能の充実	療育支援事業や相談支援事業の事業所を児童発達支援センターの代替機能とし、さらなる相談体制の充実を図るとともに、個々の障害の状態及び発達過程等に応じたサービスの提供体制の充実に努めます。
子育て相談体制の充実	障害の早期発見・対応を図るため、乳幼児健康診査や子育て相談会への専門職種の配置を行い、相談できる機会を充実するとともに、健康診査対象者の参加促進に努めます。
市民への理解促進の充実	より多くの市民に障害者や障害児に対する理解を深めていただけるよう、市民と障害児の交流機会や学習機会の充実、ボランティア活動等を推進します。 また、社会福祉協議会や福祉団体が開催するイベント、キャンペーン事業を支援し、障害者や障害児に対する理解促進・啓発に努めます。
「年齢・進学・就職の壁」に配慮した支援体制の検討 新設	年齢や進学・就職により、それまで利用できていたサービス・支援が受けられなくなった障害児、障害者に対して、生活の変化を最小限にできるように、支援体制の在り方について関係機関と検討を進めます。

3 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

児童虐待の認知件数は、令和元年度以降、100件を超える年もあり、家庭環境や養育環境が年々複雑化し、虐待事案も多様化しています。

本市では、関係機関や地域住民の協力により、児童虐待防止に向けて、虐待の情報を速やかに把握し、早期対応につなげられるよう努めています。

今後は、「子どもの最大限の利益を目指す」基本的な視点のもと、関係機関の連携強化を進め、虐待の未然防止と早期対応に向けた支援体制の充実が必要です。

施策の方向性

これまでと同様、児童虐待の未然防止、早期発見・対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会活動を充実させ、様々な問題に適切に対応できるよう、保健、医療、福祉、教育、警察等各分野の相談機関とのネットワークづくりを推進します。

施策・事業	概要
要保護児童対策地域協議会による関係機関と連携した児童虐待防止対策の強化	要保護児童の早期発見、適切な保護を図るため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関・団体が連携し、こどもの生命・安全の確保を最優先する取組を推進します。 要保護児童対策地域協議会に設置されているDV虐待分科会と育児支援分科会において、代表者会議や実務者会議、個別ケース会議を開催し、施策推進に向けた協議を実施します。

施策・事業	概要
	また、支援の必要を認めるときは、学校訪問や家庭訪問及び面接等を行い、早期発見・対応に努めます。
児童虐待防止に対する情報の周知徹底	<p>児童虐待の把握や、虐待を把握したときに適切に対応できるよう、関係機関との情報共有に努めます。</p> <p>また、児童虐待防止の意識啓発に向けて、毎年11月の児童虐待防止月間に合わせて、市民を対象に情報発信を行うとともに、より効果が高い広報手段の検討、広報内容の改善に努めます。</p>

4 ヤングケアラーの把握・支援の推進

現状と課題

市内では、ヤングケアラーとして支援が必要なこども・若者の報告を受けていません。その一方で、こども本人へのアンケート調査では、病気や障害のある家族の世話をしている小学生や家事を担っているこども・若者が見受けられることから、潜在的にヤングケアラーの該当者がいる可能性があります。

今後、家族構成や地域社会のつながりの変化により、ヤングケアラーと判断されるケースが発生する可能性があるため、あらかじめ体制を整備しておく必要があります。

施策の方向性

地域や学校において、ヤングケアラーの可能性のあるこども・若者の実態把握に努め、それぞれの状況に応じた支援につなげます。

施策・事業	概要
ヤングケアラーの把握、支援の検討	<p>地域や学校において、生活の様子や備品の状況等を基に、ヤングケアラーの把握に努めます。</p> <p>ヤングケアラーに該当するこども・若者について、関係機関と連携して、家庭の状況に応じた適切な支援を図ります。</p>

第4 命や安全を守る仕組みづくり

1 こども・若者の自殺対策の推進

現状と課題

平成30年度から令和6年度までの7年間で、20歳未満の自殺者があったことから、自らの命を守れるよう、いじめや人権侵害の抑制を図り、併せて人権や命を守る教育の充実に努めます。

施策の方向性

「第2次下田市いのち支える自殺対策行動計画」に基づき、児童・生徒を対象としたいじめ対策や人権啓発等を中心に、一人一人の命を守り、つなげていく意識の向上を目指します。

また、悩みごとを抱えたこども・若者が気軽に遠慮なく相談できるよう、多様な手段での相談支援体制の整備、情報発信を進めます。

施策・事業	概要
相談・指導体制の充実	こども・若者が抱える悩み・問題を安心して相談できるよう、相談体制の充実に努めます。 併せて、よりよいホットライン（24時間365日対応）、若者こころの電話相談、こども家庭センターの相談窓口の周知を図ります。 庁内関係課、関係機関同士で定期的に情報共有を行い、様々な悩みを抱えたこども・若者の自立に向けた支援に努めます。 こども・若者だけではなく、背景となる家庭環境の困難を把握したときは、状況に応じた支援に努めます。
関係機関との協議・連携の充実	自殺の原因となり得るいじめの防止、解消に向けて、下田市いじめ問題対策連絡協議会、学校保健委員会の協議・活動を支援するとともに、連携の充実に努めます。
命の大切さ、人権を学ぶ機会の充実	児童・生徒が命の大切さを学ぶ機会として、「赤ちゃんふれあい体験」の開催を検討します。この体験会において、助産師、妊婦等の体験談や実際に乳児のふれあいを体験し、命や性の大切さや子育てに対する愛情等の啓発を図ります。 学校、関係機関と連携し、子ども人権110番の周知、子どもの人権SOSミニレターの配布等を行い、こどもに関連する様々な人権問題の改善、解消を図ります。
スクールソーシャルワーカーの情報共有、資質向上	小・中学校において、福祉の視点から配慮が必要な児童・生徒を見守り、問題発生を未然に防げるよう、スクールソーシャルワーカー等の情報共有、資質向上を図ります。

2 こども・若者の防犯対策の推進

現状と課題

本市の犯罪少年検挙人員は、毎年度1～5人の間で推移しており、一定数の少年犯罪が発生しています。また、全国的には若者、青年による犯罪が絶え間なく発生しており、人命を奪う凶悪事件や、有害情報の氾濫、SNS 上でのいじめや誹謗中傷等も全国的な課題となっています。

その一方で、こども・若者が犠牲になる事件も発生しており、本市では、地域や認定こども園、保育所、小・中学校等での防犯教室の開催、定期的なパトロール活動、インターネット・SNS 等の危険からこどもを守るための啓発活動等を実施しています。

本市では、警察や防犯協会等関係団体、地域住民と連携しながら、自発的に地域防犯活動の推進に取り組んでいます。

今後も、各種活動や防犯体制の充実を図り、継続的な活動が必要です。

施策の方向性

近年、インターネットを利用した凶悪事件や性犯罪等が発生しており、いわゆる「闇バイト」の防止、性犯罪やインターネット、SNS 上での誹謗中傷等の防止に向けた教育、啓発を進めていきます。

地域での事件・事故の防止に向けて、警察、PTA、ボランティア団体や家庭が連携し、こども・若者の安全対策に取り組みます。

施策・事業	概要
ネットリテラシー教育の推進	インターネットやスマートフォンの普及、SNS 利用の浸透等により、情報の発信や受信における安全性の高い利用方法、トラブルやいじめ、個人情報の漏洩、犯罪の防止・回避に向けた意識の向上を図ります。 児童・生徒、保護者を対象に、啓発資料の配布を行います。 トラブルやいじめ、犯罪の情報を把握したときは、必要に応じて学校訪問や家庭訪問及び面接等を行い、早期対応に努めます。
地域でこども・若者を守る取組の推進	緊急時に、こどもが自身の安全を確保するために駆け込める「子どもを守る家」等の普及・充実を図り新規協力の拡充に努めます。 地域を巡回してこどもを見守る活動として、車両での防犯パトロールを行う「子どもみまもり隊」や「青色防犯パトロール」を実施します。 こども・若者を対象に、上記の各種活動の種類や意義を啓発し、安心感の醸成に努めます。
防犯教育の充実 新規	こども・若者の触法行為や刑法犯等に関する意識を高めるとともに、性犯罪・性被害や匿名・流動型犯罪（闇バイト、広域強盗等）等からの回避や防止等に向けて、広報・啓発、防犯キャンペーン等の実施を図ります。

施策・事業	概要
防犯活動の推進	<p>こどもの不慮の事故や犯罪を防止するため、警察署や防犯協会等関係団体と連携した防犯活動を推進するとともに、地域や学校等と連携して防犯に関する教育や啓発活動を推進します。</p> <p>地域や関係団体との協働体制を整えながら、防犯意識の醸成に努めます。</p>
防犯情報の提供	<p>こども・若者が被害を受けた犯罪や事故等の情報について、関係機関や学校、地域との情報共有を図るとともに、各学校を通じて児童・生徒に情報を伝達し、安全意識の向上を促進します。</p> <p>地域全体での情報共有体制を強化し、迅速に対応に努めます。</p>

3 交通安全対策の推進

現状と課題

児童・生徒への交通安全の意識向上に向けて、定期的に啓発活動を実施するとともに、市内各地域や認定こども園、保育所、小・中学校等において交通安全教室を開催しています。また、自転車の安全な利用やヘルメット着用の促進に努めています。

今後も、地域内の交通事故防止に向けて、警察や市民、地域と連携しながら、市全体で交通安全対策に取り組めます。

施策の方向性

児童・生徒や、子育て世帯を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育、自転車の安全な利用等を目指し、地域の実情に即した交通安全教育を推進します。

施策・事業	概要
児童・生徒、教職員への交通安全教育の推進	<p>小学校新入学児童を対象にしたランドセルカバーや交通安全ブザーの配布、小学校新6年生を対象にした交通安全リーダーワッペン等の配布、中学校新入学生を対象にした反射腕章の配布を行います。</p> <p>小学生を対象に、下田市交通指導員の協力により、通学時の行動・通行の指導を行います。</p> <p>中学生を対象に、静岡県交通安全対策協議会と共同で自転車マナー向上キャンペーンを行い、自転車による交通事故の削減と交通安全教育の推進を図ります。</p> <p>教職員を対象に、校（園）内研修会等において交通安全教育を推進します。</p>

施策・事業	概要
家庭・地域と連携した交通安全対策の推進	<p>保護者を対象に、通学時の交通事故防止の一環として、基本的な生活習慣の確立や時間に余裕をもった登下校の実施を呼びかけます。</p> <p>また、地域や関係団体の協力を得て、通学時の道路の混雑緩和を図るなど、交通安全対策を推進します。</p> <p>こどもの移動経路安全推進会議を活用し、通学路の環境整備に努めます。</p> <p>春季・秋季の交通安全運動に合わせて、街頭において啓発活動を実施します。</p>
チャイルドシートの利用・理解の推進	<p>こどもが自動車に同乗する際のチャイルドシートの着用の徹底について、各種講習会、交通安全運動、街頭での指導・キャンペーン等あらゆる機会を通じて啓発に努めるとともに、新聞や広報の多様な媒体を活用し、広報活動を推進します。</p>
自転車の安全な利用の促進	<p>自転車乗車時の安全で適正な利用を促すよう、自転車マナー向上キャンペーンを行い、自転車の交通ルールやマナーの周知を図ります。</p> <p>「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を周知します。</p> <p>中学生が自転車損害賠償保険に加入する際に、補助金を支給します。</p> <p>自転車用ヘルメットの利用の効果、必要性を広報するとともに、自転車用ヘルメットの購入者に対して助成金を交付します。</p>
交通安全施設等の整備、維持管理	<p>こども・若者を事故や犯罪から守るため、防犯灯やガードレール等の維持管理を図るとともに、安全性の確保の必要性や地域の要望を検証し、新規整備を進めます。</p>

4 防災対策の推進

現状と課題

近年、全国的に豪雨災害が増えており、令和6年に発生した能登半島の水害は、地形条件が類似している伊豆半島にとって、大きな教訓となりました。また、今後発生が予想される南海トラフ地震では、本市は津波や地震等により発生した土砂災害による被害が想定されており、市内で生活することも・若者の生命と生活を守るため、教育・保育施設の安全性の確保が必要です。

災害が発生したとき取るべき行動や必要な事前の準備等、教育や物資の確保・備蓄等の対策も必要です。

施策の方向性

伊豆半島全体で発生が想定される津波や水害、土砂災害に備え、被害が想定される地域に設置されている施設の移転・統廃合や施設の安全性の向上に努めます。

子どもや保護者、地域住民を対象に、災害に対する意識の向上や物資の備蓄等、事前準備の必要性を啓発し、住民による活動を促進します。

施策・事業	概要
災害時の児童・生徒の安全確保の推進 重点4	認定こども園、保育所、小・中学校等において、災害発生時の児童・生徒の安全確保対策を進めるとともに、緊急物資の確保、保護者への連絡・引き渡し等、平時からの備えについて、事前対策を推進します。
児童・生徒や保護者への防災教育・啓発の推進 重点4	市民又は市内在勤者を対象に、家庭でできる防災訓練について防災講座を実施します。 全ての児童・生徒を対象に、学校や自宅の立地に応じた最新の防災に関する知識を身につけるため、年齢や学年に適した防災教育・訓練を定期的に実施します。 保護者を対象に、子どもと一緒に災害に遭ったときの対応や認定こども園、保育所、学校への引き取り等を家族で学べるよう、事前準備や災害発生時の行動、避難時の対応、応急措置等の防災知識に関する研修会等を定期的に実施します。
教育・保育施設、学校の防災対策の推進、被災回避策の検討 重点4	認定こども園、保育所、学校について、火災や地震に対応できるよう、防災施設の整備・点検・更新に努めるとともに、浸水や土砂災害の危険性が高い地域に設置されている場合、被災回避に向けた施設の在り方について、検討します。

5 非行防止と自立支援の推進

現状と課題

近年では令和3年度、令和5年度において、触法行為での補導が発生しています。「補導件数ゼロ」を目指し、児童・生徒への啓発が必要です。

そのため、本市ではこども・若者の健全育成、意識啓発に向けて、イベントや啓発事業を実施しています。

今後も、時代の変化やこども・若者の意識を高めていける活動の検討が必要です。

施策の方向性

地域育成活動や青色防犯パトロール等、関係機関と連携してキャンペーンや情報発信に努めるとともに、活動に参加していただける機関との連携や人材の確保・育成を図ります。

施策・事業	概要
青少年の非行、被害防止	<p>青少年の非行・被害防止強化月間に合わせて、市内各所で広報や啓発グッズの配布等、啓発活動を行います。</p> <p>祭りやイベントの開催時等の見守り活動や、交通安全運動期間中の青色防犯パトロール等を実施し、青少年の非行、犯罪の抑止に努めます。</p> <p>こどもや家庭の状況に応じて、学校訪問や当事者への面接等を行い、問題の早期発見、早期解決に努めます。</p> <p>犯罪歴を持つ市民の再犯防止に向けて、孤立防止や理解促進に向けた社会を明るくする運動を推進します。</p>
育成支援活動の推進	<p>下田市青少年健全育成連絡協議会、関係機関を含めた合同研修会を毎年度開催します。</p> <p>各地域でのこどもの地域育成活動の充実・促進を図るため、市内6地区の育成会と連携し、地域の児童・生徒の活動を支援します。</p> <p>地域で実施している声かけ運動等を市全体の取組として充実させるとともに、実施機会や参加者増加に向けた取組を推進します。</p>

第2節 ライフステージ別の施策

第1 こどもの誕生前から幼児期まで

1 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療・福祉の確保

現状と課題

本市では、妊娠届出時の母子健康手帳交付の際、出産、子育ての各段階において成長に即した支援を実施しています。

妊娠・出産を希望している市民のうち、不妊症や不育症の治療を受けている夫婦を対象に、治療費や通院の交通費の一部を助成しています。妊娠を希望する夫婦への支援の充実が必要です。

産後ケアについて、市内1か所、近隣市町3か所の医療機関等において、退院後に支援を必要とする産後1年未満の乳幼児と母親を対象に実施しています。

施策の方向性

妊娠前から夫婦共通の認識を持って出産、子育てに臨めるよう、妊娠についての情報発信や学ぶ機会の充実を図ります。

不妊症や不育症で悩む夫婦について、治療費を中心に経済的な負担軽減に向けた支援を実施し、新たな命の誕生の支援を図ります。

こどもの成長段階に応じて、いつでも相談でき、支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

施策・事業	概要
妊娠から出産までの各種支援の実施、充実	<p>妊娠届を受け付けたときは、母子健康手帳を交付し、手帳の活用方法を説明し活用を促すとともに、保健師による面談、情報提供を行います。</p> <p>プレママパパセミナーや妊婦訪問支援、妊婦健康診査の受診促進や費用の助成等、各種助成を行います。</p> <p>出産時の支援については、妊婦サポート119制度や分娩時の交通費、宿泊費の助成を行います。産後の支援としては各種健康診査やリトルママの会、離乳食教室やSNS相談事業等を行います。サービス・事業の周知を図るとともに、妊産婦に必要な支援をもれなく提供できるよう努めます。</p> <p>経済的支援として、母子健康手帳交付時及び訪問時（妊娠8か月の訪問時又は新生児訪問時）の計2回、各5万円を給付します。</p>
妊婦健康診査の充実	<p>妊婦を対象に、医療機関及び歯科医療機関を通じて妊娠中の健康診査の機会を確保するとともに、医療機関との連携を強化し、健康診査後のフォローを図ります。</p>
不妊治療及び不育症に対する支援の推進	<p>不妊治療や不育症の治療を受けている夫婦を対象に、治療費や通院の交通費の一部を助成します。</p>

施策・事業	概要
特に支援が必要な新生児の世帯への医療費支援	<p>未熟児を対象にした入院治療費の助成を行い、新生児の健康管理と健全な育成を推進します。</p> <p>(母子保健法第20条による給付)</p>
産後ケア事業の充実	<p>支援を必要とする産後1年未満の母子を対象に、宿泊又は日帰りで、母子ケアや授乳指導、育児相談等を行います。</p> <p>支援を必要とする母親への適切な利用を促進し、子育てに不安を抱える母親の支援充実を図ります。</p>
乳児家庭全戸訪問事業の充実(再掲)	<p>生後4か月以内の乳児のいる世帯を対象に、専門職が訪問し相談に対応するとともに、乳児や家庭の状況に応じた指導や支援を行い、育児の不安解消を図ります。</p>
乳幼児健康診査の充実(再掲)	<p>身体及び知的の発育、健康状況を把握するとともに、病気や発達状況等を早期に把握し、支援を必要とする乳幼児に適切な対応につなげられるよう、月齢・年齢ごとに健康診査を行います。</p> <p>健康診査の際には、保護者への相談対応、指導等を行うことで、育児不安の解消や児童虐待、うつ等の発生予防等を図ります。</p> <p>受診率100%となるよう、各月齢・年齢の健康診査受診について周知し、受診の促進を図ります。</p> <p>乳幼児健康診査の実施に当たって、小児科医や歯科医、臨床心理士、保育士による連携強化に努めます。</p>
相談体制の充実	<p>子育て家庭の心身の健康維持、安定等に向けて、相談に対応できる職員の資質向上に努めるとともに、専門職を確保し、乳幼児健康診査の際や家庭訪問の際など個別相談に対応できる体制の充実に努めます。</p> <p>保護者からの相談に医師が対応する専用のアプリを活用し、オンラインによる乳幼児健康相談を実施し、保護者の不安解消に努めます。</p> <p>乳幼児健康診査や家庭への訪問の際に、必要に応じてこどもの発育に関する相談を受け付けています。</p>
食事・栄養の学習機会や情報提供の推進	<p>乳幼児健康診査や育児教室において、食事や栄養を学ぶ機会を設けるとともに、こどもや家庭の状況に応じて専門的な観点から情報提供を行います。</p>
定期予防接種体制の確保	<p>乳幼児期の予防接種の接種率向上による感染予防を推進するため、医療機関と連携し、予防接種法に基づく定期予防接種を行います。</p> <p>保護者を対象に、予防接種の正しい知識の普及、様々な機会を利用した接種勧奨や個別通知を行います。</p>

2 幼児教育・保育環境の充実

現状と課題

本市では、教育・保育施設として認定こども園が2か所、認可保育所が1か所、企業主導型保育施設が1か所運営されており、利用者数は定員の範囲内となっています。

教育・保育施設において、休日保育は実施されていませんが、地域の特性等を考慮し、今後の在り方の検討が必要です。

また、低年齢児や発達上の配慮が必要な児童への支援の在り方も検討が必要です。さらに、母親の育児休業中に生まれた乳幼児の兄弟姉妹が保育所利用を制限される仕組みについて、要件の検討が必要です。

施策の方向性

教育・保育施設の質の向上を図るとともに、国の「こども・子育て支援事業債」等を活用した施設・設備の更新の検討を進めます。また、低年齢児保育や配慮が必要な児童への支援について、関係機関と協議を続けながら、検討します。

休日保育、育児休業中の家庭の保育の受け入れについて、慎重に検討します。

施策・事業	概要
幼児教育・保育の充実	<p>幼児教育・保育施設である認定こども園や保育所について、乳幼児の健全な成長に資する幼児教育・保育の充実を図ります。</p> <p>幼児教育・保育の実施に当たっては、乳幼児の健全な成長を最優先にするとともに、保護者の働き方の多様化に対応できる体制整備を検討します。</p> <p>幼児教育・保育施設における支援機能の強化に向け、国の「こども・子育て支援事業債」の活用等も検討しながら、幼児教育・保育需要の変化に対応した新規整備を含め、施設利用者が安全で安心して快適に過ごせる環境の確保と施設の計画的な整備を推進します。</p>
低年齢児の保育体制の整備	<p>2歳児以下の低年齢児保育について、公立園と民間園との連携による受け入れ体制の拡大・充実を図るとともに、産休明け・育児休業明けによる年度途中入所の円滑化を図ります。</p>
発達上の配慮が必要な児童への保育の推進	<p>発達上の配慮が必要な児童の支援に向けて、関係機関との連携により巡回相談や専門家及び関係機関との訪問を実施するとともに、一人一人の発達状況に配慮したきめ細かな保育を推進します。</p>
休日保育の実施に向けた検討	<p>休日保育について、その必要性や実施場所、保育時間、実施体制等について、慎重に検討します。</p>
幼児教育・保育における食育の推進	<p>幼児教育・保育において、給食指導や食育計画に基づき、日常的な食事指導や定期的開催する行事等を行い、健康な心身と良好な食習慣の形成を目指します。</p> <p>また、給食には地場産品の活用を増やします。</p>
地域性を生かした幼児教育の推進	<p>こどもの豊かな感性を育成するため、地域の自然や人と人とのつながりを考慮し、地域と連携した幼児教育を推進します。</p>
保育施設の入所要件の見直し	<p>出産から育児休業中の世帯について、兄弟姉妹の保育施設入所要件の見直しを検討し、出産により保育施設の利用を中断することなく、仕事復帰まで切れ目のない保育の利用が可能となるよう、検討を進めます。</p>

第2 学童期・思春期

1 質の高い学校教育、安心して通える学校環境づくりの推進

現状と課題

本市では、中学校において令和5年度から、また、小学校において令和6年度からコミュニティ・スクールを導入し、地域と協働した、社会に開かれた教育を進めています。

GIGAスクール構想に基づき、令和2年度から全ての児童・生徒を対象にタブレット端末を配布しており、令和7年度には、タブレット端末の更新を進めています。

学校教育の質の向上とともに、学校給食において地産地消を取り入れ、食育や地域への関心の向上に努めています。

心身の健康づくりについて、学校を中心に、賀茂健康福祉センターや関係機関等と連携しながら、教育・啓発を行っています。

今後は、時代の変化に即した学校教育、地域と学校の連携、生徒の主体性を反映した学校運営、教職員による不適切指導の防止に向けた検討が必要です。

施策の方向性

市内の各小・中学校において、ICT教育や外国語教育、食育等、時代や地域の要請に即した教育を推進します。

コミュニティ・スクールや学校評議会等、地域と連携した学校運営に努めます。

児童・生徒の健全育成や自殺防止に向けて、心と身体の健康づくりを進めます。

教職員による体罰や不適切指導、不祥事の防止に向けて、定期的に研修・啓発を実施します。また、生徒の学校生活への意識の向上に向けて、校則を見直すときは生徒の参画を促進するなど、学校運営の在り方について、検討します。

(1) 質の高い学校教育の推進

施策・事業	概要
地域の少子化に対応した学校づくりの推進	市内の小・中学校全校で学校運営協議会を立ち上げ、地域と一体となってコミュニティ・スクールの取組を推進します。 コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校と地域の協働により社会に開かれた教育課程を編成し、確かな学力の育成を推進します。 また、学校における交通安全リーダー、交通指導員、民間ボランティア団体等の育成等、PTA交通安全見守り活動の推進等により地域住民による見守り体制の拡充に努めます。
時代の変化に即した教育の推進	GIGAスクール構想に基づき、令和2年度から全ての児童・生徒にタブレット端末を配布しており、ICT機器を活用したプログラミングや情報教育を推進します。 個別最適な学びを進めるために、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、児童生徒それぞれの学力に応じた指導の充実に努めます。また、孤立した学びに陥らないよう、協働的な学びの充実に努めます。

施策・事業	概要
	国際化教育、外国語教育の推進に向けて、外国語指導助手等を全校に配置し、外国語教育の充実を図ります。また、玉川大学との英語教育連携や黒船祭における米海軍との交流等、学校以外の機関との連携充実を図ります。
児童生徒の発達に応じた学びの支援の充実	市単独で特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな支援に取り組み、こどもの学習活動の充実を図ります。
生徒指導の充実	日常的に学校と教育委員会が連絡を取り合うとともに、関係機関と連携して生徒指導事案への対応を進めます。 各学校において、チームとしての生徒指導の対応力向上を目指し、市生徒指導研修等を通して、教員の資質・能力の向上に努めます。
学校給食における地産地消の推進、食育の推進	学校給食において、ふるさと給食週間や地産地消週間に地元の食材を使用した給食を提供して学校における「地産地消」を推進するとともに、食を通じて地域の文化への理解促進を図ります。 学校の給食だより等を活用して下田市の特産品を紹介し、家庭における地産地消を促進します。 学校において食事や栄養に関する教育を推進するとともに、農作物の栽培・収穫・調理の体験を通じて、食物への関心や食べる意欲の向上を図ります。

(2) 心身の健康づくり等の推進

施策・事業	概要
健康意識の向上	賀茂健康福祉センターや関係機関と連携し、学校において、児童・生徒への相談活動を推進し、保護や支援の必要性が高い児童・生徒を発見したときは、関係者との情報共有を図り、支援につなげます。 児童・生徒を対象に、思春期の身体の変化や性、食生活、心の問題に関する知識の普及・啓発に努めます。 中学校において、子育て支援ネットワークの協力を得て、乳幼児と触れ合う機会を設け、命の大切さへの意識の向上を図ります。
こころの健康づくりの推進	児童・生徒のこころの健康づくりや自殺予防週間等を利用した情報発信や啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(3) こどもの主体性が発揮できる学校づくり、体罰や不適切な指導の防止

施策・事業	概要
学校評議会の充実	学校評議員に授業参観や学校行事等の参加、評議委員会での意見交換等を通じて学校の教育活動に参画していただくとともに、教育成果や実態を評価していただき、学校運営に活用します。
校則見直しへの生徒の意見反映の検討 新規	中学校の校則見直しについて、生徒が自らの意見で見直しを検討できるよう、関係者との協議、検討を進めます。
体罰や不適切指導、不祥事の防止に向けた取組の推進 新規	教職員を対象に、児童・生徒への体罰や暴言、偏った指導等を行わないよう、また、不祥事の防止に向けて、定期的な研修・啓発を図ります。

2 高等学校等の修学支援

現状と課題

奨学金受給者数（高等学校）は、令和3年度の3人を除き6～9人で推移しており、今後も制度を必要とする世帯に対して、適切な利用の促進や情報発信が必要です。

施策の方向性

奨学金制度については、制度の内容や対象を周知し、適切な利用促進を図ります。

通学費用については、支援対象や通学の範囲、助成の割合等、関係機関と制度の在り方について検討します。

施策・事業	概要
奨学金制度の普及（再掲）	経済的理由により高等学校等への進学が困難な生徒を対象に、奨学奨励金を支給するとともに、必要な世帯に支援を行えるよう、制度の普及・啓発に努めます。
高校生通学費補助の検討	高等学校や中等教育学校後期課程の通学に係る保護者の負担を軽減するとともに、少子高齢化が加速する地域において、生徒が高等学校等で修学する機会を持続的に確保できるよう検討を進めます。

3 こども・若者が安心して集える居場所づくりの推進

現状と課題

本市では、市内7か所の小学校全てにおいて放課後児童クラブを設置しています。

なお、通年利用の児童数は定員の範囲内となっています。今後は、日曜日・祝日の実施の可否や運営時間の延長、母親の出産及び育児休業による放課後児童クラブ利用要件の検討が必要です。

本市内において、地域のこどもや親子が集える場として、市内に「地域食堂」の活動が増えています。

不登校の児童・生徒の人数は、令和元年度には17人に減少したものの令和2年度以降は増加傾向が続き、令和6年度には35人となっています。今後は、これらの児童・生徒が学び、集える場所の確保に向けた検討が必要です。

施策の方向性

小学生の放課後の居場所として、実施内容の充実を視野に放課後児童クラブの運営を継続するとともに、中・高校生を含めた児童・生徒が気軽に集える居場所づくりについて検討します。

地域食堂の運営者との連携や活動支援の在り方について検討します。

様々な課題を抱える児童・生徒が学び、集える場の確保について検討します。

施策・事業	概要
放課後児童クラブの充実	市内7か所の小学校全てに放課後児童クラブを設置しており、今後は、民間委託のクラブも含めて活動内容や環境の充実に努めます。 放課後児童クラブの質の向上に向けて、人材の確保や場所・施設を確保しつつ、その充実を図るため、地域や関係者との連携体制について検討をします。
公共施設や地域資源を活用した居場所づくり	公共施設や地域資源を活用して、児童・生徒が安心して自由に集える居場所機能の設置について検討します。 令和8年5月に完全移転する新庁舎では、世代に関係なく気軽に立ち寄ることができる交流スペースを設置し、こどもの居場所づくりに取り組みます。
地域の児童・生徒が集える場所（地域食堂等）の活動支援 新規 重点5	地域の児童・生徒や親子が集える場として、市内に「地域食堂」の活動が増えています。今後は、食事だけではなくこどもが集える場として、類似の活動の場の確保、活動を支援します。
様々な課題を抱える児童・生徒が集える場・機会の確保 新規 重点5	様々な課題を抱える児童・生徒を対象に、関係機関と連携して相談体制を充実するとともに、自立支援に向けた指導や家庭全体への支援を行います。 不登校やひきこもりの児童・生徒を対象に、学びや集いの場・機会の確保を検討します。

4 こども・若者の健全な成長、課題解消の支援

現状と課題

本市では、こども・若者が地域の異なる世代と交流する機会として、地域の行事や講座、体験事業等多様な手段を確保しています。

成長の各段階に合わせて、啓発や支援を行っています。具体的には、小学校や中学校への進学時の情報共有や連携、消費者トラブルやいじめ、自殺防止等に向けた心の教育等、学校を中心に、専門機関と連携しながら実施しています。

近年、消費者トラブルの多様化、複雑化が進んでいることから、最新情報を反映した教育・啓発に取り組むことが必要です。また、こどもの減少が続き、世代間交流が先細りになることが想定されるため、地域を知り興味を高めていくための効果的な取組の検討が必要です。

いじめ認知件数は令和3年度以降、児童虐待認知件数は令和2年度以降減少傾向がみられますが、いじめの減少に向け、さらなる継続的な取組が必要です。

施策の方向性

今後は、多くの世代と交流し、また、乳幼児と触れ合う機会を通じて、地域や人と人との交流への関心を高めていくよう啓発に努めます。

こども・若者の消費者トラブルの防止に向けた教育や情報発信を図ります。

自分の将来を自分で考えられるよう、職業体験の充実を図るとともに、キャリア教育の実施に向けて検討します。

いじめの防止に向けて、人権教育の充実を図るとともに、下田市いじめ問題対策連絡協議会の体制、活動の充実を目指します。

(1) 心の健全育成の推進

施策・事業	概要
多世代間交流の機会の拡大	<p>こども・若者が、地域の異なる世代の人たちと交流できるよう、各種講座や体験事業の参加対象の拡大を検討します。</p> <p>こどもが安心して自由に遊ぶ場を確保するとともに、高齢者の知識や経験の伝承や地域社会のニーズに応じた幅広い世代間の交流を促します。</p> <p>小・中学校において、乳幼児や妊婦、高齢者、外国人等、様々な立場・背景を持つ人との交流活動を推進します。</p> <p>「小1プロブレム」を解消するための幼小接続や「中1ギャップ」を解消するための小・中連携、中学校入学前の小学校間の連携を推進します。</p>

施策・事業	概要
消費者教育の推進	<p>こども・若者の消費者トラブルを防止するため、小・中・高校生を対象に、賀茂広域消費生活センターによる出前講座を実施し、注意点や相談先の周知を図ります。</p> <p>消費者トラブルが発生した場合の相談窓口を周知するとともに、相談体制の強化を図ります。</p>
グローバル CITY プロジェクト事業	<p>児童・生徒を対象に、下田の豊かな自然を体験する活動を通じて地域を知り、地域への誇りと愛着を持つ機会を提供します。併せて、開国の歴史を背景に国際性を育むことで、多様な文化や思考を受け入れるグローバル人材を育成します。</p>
心の教育の充実	<p>自他の尊重、他人との協働により、人としてよりよい在り方を目指す資質・能力の育成に向けた道徳教育の充実に努めます。特に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために「考え、議論する道徳」の授業づくりを推進します。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室（教育支援センター）等の関係機関と連携し、児童・生徒が抱える問題に対するきめ細かな対応を推進します。</p>
自分の将来を考える、キャリア教育の検討 新規	<p>児童・生徒を対象に、将来の夢、就きたい職業を考えるとともに、自分の経験や成長を振り返り、さらなる成長に生かすためのキャリア教育を検討します。</p> <p>地域の企業や店舗等の協力を得て、児童・生徒の仕事の体験学習を実施します。</p>

(2) いじめ防止対策の推進

施策・事業	概要
こどもの権利に関する広報・啓発活動の推進（再掲）	<p>「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」、いじめ防止対策推進法の趣旨の広報を行うとともに、人権週間や児童福祉週間、福祉イベント等、様々な機会や場を活用して、こどもの人権に対する意識啓発を推進します。</p>
いじめの現状把握、防止対策等の推進	<p>下田市いじめ問題対策連絡協議会において、市内のいじめの発生、解消の状況や取組の情報共有を図ります。</p> <p>いじめのほか、こども・若者の人権を侵害する行為への相談窓口の情報を配布し、いじめの防止に向けた対策につなげます。</p>

第3 青年期

1 地域への就労、安定した生活基盤づくりの支援

現状と課題

本市は、進学や就職を契機とした市外への流出が多く、若者の地域への定着、市外からの移住促進に向けて、仕事や住宅等のあらゆる視点からの受け皿整備が必要です。

施策の方向性

地域の魅力ある企業、産業の周知に向けて、ハローワークや地元企業等との連携を強化し、効果的な情報発信の充実を目指します。

市外からの移住希望者に対して、受け皿となる住宅の確保のため、市内の空き家の活用を検討します。

施策・事業	概要
地元企業への就職促進	市内及び近隣の高校生を対象に、関係機関と連携して、市内の企業、事業所に関心を持ち、就職につなげられるよう、総合的な探求の授業を活用し、意識啓発を図ります。 ハローワークや地元企業と連携し、若者の就業支援を充実します。
創業支援の充実	市内での創業希望者を対象に、創業に向けた相談対応や空き店舗の利活用等を促し、企業誘致を推進します。 また、市内にサテライトオフィスの設置や本社機能の移転を行う事業者に対して費用や移転場所等の相談に対応します。
下田市への移住促進	市内への若者の移住促進のため、静岡移住相談センターのイベントと連携するとともに、地域住民と移住希望者の交流やイベントの開催、インターネット上で移住情報を発信するなど、継続的なPRを行います。 移住就業支援金、地方就職学生支援補助金をPRするとともに、移住希望者と地域のマッチングを促し、長期的に生活可能な若者の移住を促進します。 移住促進のための取組充実に向けて、県や賀茂地区の6市町、NPO法人等との連携体制を強化します。 移住者への支援のため、下田市移住・定住サポーター制度を充実させるとともに、移住・定住サポーターの人材の確保、育成に努めます。 また、二地域居住やデジタルノマドといった多様な移住の形態に対応していきます。
「下田市空き家バンク制度」の登録及び利用促進（再掲）	市が運営している「下田市空き家バンク制度」を市民及び空き家所有者に周知し、空き家所有者に空き家バンクへの登録を促します。 また、子育て世帯や移住希望者が空き家情報を入手しやすくなるよう、市のホームページに情報を掲載し、最新情報を随時更新します。

2 結婚、結婚に伴う新生活への支援

現状と課題

婚姻件数は、平成 30 年以降増減を繰り返して推移しており、令和 5 年には 55 件となっています。

若者へのアンケート調査において、「できるだけ早く結婚したい」及び「いずれは結婚したい」と回答した方の合計が、男女ともに 6 割程度みられ、結婚に対する前向きな意向を示す回答は男女で同程度であることがみられます。

若者の出会いの場として、県及び県内市町が「ふじのくに出会いサポートセンター」を運営しており、市内在住の若者の利用促進が必要です。

施策の方向性

今後は、「ふじのくに出会いサポートセンター」を活用した出会いの機会の確保に努めるとともに、有効な助成施策について検討します。

施策・事業	概要
ふじのくに出会いサポートセンター（ふじのくに出会い応援事業）の利用促進	結婚を希望する若者を対象に、県及び県内市町が運営している「ふじのくに出会いサポートセンター」を活用し、出会いの機会を増やします。 若者の出会いを促進するため、「ふじのくに出会いサポートセンター」の利用料及び登録料の一部助成等を検討します。

3 若者やその家族に対する相談体制の充実

現状と課題

高校卒業後、進学や就職をした若者の相談窓口は少なく、悩みごとや課題を抱え込む若者は多数います。そこで、公的機関や専門機関における相談窓口の効果的な周知が必要です。

ひきこもりの解消や自殺予防等、若者の命を守り生活を再建するための支援体制の充実が必要です。

施策の方向性

進学や就職、結婚、家庭生活等、若者世代が抱える悩みごとを相談できる窓口、相談方法の周知、広報に努めます。

自殺予防対策、ひきこもり支援に向けて、支援体制や関係機関との連携体制の整備・充実を図ります。

若者本人だけではなく、家族を含めた複合的な課題を抱えているケースも想定されるため、それに対応する相談・支援体制（重層的支援体制）の整備について、検討します。

施策・事業	概要
悩みを抱える若者への相談・支援体制の充実	就学、就労している若者が、悩みごとを抱え込まないよう、相談窓口の広報に努めます。 若者だけではなく、家族を含めた悩みごと、課題を抱えるケースに対応できるよう、多様な支援につなげられる連携体制（重層的支援体制）の整備に向けて、検討します。
ひきこもりの若者への支援体制の充実	ひきこもりの若者の支援に向けて、一人一人の状況に応じた社会復帰ができるよう、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関の連携体制を整備し、支援体制の充実を図ります。
自殺予防に向けた教育・啓発の推進	自ら命を絶つ若者の減少に向けて、命の大切さ、一人一人の人権の大切さの認識を高められるよう、教育・啓発に努めます。 自殺予防を支援する取組として、ゲートキーパーの育成や、自殺予防週間等の機会を活用した情報発信・啓発を図ります。

第3節 子育て当事者への支援に関する施策

第1 子育ての課題解消を支援できる仕組みづくり

1 相談支援、情報提供体制の充実

現状と課題

本市では、子育て支援の拠点として「地域子育て支援センター」を運営しており、様々な活動の拠点として、また、情報発信や相談対応の窓口として機能しています。

また、「地域子育て支援センター」のほか、市や認定こども園、保育所等が相談機関としての役割を有しています。

情報発信について、「しもだ子育てガイドブック」の発行やインターネット上での情報発信を行っています。

施策の方向性

今後も、これまでの活動拠点を維持、運営するとともに、相談や情報発信の体制についても、時代の変化や地域の要請に合わせて、質の向上に努めます。

施策・事業	概要
地域子育て支援センターの機能充実	<p>地域子育て支援センターについて、保育士や保健師、子育てボランティア協力員等の人材の確保を図るとともに、子育て中の保護者の交流機会の提供や相談への対応、子育てサークルの育成・活動支援、家族の居場所の拡充、講座やイベントの実施、子育て情報の発信等、多様な施策の充実に努めます。</p> <p>また、定期的出張型事業を開催するほか、窓口での対応だけでなく電話や E-mail 等で子育てに関する悩みごとを受け付ける等、相談機能の多様化に努めます。</p> <p>こどもや子育て中の保護者が安心できるよう、施設の雰囲気づくりや職員の対応等、環境改善や職員の資質向上に努めます。</p>
多様な手段による情報発信体制の充実 重点6	<p>子育てに関する情報発信について、市のホームページや公式 SNS を活用して最新の情報提供に努めます。</p> <p>紙面による情報提供として、「しもだ子育てガイドブック」を充実・更新させるとともに、市広報誌の活用を図ります。</p>
相談支援の充実 重点6	<p>子育て世帯を対象に、出産前から子育て期に至るまで、切れ目のない相談支援に努めます。</p> <p>こども家庭センターにおいて、関係機関と連携しながら専門性の向上を図ります。</p> <p>認定こども園、保育所において、子育て相談に対応できるよう、地域子育て支援センター等との情報共有に努めます。また、各園において相談を受け付けていることを保護者に周知します。</p>

2 子育て支援実施体制の充実

現状と課題

本市において運営されている、一時預かり事業や病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の一時的な保育サービスについて、毎年度利用実績がみられるものの、利用希望に対して実施体制が不足している状況です。

子育て世帯が外出した際に利用できる特典や割引サービスの情報提供や下田わくわくパーク「これば！」の開催の支援、情報の発信を行っています。

施策の方向性

今後は、一時的な保育サービスの支援体制や質の向上を進めるとともに、延長保育・休日保育の実施に向けて検討します。

子育て世帯が安心して外出できるよう、県の制度の周知や利用を促進するとともに、市内の関係機関が実施する活動や集いの機会の情報発信に努めます。

施策・事業	概要
一時的な保育サービス等の充実	<p>定期的な保育サービスのほか、一時的な保育サービスとして実施している一時預かり事業や病児保育事業等、制度の周知と実施体制の充実に努めます。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業について、子育て中の保護者をはじめ、広く市民に制度の仕組みを周知し、「おねがい会員（依頼会員）」、「まかせて会員（提供会員）」の会員数の増加に努めます。</p> <p>病児保育事業について、実施している下田メディカルセンターに対し、運営費助成を継続するとともに、サービスを必要としている保護者が適切に利用できるよう、周知促進に努めます。</p> <p>これら一時的な保育サービス等について、事業者と協議を進めながら、利用定員の拡大や質の向上に努めます。</p>
延長保育・休日保育の実施に向けた検討（再掲）	<p>延長保育、休日保育について、その必要性や実施場所、保育時間、実施体制等について、慎重に検討します。</p>
子育て世帯への外出時の支援	<p>県が実施している「しずおか子育て優待カード」の周知や夏季の海水浴場駐車場割引制度の継続、充実に努めます。</p> <p>親子又は小学生だけで出かけられる居場所づくりとして、下田わくわくパーク「これば！」の開催等、多様な機会の確保に努めます。</p>

3 地域子育て支援体制の充実

現状と課題

子育て世帯を対象に、妊娠期から出産後、子育て期に至るまで、地域や学校において、教育・支援を実施しています。

施策の方向性

今後は、これまでと同様に地域社会の中で、子育てを支援していくとともに、子育てを支援する人材の確保や育成、関係機関・団体等によるネットワークの拡大、充実に努めます。

施策・事業	概要
子育て中の保護者への支援の充実	<p>地域子育て支援センターや乳幼児健康診査、プレママパパセミナー等の各機会において、家庭における子育てや教育に関する講習会、勉強会等を開催し、乳幼児期から保護者への意識啓発を図ります。</p> <p>市内各小・中学校に設立されている家庭教育学級により、保護者への啓発や保護者同士の交流・情報交換等を実施します。</p>
地域の見守り体制の充実 重点7	<p>民生委員・児童委員、主任児童委員等により、市内地域の子どもや子育て世帯の見守りの充実に努めます。</p> <p>交通事故の防止、自転車の安全な利用に向けて、児童・生徒を対象に交通ルールやマナーの向上を図ります。</p> <p>中学生の街頭指導等を強化します。</p>
子育てを支援する人材の確保・育成 重点7	<p>認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等の定期的な保育サービスや、一時的な保育サービスを担う人材の確保のため、市の暮らしやすさ・働きやすさ等の情報発信に努めます。</p> <p>地域でのボランティアやサークルの活動について、新たな団体の設立支援や活動支援の取組及び各団体の連携や活動機会の創出を支援します。</p>
子育て支援に向けたネットワーク、連携体制の充実 重点7	<p>子育て支援の連携充実に向け、定期的に「下田子育て支援ネットワーク会議」を開催し、関係機関・団体間の情報共有や課題検討を行います。</p> <p>さらに、参加団体の拡大や地域社会との連携強化を進め、活動内容の充実に努めます。</p>

第2 仕事と家庭の両立を支援できる意識づくり

1 仕事と家庭の両立に向けた支援の推進

現状と課題

若者世代へのアンケート調査において、子育てをする場合の夫婦の役割について、「夫婦の働き方によって役割を決める」と「夫婦で同じような役割を持つ」の割合が高く、「母親が中心に取り組む」は1.7%と少数にとどまっています。

本市では、結婚、出産後も仕事を続ける女性の増加に対応できるよう、仕事と家庭の両立や、男性の積極的な育児参加へ向けて啓発を行っています。子育てに積極的に参加する父親が増えるよう、父親向けの講座の開催等の施策を検討します。

今後も、ワーク・ライフ・バランスのさらなる浸透、育児休業の取得促進に向けて、市民や企業に対して法制度の周知を図る必要があります。

施策の方向性

仕事と家庭に関する若者の意識と地域住民や企業との意識の距離を縮め、若者世代が就職の目標とする企業風土が生まれ、また、若者世代が充実した生活を送れるよう、啓発や情報発信に努めます。

施策・事業	概要
ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた啓発の推進	子育て世帯や、今後家庭を築くことを目指す若者の仕事と生活の調和を目指すため、企業や市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスの普及、子育てに対する理解と協力を啓発します。 柔軟な働き方の普及に向けて、労働時間の短縮やテレワーク・フレックスタイム制の普及等、様々な取組を進めるよう、企業に対して啓発・情報発信に努めます。
父親の育児参加促進に向けた意識啓発	企業や市民を対象に、父親と母親が対等な立場でともに子育てに参加するよう情報発信、イベント開催等による啓発を検討します。
育児休業制度等の普及促進	企業や市民を対象に、ハローワークやその他関係機関と連携し、育児休業制度の普及・啓発に努めます。 特に、「男性の育児休業」の取得促進に努めます。

第3 家庭の個別的状況に応じて支援できる効果的な制度運用

1 経済的支援の推進

現状と課題

本市では、国が実施している児童手当、児童扶養手当、特別児童手当の各手当、助成制度を家庭の状況に応じて適切に支給しています。また、県の制度に市独自の補助を上乗せし、高校3年生以下の年代を対象に、医療費助成を実施しています。

今後も、国の制度や市の制度を活用し、幅広く連続した支援の実施が必要です。

施策の方向性

今後も、各種手当や助成制度等を周知し、必要な世帯に適切に支給することで、医療費や就学費用の負担軽減に努めます。

近年、全国的に学校給食費の無償化を実施する市区町村が増えていますが、自治体による格差を解消し、全国的な制度として施行されるよう、国や関係機関に働きかけていきます。

施策・事業	概要
経済的支援の適正な実施 (再掲)	<p>高校生までの世帯を対象に、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給を行うとともに、制度改正が行われたときは、改正後の内容の普及・啓発に努め、対象となる家庭を取りこぼすことなく、支援が行きわたるよう努めます。</p> <p>子育てに要する保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校入学予定者の保護者を対象に、中学校就学準備給付金を支給します。</p>
生活困窮世帯のこどもの生活支援、学習支援の充実 (再掲)	<p>生活が困窮している世帯の児童・生徒を対象に、生活困窮者自立支援制度を活用した、こども学習支援や仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、こどもと保護者の双方に必要な支援を行います。</p> <p>特に、ひとり親家庭は経済的に困難となるケースが多いことから、ひとり親家庭の現状を把握し、国の支援策と合わせて市として実施可能な支援策を検討します。</p>
特に支援が必要な乳幼児への経済的支援の充実(再掲)	<p>出生体重が2,500g未満の低体重児を対象にした入院治療費の一部助成を行い、乳児の健康管理と健全な育成を推進します。</p>
奨学金制度の普及(再掲)	<p>経済的理由により高等学校等への進学が困難な生徒を対象に、奨学奨励金を支給するとともに、必要な世帯に十分な支援を行えるよう、制度の普及・啓発に努めます。</p>
医療費助成制度の普及・啓発	<p>18歳到達後最初の3月31日までのこどもを対象に医療費助成を行っており、今後も継続するとともに、制度の普及・啓発に努めます。</p>
給食費の助成	<p>認定こども園、保育所の給食費について、一部助成を行うとともに、所得やこどもの人数に応じた減免措置を実施します。</p> <p>小・中学校の給食費について、国の制度による給食費の無償化実現に向けて、関係機関と連携して働きかけを継続します。</p>

2 ひとり親家庭の生活自立の支援

現状と課題

こども本人・保護者へのアンケート調査をみると、現在所有していないものの、今後ほしいものとして、ひとり親世帯では小中学生ともに「自分だけの本」や「こども部屋」の割合が比較的高く、中学生では「自分専用の勉強机」の割合も高くなっています。

ひとり親世帯への経済的支援として、ひとり親家庭就学支援事業費助成金やひとり親家庭等医療費助成制度、児童扶養手当の各手当、制度の適正な運用に努めています。

施策の方向性

今後も、ひとり親世帯に対して、適用可能な助成制度、手当等の適切な支給に努めるとともに、保護者に対して経済的な自立を支援するための就職支援を実施します。

既存の公的な制度のみならず、市の特性から実施可能な支援を検討します。また、学習の場や機会を持ってない児童・生徒の問題解消のため、関係機関と協議、検討します。

施策・事業	概要
ひとり親世帯のこどもを対象とした経済的支援の充実	ひとり親世帯を対象に、ひとり親家庭就学支援事業費助成金やひとり親家庭等医療費助成制度、児童扶養手当を支給します。 国の支援策と合わせて、市として実施可能な支援策を検討します。
職業相談の充実	ひとり親家庭の経済的安定のため、ハローワーク等関係機関と連携し、就業に関する情報提供や相談の充実を努め、正規雇用を中心とした就職活動を支援します。
学習支援の検討 新規	ひとり親世帯の児童・生徒を対象に、授業の補習や進学に向けた学習の場、機会の確保に向けて関係機関と協議、検討します。

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

第1節 こども・若者の社会参画・意見反映

第1 多様な意見の聴取、施策への反映方法の充実

今後、こども・若者や子育て世帯に関連する施策の検討・推進に当たり、施策の対象となる年齢層の意見を聴取し、市政や地域活動に反映できる仕組み、地域社会に参画できる仕組みを検討します。

市内で生活する外国にルーツを持つこども・若者や、障害や慢性疾患等のあるこども・若者それぞれの状況に応じた適切な対応が必要となることが想定されるため、県内外の事例を参考に、効果的な意見収集を図ります。

また、施策の検討、反映に活用した意見を公表するなどし、さらなるこども・若者の意見表明、社会参画の促進につなげます。

第2 こども・若者が社会に参画しやすい環境の整備

地域社会において、こども・若者の世代が自分の意見を持ち発信できるよう、意識の啓発や地域活動への参画意識の育成を図ります。

また、若者の世代が地域社会への関心を高め、地域活動に参画できるよう、活動支援や活動への理解促進を図ります。

これらの取組に当たり、関係機関と連携し、こども・若者の積極的な参画を後押しできるように、支援体制の整備・充実に努めます。

第2節 こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制

第1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

1 教育・保育人材、ボランティア等の人材育成

こどもの年齢に応じたきめ細かな教育・保育を実施できるよう、国配置基準の更新に配慮しながら職員の確保・配置に努めます。なお、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育事業や地域における子ども・子育て支援事業において事業の多様化が進んでいることから、必要な人材の積極的な確保に努めます。

人材の確保に当たっては、一度職場を離れた有資格者の受け入れや、職員の人脈、広範囲な求人等の多様な取組を進めます。併せて、職場の環境改善や職員の心身のサポート体制の支援充実に努めます。

ボランティア人材については、地域の現役世代の人口減少が続いていることから、子育てが終了した世代やこれから親になる世代を中心に、ファミリー・サポート・センター事業の「まかせて会員」や子育てサポーターといった参加・協力していただける人材の確保及び育成に努めます。

また、社会福祉協議会と連携し、市内外で活動する活動団体やボランティア、NPO 法人等の活動支援や連携体制の構築に努めます。

2 こども・若者、子育て世帯にやさしい地域づくりに向けた意識啓発

こども・若者、子育て世帯にやさしい地域づくりに向けて、幅広い年齢層を対象に、意識啓発や関連する情報の発信に努めます。

また、学校教育や社会教育の場において、児童・生徒、若者から将来自分が親になることを想定し、市民同士の互助や交流の一環として、子育て世帯等を手助けできる意識の啓発に努めます。

3 関連情報の発信

本市における子育て情報として、「しもだ子育てガイドブック」を発行しているほか、市ホームページ・SNS、市広報誌を活用した情報提供を実施しています。今後も、ガイドブックやホームページ、SNS等を活用し、市民に関心を持っていただける情報発信に努めます。

第2 地域における包括的な支援体制の構築・強化

こども・若者の育成に関わる関係機関等の連携に向けて、下田子育て支援ネットワーク会議を開催し情報共有を図るほか、子育て支援活動者への支援、民生委員・児童委員等との連携強化を図ります。

地域子育て支援センター等各窓口において、教育・保育・福祉等の各種分野が連携し、地域の人材や専門職の協力を得ることで、多様で複合的な課題を解決する相談支援体制の充実を目指します。

第3節 評価指標及び数値目標の設定と進捗管理、計画の周知

第1 評価指標及び数値目標の設定

基本理念に掲げる「夢を育み健やかに成長するまち下田」の実現に向けて、次ページのとおり評価指標及び数値目標を設定し、本計画に記載する各施策を推進していきます。

第一に、基本理念の実現のために、こども・若者、子育て当事者の主観的評価に基づく数値目標を設定します。こども・若者、子育て当事者等の一人一人の幸福感や安心感の向上を目指す観点から、計画全体の進捗状況を当事者の主観的な視点から評価していきます。

第二に、第4章及び第5章で示した各施策・事業の進捗を客観的に評価するための指標を設定します。基本理念及び基本目標の実現に向けて、本計画に掲げる具体的な施策の進捗状況について、取組実績を基に評価することで、こども、若者、子育て当事者の置かれた状況等を正確に把握していきます。

1 基本理念の実現のための数値目標（主観的評価）

評価指標		数値目標	
		基準値 (令和6年度、7年度)	目標値 (令和10年度)
「こどもは権利の主体である」と感じるこども・若者の割合		59.6%	70.0%
家族や学校・塾の先生以外で、相談できる大人や自分を大切にしてくれる大人がいるこども・若者の割合	小学5年生	83.5%	90.0%
	中学2年生	79.7%	90.0%
	17歳年代	83.3%	90.0%
気兼ねなく相談できる相手がいる保護者の割合	小学5年生の保護者	87.2%	90.0%
	中学2年生の保護者	88.6%	90.0%
	17歳年代の保護者	65.2%	80.0%
「結婚、出産、子ども・子育てに温かい支援施策が市で実施されていると思う」と感じるこども・若者の割合		16.5%	50.0%

※ 貧困線以下の世帯に係る項目は、17歳世代の貧困線以下の世帯が3世帯のみであるため、目標を設定しない。

※ 基準値は、令和6年度にアンケート調査を実施したが、より正確なデータを把握するため、令和7年度に追加調査を実施。

2 各施策の数値目標・指標（客観的評価）

評価指標			数値目標	
			基準値 (令和6年度、7年度)	目標値 (令和10年度)
こどもの人権教育			—	各学校で年1回実施
毎日朝食を摂る児童・生徒の割合	小学5年生	88.2%	100.0%	
	中学2年生	79.7%	100.0%	
	17歳年代	83.2%	100.0%	
乳幼児健康診査受診率			—	100.0%
貧困線以下の世帯において、経済的な理由で食料・衣類を購入できなかった世帯の割合	小学5年生	食料	0.0%	0.0%
		衣類	7.1%	7.1%
		食料・衣類両方	28.6%	8.3%
	中学2年生	食料	9.1%	2.0%
		衣類	18.2%	14.9%
		食料・衣類両方	31.8%	13.9%
乳幼児オンライン健康相談登録率			32.8%	70.0%
公共施設、地域資源を活用した居場所の開設			—	月1回開設
理想を下回るこどもの人数の世帯の割合	小学5年生の保護者	36.0%	18.0%	
	中学2年生の保護者	41.4%	20.0%	
	17歳年代の保護者	37.6%	18.0%	
	17～39歳	79.5%	39.0%	

第2 計画の進捗管理

1 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、事業の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の事業や計画の見直し等に反映させていく必要があることから、定期的に計画内容の進捗管理及び評価を行います。

また、令和12年度に「下田市子ども・子育て支援事業計画」との一本化を予定しており、その際に関連施策を含めた進捗状況の確認、施策評価を行います。

2 計画進捗状況の公表

本計画で示した施策・事業の実施状況、目標達成状況及び会議における検討内容や提言等を、広報誌やホームページ等を活用して必要に応じて公表し、市民や関係者へのわかりやすい周知を図ります。

3 市民意見の収集

市民や当事者の意見を施策に反映させるため、子育て支援サークル活動や各種教室及び児童相談の場等を利用して意見の収集に努めます。

第3 計画の周知

計画の推進に当たり、子ども・若者や子育て世帯といった当事者はもちろん、事業者、ボランティア団体・NPO法人等の関係者に対して、施策内容や個別事業の内容、対象範囲等、必要な情報が行き届くよう配慮します。

また、本計画は市の総合的な子ども施策、地域での若者の就職や生活、新たな家庭づくり等、地域の将来の在り方に関わる計画であることから、全市民が関心を持ち、本計画の各施策に意識を向けられるよう、効果的な情報発信に努め、理解促進を図ります。

市の広報誌やホームページ等を通じて情報発信を行うとともに、認定子ども園や保育所、学校、市の行事・イベント等における概要版の配布等、様々な媒体・機会を活用して広報活動を実施します。

第4節 県、関係機関等との連携

本計画の策定、推進に当たって、子ども大綱及びしずおか子ども幸せプランを勘案するとともに、県や賀茂地区各町との連携を図ります。また、他自治体の事例収集に努めます。

また、地域の現状、課題、支援が必要な市民の実態等について、関係する各団体やNPO法人等、専門機関等との連携を図ります。

資 料 編

1 下田市こども計画策定推進協議会規則

令和6年9月27日規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、下田市附属機関設置条例（昭和43年下田市条例第25号）に基づき下田市こども計画策定推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) こども施策に関する学識経験のある者
- (2) こども施策に関する関係団体から推薦を受けた者
- (3) こども施策に関する事業に従事する者
- (4) 市内の保育所、認定こども園、小学校及び中学校に在籍する子どもの保護者並びに下田市地域子育て支援センターの利用登録者
- (5) 市民
- (6) 経済団体又は労働者団体から推薦を受けた者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によって満了するものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 策定経過

開催回数	日付	協議事項、報告事項
令和6年度 第1回	令和6年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・下田市こども計画について ・アンケート調査内容について
	令和6年12月4日 ～12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・こども計画アンケート調査の実施 ①小5・中2・17歳年代とその保護者
	令和6年12月4日 ～12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・こども計画アンケート調査の実施 ②17～39歳
	令和7年1月27日	子育て当事者のワークショップ
	令和7年2月～3月	関係団体へのヒアリング調査
令和7年度 第1回	令和7年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度各種調査報告及び特徴・傾向について ・今後の方向性について ・骨子案について
	令和7年9月3日 ～9月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・こども計画アンケート調査（追加調査）の実施 ③下田高校2年生とその保護者
令和7年度 第2回	令和7年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討
令和7年度 第3回	令和7年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討 ・パブリックコメントの実施について
臨時開催	令和7年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討
	令和8年1月6日 ～令和8年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント
令和7年度 第4回	令和8年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画素案の審議及び最終確認 ・答申案の確認

3 委員名簿

令和7年4月現在

分類		氏 名	所属・職名
1	1号委員	原 鋪 夫	行政 0B
2		白 井 有 子	元下田認定こども園園長
3	2号委員	久保田 勝	(福) 下田市社会福祉協議会主幹
4		野 呂 美佐恵	下田市・しもだ子育て応援隊ぽっぽ
5		大 内 仁 美	子育て応援にこにこサークル
6	3号委員	田 力 いづみ	(福) 聖愛福祉会ひかり保育園主任
7		土 屋 恵 美	下田認定こども園園長
8		近 藤 直 子	白浜小学校放課後児童クラブ
9		菊 池 正 仁	稲生沢小学校校長
10		山 本 英 希	下田中学校教頭
11		石 代 晃 司	下田高等学校副校長
12	4号委員	土 屋 裕希子	下田認定こども園保護者
13		本 山 翔 子	下田市 PTA 連絡協議会会長
14		大久保 悟 郎	下田中学校 PTA 会長
15	5号委員	高 橋 幽香子	市民
16	6号委員	齋 藤 勝 人	賀茂労働者福祉協議会会長
17	7号委員	平 川 博 巳	学校教育課長
18		加 藤 晶 子	福祉事務所長

4 用語解説

あ行

医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練、又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行う事業。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満及び18歳以上で高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に在籍する者）。

NPO

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとされている。

か行

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。「命の門番」という意味で名づけられた用語。

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

さ行

ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

ジェンダーギャップ

男女の違いにより生じる格差。

児童憲章

日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るものとして、昭和26年5月5日に制定された宣言文。

児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、飢餓や貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指して平成元年11月20日に国連において採択。わが国では平成6年5月22日より発効。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

児童扶養手当

父母が離婚し、ひとり親となった家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までのある児童、又は20歳未満の障害児）を監護する保護者を対象に支給される手当。

就学援助

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者を対象に、学用品や体育実技用具費等の購入費の一部を支給する制度。

食育

食育基本法の中では、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされている。

触法少年

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、及び当該の任に就く者のこと。学校において、不登校や問題行動などに対応するため、相談業務や心理専門の仕事を行う。

スクールソーシャルワーカー

福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者のこと（社会福祉士、精神保健福祉士等）。学校において、児童生徒の福祉に関する支援を行う。

な行

認可保育所

保育室の面積、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設を、認可外保育施設、無認可保育所と呼び区別される。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。運営内容に応じて「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」がある。

は行

犯罪少年

14歳以上の犯罪行為をした少年。

ピアサポート

障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障害のある人などの相談に応じ、問題解決のための助言を行うこと。

貧困線

等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。

プレコンセプションケア

「妊娠前の健康管理」という意味。WHOは「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義。

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者。

放課後児童クラブ

保護者が就労や病気などの理由により、放課後家にいない家庭の児童の健全育成を図るために、放課後の一定時間預かる施設。。

放課後等デイサービス

学校通学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を提供する。

母子生活支援施設

ひとり親家庭の母子を入所させて保護するとともに、入所者の自立促進のための生活支援、退所者への相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

夢を育み健やかに成長するまち下田

～開国の歴史と豊かな自然の郷土下田で、すべての子ども・若者が夢を抱きそれに
向かって幸せに暮らせるよう、地域をあげて応援するまちをめざします～

下田市 こども計画

発行年月：令和8年3月

発行：下田市

〒415-0011 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号

TEL：0558-22-2216 FAX：0558-22-3910

編集：下田市福祉事務所